

長野県教育文化会議

第63回定期代議員会議案書

第1号議案 I. 2023年度事業報告 P.4 – P.22

第2号議案 III. 2024年度 研究事業計画 P.36 – P.52

第3号議案 IV. 2023年度決算 別冊

第4号議案 V. 2024年度予算案 別冊

第5号議案 VI. 役員選出 P.53 – P.56

長野県教育文化会議規約 P.57 – P.61


資料（総合研究会概要） P.62 –

2024年6月8日

第 63 回定期代議員会議案書 目次

第 1 号議案	I. 2023 年度事業報告	P.4－P.23
第 2 号議案	III. 2024 年度 事業計画	P.37－P.53
第 3 号議案	IV. 2023 年度決算	別冊
第 4 号議案	V. 2024 年度予算案	別冊
第 5 号議案	VI. 役員選出	P.54－P.57
長野県教育文化会議規約		P.58－P.62
資料（総合研究会概要）		P.63－

教文 LINE 公式アカウント『登録手順』

- ①LINE 起動
- ②右上人型マーク  +タップ
- ③QR コード選択・読み込み



教文会議から研究会のお知らせをお送りします。ぜひご登録下さい。（※グループ LINE ではありません教文のお知らせのみが届きます）

2024年度 主要活動日程

月	研究会	諸会議	その他
4	20 総合研究会①（オ） 児美川孝一郎さん講演	13 教文委員総会（オ） 27 第1回運営委員会（オ）	
5		6 県教研分科会役員会（オ）	25 高教組定期大会
6	22 総合研究会②松本市 「特別支援教育」岡耕平さん	8 定期代議員会（オ）	
7	27 総合研究会③（参集）	7 県教研分科会役員会（オ） 27 第2回運営委員会（参集）	
8	（下旬）教育のつどい		
9	7 上小支部 14 上伊那支部 28 下伊那支部 更埴支部 （下旬）木曾支部	教育課程研究協議会（県下4地区）	7 保護者教職員のつどい
10	4 佐久支部 5 長水支部	6 県教研共同研究者・分科会役員 合同会議	
11	2 県教研（オンライン・参集併用）	23 第3回運営委員会	
12	7 総合研究会④ 「ジェンダー平等の教育」		
1	11 総合研究会⑤		25-26 高校教育シンポジウム
2		15 第4回運営委員会	
3			22 態勢確立学習交流集会

[注]（オ）：オンライン、（ハ）：ハイブリッド、（参集）：参集形式
 ※年度当初の予定であり、今後の日程、実施を変更する場合があります。

2024 年度教文会議の重点的な研究・課題

教職員が生徒理解を深め、教育的力量を高めることは生徒の成長、発達を保障する上から重要であり、そのため自主的、民主的研修を充実、発展させます。

【主権者市民を育てる教育を追求する】

1. 憲法教育の課題を明らかにするとともに、憲法と 47 年教育基本法、子どもの権利条約の持つ歴史的意義を学習し、憲法の理想を実現する教育を追求します。
2. 18 歳選挙権と民法成年年齢引き下げの下で「平和的な国家及び社会の形成者」を育成するための課題を明らかにします。教文会議が提起した「共通教養」（2006 年）について認識を深め、それに基づく教育実践の取り組みを会員相互で研究、交流します。主権者市民教育をすべての教科、教育活動で取り組みます。
3. 3. 1 1 はじめ災害やコロナ禍を経験する中、引き続き、生徒の学習の実態や意欲について調査・研究し、創造的な教材の研究と開発、生徒参加の授業論を展開しながら、生徒とともに豊かな学びの空間を追求します。

【青少年をとりまく状況の研究・分析をする】

4. 貧困など青少年をとりまく厳しい状況の中で、学校から社会への移行や自立の困難さを分析、研究します。また職業・労働教育の研究や実践を交流します。共同の視点に立ち、格差と自己責任論を乗り越える社会のあり方を追求します。
5. 東日本大震災・福島第一原子力発電所の実相をあらゆる角度から科学的に分析します。地域格差を利用した国のエネルギー政策を教育の視点から批判的に分析し、安心かつ安全な地域づくり・市民社会づくりを研究し提起していきます。また、度重なる災害、2020 年以降新型コロナウイルスなどの諸問題に学校教育の安全安心、環境教育、公衆衛生教育他様々な観点から学校教育の諸課題を明らかにします。とくにコロナ禍以降のさまざまな教育実践を集積して、めざすべき高校教育の姿への提言を繰り返してゆきます。
6. 新自由主義やグローバリゼーションに対抗するため、地方自治・再生の視点を持ちながら地域市民とともに、地域で子どもを育てる教育のあり方を追求します。

【民主的學校づくりの実践と研究を追求する】

7. 2006 年教基法等の問題点を確認し、教育を受ける権利と豊かな後期中等教育をすべての青年に保障するという立場から、現在進められている「学びの改革 実施方針」（「高校改革～夢に挑戦する学び～実施方針」）の問題点を明らかにし、私たちの新しい高校教育施策策を提起します。
8. 新学習指導要領（2018 年 3 月告示、2022 年以降全面実施）を引き続き分析し、その問題点を明らかにして、民主的學校づくりの観点から自前の教育課程づくりの実践に取り組みます。
9. 教職員・生徒・保護者・地域市民による参加と共同の學校運営・教育活動のあり方を研究します。全教職員による議論と合意形成を重視し、三者・四者協議会など「開かれた學校づくり」をめざします。

10. 自主的、民主的な研修を追求します。とりわけ「教育公務員特例法の一部を改正する法律」(2017)及び、改正教育職員免許法(教免法)施行(2022年7月)による教員免許更新制廃止、それに伴い2023年4月より施行された教育公務員特例法による新たな研修制度を分析、批判し、教職員の教育的力量を高め、より豊かな教育実践を展開できる研修のあり方を提起します。
11. 「学校評価」と「教職員評価」を一体のものとして学校の教育力の向上に向けて主体的・創造的に取り組みます。「観点別評価」はじめ様々な「評価」に対し憲法の下、生徒・教職員の成長に寄与する視点よりその是非、教育のあり方を追求します。
12. インクルーシブ教育の理念にならい、特別支援教育のあり方及び特別支援教育に必要とされる諸条件や2018年度から導入された高校における「通級による指導」について研究をすすめます。外国由来も含め様々なニーズを持つ生徒の視点からの学校づくり、授業づくりを追求します。

I 事業報告：活動のまとめ

[1]2023年度主要活動日誌

月	研究会	諸会議	その他
4	23 総合研究会①「宗教右派と教育への介入」(オ)	15 教文委員総会(オ) 29 第1回運営委員会(オ)	
5		7 県教研分科会役員会(オ)	27 高教組定期大会
6	25 総合研究会②「特別支援教育を考える」(オ)	10 定期代議員会(オ)	9 第1回進路指導研究協議会(教文進路指導研究会がレポート発表)
7	22 総合研究会③「主権者教育」(松本大学)	22 第2回運営委員会 松本大学	
8	4 学校保健全県研究会 8 家庭科全県研究会(安曇野市)		18-20 教育のつどい(東京都)
9	9 上小支部教研 15-16 理科教育全県研究会(諏訪市) 16 高水支部・上伊那支部 23 更埴・諏訪・下伊那・松筑・安曇支部 30 木曾支部	4-15 教育課程研究協議会	2 保護者教職員のつどい
10	6 佐久支部 7 長水支部 27 家庭科研究会県教委懇談会	9 県教研分科会役員・共同研究者合同会議(オ)	

11	25 学校保健全県研究会	19 第3回運営委員会（オ）	4-5 県教研（東御清翔・オ）
12	9 総合研究会④「ジェンダー平等の教育研究会」（オ）		10 開かれた学校づくり全国交流集会（オ） 23-24 民主教育研究所全国教育研究交流集会（オ）
1	21 総合研究会⑤「デジタルシティズンシップ教育」 27 技術・職業教育全県研究会（塩尻総合文化センター）		27-28 高校教育シンポジウム（宮城県松島）
2	17 青少年文化全県研究会（高校会館）	10 第4回運営委員会（オ）	17 開かれた学校づくり全国連絡会・生徒学生交流会（オ） 25 語ろう、子どもと教育～参加と共同の学校づくり教育課程づくり（オ）
3			23 態勢確立学習交流集会（オ）

[2] 2023年度の活動

1 職場教文活動

2023年5月にコロナが5類感染症に移行されました。社会全体で以前の生活を取り戻しつつある中で、2023年度は、制約を残しながらも、徐々に本来の学校生活を取り戻そうとする一年となりました。従来も実施されるようになり、修学旅行や文化祭など様々な行事も、実施されました。

授業だけでなく生徒会活動・HR活動においても Google クラウドが導入され、生徒一人一台タブレットが普及しています。便利なツール・あらたな教育手法が取り入れられ、新しい授業実践の展開を生む機会にもなっています。

一方、それらICT機器を用いた授業がもたらす教育的なメリットやデメリットについても、さらなる研究が必要です。教職員がお互いに情報交換を密にし、協力し合い、同僚性を発揮して、本来の教師の専門性や学校教育の持つ意味を再確認することが必要となっています。

教育活動の基本は職場です。私たち教職員が多くの時間を過ごす職場における自由闊達な議論と実践が、毎日の原動力となり、教育活動の豊かな可能性へとつながります。まずは職場内で、ちょっとした実践、ささやかな実践を共有し、教育について語り合いたいものです。そこから、支部、県、全国、さまざまな機会において実践と検証をし合う中で、充実を図りより生き生きとした教文活動ができていくのです。DX教育施策に翻弄されるこ

となく、学校本来の教育の意味 と同時に教文会議の意義を再確認する機会でもあります。

教文活動は、生徒・保護者・地域の願いに応える「開かれた学校づくり」を進める上でも重要性を増しています。

(1) 職場教研

職場教研は 2023 年度も、職場教研の活性化を図るために 100 万円を予算化し、申請のあった 14 校学校には各 2 万円の補助をしました。教研の内容は、授業研究・生徒理解の研修や、職員同士の親睦を図る催しなど多岐にわたります。

公的な研修だけではなく、自ら学び続けることが大切です。外部講師を探さなくとも、職場には、講師と呼べるだけの知識や特技を持った同僚がいます。また、職場内で教えあうことで、尊敬し合い、助け合う雰囲気を生み出すことができます。コロナ禍の数年間で、孤立し悩みを一人で抱えたまま過ごしてきた教職員も多く存在するのではないのでしょうか。同僚性を持って授業、生徒指導などでの悩みをお互いに話し合い、共有すること、気軽に学び合える「職場教研」を開催し続けることが今こそ大切です。

(2) 公開授業

ほとんどの学校が、学校全体で公開授業を実施しており、中には、年間で 5 回以上実施した学校が 7 校もありました。新しい授業形態が常体化する中で、授業研究の実施が盛んになってきています。そこには、官制研修の一環としての研究会もふくまれているとしても、教職員全体のスキルアップを図るために実施することには大きな意義があります。授業公開期間を設定して事後に意見交換を行うなど、授業改善に役立っている学校も 増えてきています。授業力・教育力を高め合うための授業公開は、教文活動が早くから主張していたものです。箕輪進修高校で実施している、講師を招いての公開授業と研究会は、「授業づくり」を学校づくりの大きな柱として位置づけ、8年間続けられています。ベテランの教員が「自分の授業観が大きく変わった。」と感想を述べるなど、成果を上げています。

2 支部教文活動

(1) 支部教育研究集会（支部教研）

昨年度は、新型コロナウイルス感染症のために開催中止を余儀なくされていた支部もありましたが、2023 年度は、9 月 9 日(土)の上小支部から始まり、10 月 7 日(土)の長水支部まで 11 支部で開催されました。一部オンラインも併用しながら、そのほとんどが参集型での開催となりました。

集会が困難な状態が訳 3 年以上続き、それに伴い、教文会員も減少する中で、教職員の学びを止めないために支部事務局はじめ各校の教文委員の方達に ご尽力いただきました。感謝を申し上げます。

支部名	開催日	会場	講演・講師
			分科会
高水・須坂	9月16日(土)	飯山高校	神戸和佳子さん(長野県立大学)「問い、聴き合い考える ～哲学対話のたのしみ」 教科別(国語・理科)課題別(学校保健)

長水	プレ集会 9月2日(土)	長野県教育会館3 F	映画上映「チョコレートな人々」
	10月7日(土)	支部教研は オンライン	高橋哲さん(大阪大学・教育法学者) 「働き方改革のいま～給特法の解剖」 教科別(国語・外国語・社会科・算数数学 ・理科・家庭科) 課題別(教育条件確立の運動・生活指導自治活動・特別 支援・学校保健)
更埴	9月23日(土)	長野南高校 参集とオンライン 併用	寺町晋哉さん(宮崎公立大学准授) 「生徒も教職員もジェンダーに縛られないために～ジェン ダーと教育入門編～」 (講演会のみ他支部にも参加者を募る) 教科別(国語・理科・美術・家庭科・学校保健) 課題別(地域と環境教育)
上小	9月9日(土)	上田東高校 参集	赤塚正一さん(小諸市教育委員会教育支援センター相談 員・指導主事)「発達障がいのある児童生徒のウェルビー イングの実現～本人の将来を見据えた切れ目のない支援 について考える～」 教科別(国語・外国語・社会科・数学・理科・技術職業情 報・家庭科・図工美術・音楽・保健体育・図書館・学校保 健) 課題別(生活指導不登校・特別支援・教育条件整備・保護 者地域との連携・総合的な学習・環境教育・人権平和国 際理解・選抜制度と進路保障)
佐久	10月7日(土)	野沢中学校 参集・オンライン併 用	岡野八代(同志社大学) 「ケアをめぐる視点」 教科別・課題別分科会
諏訪	9月23日(土)	岡谷東高校 参集	馬場智一さん(長野県立大学) 「誰でもできる哲学対話」(図書館教育と合同) 教科別(国語・外国語・社会科・家庭科)
上伊那	9月16日(土)	上伊那農業高校 参集	宮下与兵衛さん(東京都立大学客員教授) 「なぜ日本の大学生は発言しない、討論できないのか」 教科別(国語・社会科・外国語・数学・理科・保健体育・工

			業・商業・学校保健・学校司書) 課題別(教育課程・定痛・図書館教育・青少年文化・教育 条件整備学校づくり・地域と環境教育・特別支援)
下伊那	9月23日(土)	飯田高校 参集	岡本尚也さん(一般社団法人Glocal Academy 代表理事) 「効果的な探究活動のためのポイントとカリキュラムマネジ メント」 教科別(国語・社会科・外国語・数学・理科・家庭科) 課題別(図書館教育)
木曾	9月30日(土)	木曾青峰高校 ・木曾福島宿	「地域巡検」案内人と歩く福島宿史跡めぐり、文化体験
松筑	9月23日 (土)	松本工業高校	西野貴博さん(株式会社松本山雅) 「現代のアカデミー選手の育成」 教科別(国語・社会・外国語・理科・家庭科・学校保健・美 術・書道)
安曇	9月23日(土)	大町岳陽高校	講演会 開催せず 教科別(外国語・学校保健・学校司書) 課題別(図書館教育)

- 多忙化の中、支部活動をどう継続し、活性化していくのかは課題ですが、教職員の研修に対する要望があることも丁寧に扱いたい点です。職場の多忙化による教職員の孤立が原因となって、一人で悩み、心身を壊し教職を去ることをとどめることができれば、教文会議の果たす大きな役割となり、存在意義と言えるでしょう。
- 「自分が深めたい教育課題や今抱える悩みは何か」というアンケートを 2022 年度、初めて 実施しました。その結果「教科の指導方法」が最も多く 50%でした。次に、「生徒指導・生徒対応」「ジェンダー平等と教育」「教育 DX・ICT 教育」「進路指導・キャリア」「特別支援教育」などが上位をしめました。すべて、目の前の生徒とう向き合ったらよいのか、という教師の悩みと、生徒の成長を願う思いがそこから読み取ることができます。そして何より、それらの課題解決の糸口を、教文を通して学び、教師としての専門性を高めたいという、前向きな姿勢が見てとれます。このような状況だからこそ、教文 会議の存在価値はますます大きいといえるのではないのでしょうか。

(2) ミニ教研、支部独自企画

- 上小支部

ミニ教研

講演会 2月3日(土) 13:15～ 丸子修学館高校 大講義室

演題 「発達障がいのある小中高校生の不登校・留年・中退を防ぐ学習会」

(3) 支部の各研究会活動

活動の成果として以下のような報告がありました。

● 高水・須坂

教研集会の記念講演について これまで、観点別評価、政治、戦争と平和、ICT など教育問題について講演会を依頼することが 多いように感じた。また、これまで参加してきた組合、教文の講演会はどれも講義式であり、身をもって体験することが少ないように感じていた。そこで今回は、コロナ禍が落ち着いてきたことを 受け(実施時期は増加していたが)、教員同士の対話が少なくなってきた今だから「対話」を通じて 交流を図ることにした。成果としては、非常に有意義な会になったと思う。アンケートにも「対話の大切さを学べた」、「時 間が足りない。もっと体験したかった」「講義形式よりも内容の濃い研修になった」など非常に良い意見が多かったので成功といえる。

● 更埴支部

支部教研の全体会の記念講演会は、「ジェンダー平等の教育研究会」とのコラボにより、費用面・運 営面のサポートにより、宮崎公立大学准教授の寺町晋哉氏を招いて開催することができた。また、 対面とオンラインのハイブリット形式で、全県に参加を呼びかけ、少ないながらも遠方からもリモートで参加してもらった。参加者アンケートでも高評価をたくさんいただき、よい講演会となったと思う。

● 長水

例年通り小中学校と高校の共同開催で支部教研を行った。中学校の先生からは「保健体育教育分科会を開催したい」という要望があり、人数が集まらず結果的に実現しなかつ たが、積極的な活動がみられた。講演会には ZOOM にて 60 名ほどの参加があり、好評だった。

● 上小支部

コロナ禍以前と同様の参集型の支部教研が復活し、講演会は小体育館が埋まる参加者がいた。研究会によっては教室いっぱいの参加者がいる分科会がありよかった。

● 上伊那支部

- ・昨年度は1回しか委員会が開かれず、教文活動が壊滅的だったのを、今年は通常に戻すべく努力し、来年以降の活動に道筋がつけられた。
- ・コロナの 5 類移行に伴い、4年ぶりの通常開催ができた。来年への橋渡しができた。
- ・講師に地元在住の宮下与兵衛氏を招くことができ、高校生や保護者も参加いただき、質疑応答 も活発にできた。
- ・作品展・通信展を行うことができた。
- ・教文通信でアピールできて良かった。

● 下伊那支部

- ・教研集会の講演会がたいへん好評でした。岡本さんには総合的な探究の時間の目的や方法について網羅的に、かつ具体的にお話いただき、各学校ですぐに実践できる内容となっていました。ご案内をもっと積極的にいき、オンラインでも参加できるような方法を取ってもよかったですと思いました。
- ・新課程2年目ということで、新設科目の様子や観点別評価の方法や実態についての情報交換を企画した分科会が多かった。また ICT 機器の活用についての関心も引き続き高かった。

● 松筑支部

参集で実施。「若者の育成」という観点で講演テーマを選定。学校外でも同じ問題を抱えていることや取り組みの様子などから学校教育でのヒントをいただけ大変好評であった。4年ぶりの参集での実施に不安はあったものの、終えてみれば参集でよかったとの声があった。小人数教科は情報交換の場として支部教研は有意義。

● 木曾支部

3年間完全に停止していた木曾支部の活動を、まずは少人数ながらも再開できたことが大きな一歩になったと考える。ICT機器の活用や授業での実践を共有したり、3観点評価の基準について情報交換をしたりすることで、教科の枠を越えて新しい視点を得られる時間となった。また、木曾巡検として木曾馬見学・乗馬体験を行い、木曾ならではの文化を体験することができた。

● 安曇支部

講演会は実施せず。昨年よりも開催できる分科会を増やしたいという思いはあったが、数多くの研究会の実施には至らなかった。家庭科の研究会は ICT 機器を活用した授業実践を、外部講師を招いて実施。外国語研究会は各校の観点別評価についてなどを中心に、現状報告を行った。

(4) 支部教文活動の課題

①講演会講師について

過去の資料はあるが、年度が明けてから講演依頼をしても間に合わないことが多い。今後は各支部の教文委員会で次年度の講師を検討して引き継ぐ必要があると思う。ただ単に資料を渡されて、検討しろと言われても初めて担当する人間にとってどのようにすれば迷うばかりである。どこに連絡するべきなのか、最初は電話が良いのか、メールでもよいのかなどもっと詳しくレクチャーをしてほしい。支部ではこの後、各分会に呼びたい講師をアンケート調査し、連絡先などを可能な限り調べ、データベース化し、次年度の教文部長に託したいと考えている。

②研究会長について

各校の研究会代表者が出そろったのが、8月末であり、研究会長を決めることが出来なかった。何度も呼びかけたが、応じてもらえない委員もいて非常に困難だった。代表者名簿に記載されているメール提出「学校➡支部 4 月末日締切➡県事務局 5 月末日」この記載が混乱を招いている(支部を飛ばして県にメールをした委員がいた)。研究会長の決め方の例くらいは欲しかった(参集なのかオンラインでも可なのか)。とにかく例が欲しい。

③参加人数について

新人体育大会の引率で参加できない先生、10年研修(社会体験)で参加できない先生、地域のイベントで参加できない先生など少ない人数になってしまった。今回の記念講演後に「もっと多くの先生

に参加してほしい」とご意見を頂戴した。もっと魅力を発信できると良かったと考えている。また、分科会も県に合わせることも今後の支部運営委員会で検討していくことになった。

- コロナ禍の臨時的な対応としてオンラインで会議を行うことが常態化してきた。しかし、それには利便性のメリットがある一方、デメリットも感じた活動だった。
 - (1) 年度当初の研究会長を決める際、メールや FAX では意思疎通が難しいことが多く、代表者を決定するのに日数や手間がかかった。
 - (2) オンライン参加型の会議では、忘れられてしまうことや、学校に居るまま参加するので他の業務が途中ではいつの間にか止まったりして参加人数が少なかった。また、オンラインは一方的に伝えるには十分だが、お互いに意見を交換する会議には向いていない。
 - (3) オンラインで研究発表を行うには資料の体裁を整えなければならず、発表の形式や内容が制限される。
 - (4) 義務教育と高校と合同で支部教研を行っているが、研究会の名称またはカテゴリーが一致せず、さらには教研と県教研でも一致していないため、研究会名簿には登録したものの、研究会に参加できない(参加する場所が無かった)先生がいらっしまった。
- 新年度当初の決めなければならないこと、そのために集まらなければいけないことが多く、特に研究会の代表者決めは、GW や5月初旬の高体連の大会に向けた練習のため、先生方に集まっていただく日程の設定が困難であった。上小は、支部教研が5者共催のため、合同会議までに決めなければならないなど、日程的に非常に厳しい。
- 講演会をするにも、慣れないことなので講師の選定から折衝など、非常に負担感が大きい。ある程度マニュアル化されているとありがたいと思う。

3 各研究会の活動

(1) 県課題別研究会再編について

2022 年度第 61 回定期代議員会で、1. 課題別研究会を再編する。2. 事務研究会を教科別に位置づける。2023 年 4 月から県段階の新研究会活動を開始することを決定しました。定期運営委員会と 2 回の再編検討委員会(2022 年 10 月 1 日と 12 月 17 日)や各研究会での議論、さらに「長野県教育文化会議アンケート」を実施し会員からの意見を聴取しました。この議論を経て課題別研究会を

1. 「参加と共同の学校づくり、子どもと地域研究会」
2. 「多様な学び、生徒理解と発達研究会」
3. 「青少年文化研究会」
4. 「人権平和・国際・環境教育研究会」
5. 「教育格差と貧困問題・教育条件整備研究会」
6. 「キャリア教育・評価・進路指導教育研究会」
7. 「ジェンダー平等の教育研究会」

に再編することに決定しました。これにより県研究会は教科別 14 研究会と課題別7研究会の構成となりました。2023 年度 4 月から新研究会が始まっています。

(2) 全県研究会の概要

【理科】

● 全県研究会

9月15日(金)～16日(土)第53回全県研究会 参集形式で開催(コロナ以前の標準形態)。

参加者 23名

講演 「八島湿原周辺の霧ヶ峰火山岩類と植生」

講師 今井 健文さん(諏訪教育会自然研究会 地学委員長)

研究内容

- ・1日目 公開授業 諏訪清陵高校(中学3年の授業)

授業者 小林 由佳さん

レポート発表「市民向け科学講座の取り組み」～科学を始めるため理論と方法～]

発表者 渡辺 規夫さん

研究討議 持ち込みレポート・教材紹介 4本

- ・2日目 巡検 八島湿原周辺にて

① 霧ヶ峰火山岩類観察 ②黒曜石採取 ③霧ヶ峰の植生観察

*昨年度に引き続き、全県理科の様子についての記録を教文理科HP上で公開中。

【家庭科】

●全県研究会

8月8日 安曇野碌山美術館 形成ホール(参集) 参加者28名

午前 研究会 テーマ「学習評価について」

グループ討議 (事前に行ったアンケートをもとに問題点を議論)

午後 ・講演 「いわさきちひろ」について

講師 上島 史子さん(安曇野ちひろ美術館 副館長)

- ・松川村中学校の生徒さんによる読み聞かせをお聞きした。

当日は偶然にも「ちひろ忌」であり、この日にしか配布されないちひろの言葉を書いたカードをいただいた。芸術と平和をおもう癒される研修になった。また、松川中学校の生徒さんによる読み聞かせを聞く体験は、生徒さんの緊張と熱心さが伝わりとても温かい気持ちになった。地域と施設との素晴らしい取り組みが参考になった。

【技術・職業教育】

●全県研究会

1月27日(土)午後 塩尻総合文化センター (参集) 参加者 3名

テーマ 「高校専門教育の再編と職業教育の創造」

～地域と結びついて職業教育の実践～

レポート

- ①農業科の実践報告「ジャンボぶどう『シャインマスカット』の差別化研究」

徳武 晃さん(更級農業高校)

②研究討議

- 1) 県教研「技術・職業教育分科会」報告 篠原 章浩さん(小諸商業)
- 2) 第2期高校再編における専門高校の集約化について

【学校保健】

●全県研究会

- ① 8月4日(金) 松代高校 延べ参加者 43名
講演 「おねぼうさんいませんか ～それ本当に起立性調節障害?～」
講師 池野 一秀さん(長野松代総合病院 小児・思春期専門外来)

研究内容(レポート等)

午前中は松代まち散策を行い松代城や文武学校、真田邸などの見学を行って教養を深めることができた。午後松代高校にて池野先生の講演を聴いた。また今年度は昨年度より研究会のあり方検討係を設置し、全県研究会の回数、長野県教育研究集会との関わりについて検討を行っている。

- ① 11月25日(土) 松本大学 延べ参加者 36名
講演 「高校生に伝えたい性の話」
講師 中島 節子さん(松本大学 人間健康学部准教授)

研究内容(レポート等)

実践報告 「養護教諭が行う保健講話のススメ」長野南高校 養護教諭 佐藤 知子 さん
「養護教諭としての「願い」や「思い」を明確にするために」
松本深志高校 養護教諭 山田美佐希 さん

【図書館教育】

●全県研究会

- 1月21日(日) 松本勤労者福祉センター 延べ参加者 50名
講演 「デジタルシチズンシップ教育を考える」(題5回総合研究会と共同)
講師 豊福 晋平さん (国際大学GROCM主幹研究員)

研究内容(レポート等)

- ①「生徒の資料・情報検索を支援して」諏訪清陵高校・附属中学校 松井正英さん
- ②「図書館を使った授業の実践 in 木曽青峰」木曽青峰高校 三澤五月さん

【多様な学び、生徒理解と発達】

●全県研究会(第1回総合研究会と共同開催)

- 6月24日(土) オンライン開催 参加者 62名
講演 「どうしたらうまくいく? 高校特別支援教育」
講師 岡 耕平さん(滋慶医療科学大学大学院)

レポート

- ・「障害のある子どもたちの学ぶ権利を考える」

～国連障害者権利委員会勧告の受けと止めと今後の課題～」

太壽堂雄介さん(全障研長野支部事務局長)

・「長野県公立高校における特別支援教育の現状」

北原恵美さん(箕輪進修高校)

【参加と共同の学校づくり・子どもと地域】

●全県研究会（第2回総合研究会と共同開催）

7月22日(土) 松本大学(参集) 延べ参加者 35名

講演 「日本の若者はなぜ発言しない・討論できないのか」

～意見表明権の保障で主権者に育てる～

講師 宮下与兵衛さん(東京都立大学)

研究内容(レポート等)

①「高校再編に対する生徒の関わり方はどうあるべきか」(小諸高校 坂口俊夫さん)

②「つながる、生まれる。」～高校生と地域の財～(さくら*未来塾 小島亜矢子さん、高校生4名)

【青少年文化】

●全県研究会

2月17日(土) 高校教育会館

講演 「メディアリテラシー教育の現状と課題」

講師 南澤 信之さん(セーフティネット総合研究所 所長)

【ジェンダー平等の教育】

●全県研究会（第四回総合研究会と共同開催）

12月9日(土) オンライン 延べ参加者(30名)

講演 「性をめぐるダイバーシティ&インクルージョン:人権としての性の健康と権利」

講師 東 優子さん(大阪公立大学)

研究内容(レポート等)

大阪公立大学の東優子先生よりご講演があり、その後実践報告レポートがあった。デートDV講習の講師もされていることもあり、幅広い観点から包括的性教育について学ぶことができた。活発な質疑応答がなされた。佐藤知子先生(長野南高校) 養護教諭による保健講話の取組「人間関係について～知っておいてほしいこと～」

(3) 主な全県研究会以外の取り組み

・国語教育 ・教育課程研究協議会への対応(意見発表)。

・支部教研や県教研の運営。

・理科教育 ・全県理科の様子について記録を兼ねて教文理科HP上で公開中。

まだ計画段階だが、各支部の活動状況についても教文理科HP上で紹介していき

い。

- ・家庭科教育・エアコンの調査と学習評価についてのアンケートを実施して、実態と問題点を共有することができた。
 - ・県教委との懇談会を、10月高校会館において対面で実施。
 - ・研究集録を3月発行。
- ・技術・職業教育
 - ・県教研の運営。
- ・学校保健
 - ・県教研の運営を義務の先生方と相談して行っています。研究会のあり方検討を3年間かけて行っているため、研究自体はお休みしています。
 - ・研究集録の編集と印刷・発行。
- ・図書館教育・第5回総合研究会で共催し、企画と運営を担当。
- ・青少年文化・第5回総合研究会で共催し、企画と運営を担当。
 - ・県教研で分科会運営を担当。
- ・参加と共同の学校づくり・子どもと地域
 - ・県教研で分科会運営を担当
- ・ジェンダー平等教育
 - ・県教研にて常設分科会として開催、運営を担当。
 - ・研究会では更埴支部と教研で共催し講演会を開催した。
- ・進路指導
 - ・2023年度就職選考（試験）実態調査実施し調査報告書を作成。全県高校へ配布。
 - ・第1回進路指導研究協議会で就職選考実態調査の集計結果についてレポート発表。

（4）各研究会通信の発行状況

- ・理科研究会 1号
- ・家庭科研究会 15号
- ・学校保健研究会 9号
- ・図書館教育研究会 2号

4 2023年度の総合研究会

※総研の内容は議案書巻末の資料をご覧ください。

（1）第1回総合研究会（オンライン）

「教育の自主性と自律性を考える」総合研究会

4月22日（土）

講師 山口智美さん（米モンタナ州立大学）

演題 「宗教右派と教育への介入」

(2)第2回総合研究会（オンライン）

「特別支援教育を考える」総合研究会

6月24日（土）

講師 岡耕平さん（滋慶医療科学大学大学院准教授）

演題 「どうしたらうまくいく？高校特別支援教育」

報告① 北原恵美さん（教文会議「多様な学び、生徒理解と発達研究会」）

「長野県公立高校における特別支援教育の現状」

報告② 太壽堂雄介さん（全国障害者問題研究会長野支部）

「特別支援教育をめぐる情勢」

(3)夏の総研（松本大学）

「主権者教育を考える」総合研究会

7月22日（土）

講演 宮下与兵衛さん（東京都立大学名誉教授）

演題 「なぜ日本の大学生は発言しない・討論できないのか
——意見表明権の保障で主権者に育てる——」

報告① 小島亜矢子さん（さくら＊未来塾 千桜舎）、高校生
「つながる、生まれる。」～高校生と地域の財～

報告② 坂口俊夫さん（小諸高校）

「高校再編に対する生徒の関わり方はどうあるべきか」

(4)第4回総合研究会（オンライン）

「ジェンダー平等の教育を考える」総合研究会

12月9日（土）

講演 東 優子さん（大阪公立大学教授）

演題 「性をめぐるダイバーシティ&インクルージョン
——人権としての性の健康と権利——」

報告 佐藤知子さん（長野南高校）

「人間関係について——知っておいてほしいこと——」

(5)第5回総合研究会（松本市勤労者福祉センター）

「デジタルシティズンシップ教育を考える」総合研究会

2024年1月21日（日）

講演 豊福晋平さん（国際大学 GLOCOM 准教授・主幹研究員）

演題 「デジタルシティズンシップ教育とは何か」

報告① 松井正英さん（諏訪清陵高校・附属中学校）

「生徒の資料・情報探索を支援して」

報告② 三澤五月さん（木曽青峰高校）

「図書館を使った授業の実践 in 木曽青峰」

5 県教研

長野県教育研究集会を11月4日、東御清翔高校とオンライン併用で開催しました。細尾俊彦研究集会委員長（高教組委員長）の挨拶に続き、木村草太さん（東京都立大学大学院教授）に「憲法と学校」と題して記念講演をしていただきました。参加者はパブリックビューイングを含めて約230名でした。木村さんは「子どもは人権の主体である。学校という制度は、子どもたちの教育を受ける権利を実現するためにある」と述べられ、憲法の観点から整理をされました。「国際人権規約、子どもの権利条約、そして日本国憲法では、子どもが教育を受ける権利は重要な人権であると定義している」とし、憲法が抽象的権利なのに対して、教育基本法と学校教育法は権利を具体化する法律だと解説されました。

講演に続く質疑応答の中で、学校現場が抱える課題や教育活動が法律とどのようにかかわっているのか、論点を明確にいただきました。学校の多忙化問題についても触れられ、「教員に時間的な余裕がない状況で教育が提供された時、十分な公教育が実現されない」という問題提起を、憲法の公教育の観点から提示することが必要と述べられました。参加者からは現場の子どもや生徒を思い浮かべながら、学校が子どもの権利の保障をどう実現していくのか意見が出され講演がより深まりました。

コロナ感染症のためにオンラインでの実施が3年間続きましたが、本年度は参集7分科会とオンライン20分科会の併用の形式での開催をしました。27の分科会（14教育課程と26高校改革は合同開催）と特設分科会に350名を超える参加者があり、支部教研から推薦されたレポートなど110本の研究協議を行いました。東御清翔高校に理科、図工・美術、書写・書道、学校保健、生活指導、教育条件整備、不登校、特設分科会の7分科会が集い、対面で議論を交わしました。学校参集とオンライン併用となりましたが、参集式の良さ、オンラインの良さがあり今後の県教研の在り方を引き続き検討する必要があります。官製研修強化が進む中で自主的、民主的な研修が必要を増す中、校種をこえ、市民参加で開催される県教研の意味はますます大きくなっています。

6 「教育のつどい」教育研究全国集会 2023 in 東京

「教育のつどい 2023in 東京」(8/18~20)は、2年ぶりに完全対面で実施されました。開会全体集会と教育フォーラムはオンライン併用でおこなわれ、参加者は3日間全体で3500人を超えました。長野県高教組からはレポーター5人と一般参加者20人が参加しました。「憲法と子どもの権利条約がいき輝く教育と社会を確立しよう」をテーマに掲げ、国が求める人材育成の場となっている学校教育においてどのような学びを実現していくのか、危機的な状態に陥っている学校…これまで以上に競争や管理で子どもを苦しめる学校、異常な長時間労働で教職員を苦しめる学校、学校外からの意見や批判にさらされ委縮している学校…こうした学校の今について語り合い、憲法と子どもの権利条約がいき輝く学校と社会とはどのようなものなのかを考えていくことが提唱されました。オープニングでは都内障害児学校・学級の生徒によるダンスパフォーマンス、私学助成署名に取り組む高校生の報告があり、会場の雰囲気は一挙に盛り上がり、素晴らしい企画でした。浅井春夫さん(立教大学名誉教授)より「子どもを大切にしている教育実践」について記念講演が行われました。国連子どもの権利委員会の勧告から日本の政治は子どもに無関心であり子どもを大切にしている教育政策にはなっていないこと、また「からだの権利」を中心とする性教育の実践の中で「いのちの大切さ」を学ぶ重要性について、沖縄の基地問題や戦争孤

児、出産解雇で闘った立中修子さん、核兵器禁止条約を批准しない日本の政治について取り上げ、「恥知らずな常態化」となっている現状を打破していくために「事実・現実・真実」を語ることのできる教育を実践していくことが本当に大切であると述べられていました。最後に浅井さん自作の詩が朗読されました。その中にあった「子どもたちを殺させはしない 戦場に赴かせはしない」「私は教員として闘う 永遠の戦後を子どもたちと生き続けられるように」という言葉に、感動がこみ上げてきました。

教育フォーラムでは「戦争ではなく平和の準備を～子ども・若者とつくる平和」に参加しました。自由法曹団小川款さんより安保3文書の内容、すなわち防衛力増強のために日米同盟を強化し敵基地攻撃能力を備えること、またどのような武器を使いどのように戦うのか、そのために必要となる予算枠などが具体的に検討され、こうした政策の実現のために国が何をしているのか、そして自衛隊の人員確保のために自治体との連携や教育への働きかけを強めていることについて報告がありました。滝川恵津子さん（「21世紀に子どもたちを戦場に送らない連絡会」）から自衛隊が住民基本台帳を閲覧し中学3年生にDMで、自衛官養成機関である高等工科大学への募集を行っていたことが報告され、平和を守るために地域や市民の取り組みが重要であることが指摘されました。

高校生や高校生平和ゼミナールのOG、大学院生から、平和ゼミの活動や修学旅行での平和学習において、他者とのつながりの中で社会の問題を考え仲間と共に取り組み行動することにより学びを深めていくことができた、こうした貴重な経験が自分の生き方に大きな影響と与えていると報告されました。高校生平和ゼミナール世話人の沖村民雄さんからは、政府の教育行政によって平和・憲法学習が後退しており、学校内での「同調圧力」や政治・社会の問題を友だちに話しにくい状況もあるが、いまこそ学校の中で憲法学習や国連憲章の学習をしていくこと、学校外では平和ゼミナールの活動を励まし広げていくことがますます重要であると述べられました。

寺本透さん（広島県立小学校教員）から「G7 サミット」を教材として、子どもの「なぜ？」を大切にしたい平和学習の実践報告がありました。子どもたちが学んだ思いを「私たちの平和宣言」にまとめ、今後の学習として、この宣言を平和のための行動へ結びつけていくことを子どもたちと話し合っていく予定であるとの事でした。どのような実践となっていくのか、心惹かれる内容でした。コーディネーターの佐貫浩さん（法政大学名誉教授）は、学校教育は、単なる知識伝達だけではなく大人と子どもが共同で現代が直面している問題を考える場であり、これらの課題に立ち向かう共同の力を獲得していくことが主権者を育てるために不可欠である、そのためには表現すること（自らの意思を表明する）、議論し合意形成を目指していく学習の重要性を指摘されました。また、こうした学びによって自治の主体、政治という方法によって生きる主体が立ち上がってくるとし、「人間の尊厳」を実現し平和な社会を築いていくための教育が目指すべき方向性と、平和への取り組みを一層進めていくことが確認されました。

社会科教育分科会では、全部で22本のレポート発表があり、1日目は全体会Ⅰ「新自由主義教育、学指導要領に抗して」全体会Ⅱ「平和の問題を考える」、2日目は3つの小分科会（歴史認識1・現状認識2）と全体会Ⅲ「主権者として民主主義と現代の課題を考える」の日程で、平和・民主主義を中心として、これからの社会科教育について議論が行われました。体験や実際の事実から学び、学んだことを相互に伝え合い表現する活動や、アンケートなどで生徒の思いや問いを取り上げ授業に生かしていく実践、人権として性の問題を捉えていく授業や原発政策や選挙の問題から民主主義について考える取り組みなど、社会科の教科書をめぐる問題も含めて、多岐にわたる内容が報告されました。2日間にわたる分科会での議論を通して、目の前にいる生徒の思いや意見を大切にしたい実践を工夫していくことの重要性と日本国憲法の理念を生かした教育によってこそ平和を求め

民主主義を実現し担っていく主権者を育てていくことが可能となることが確認されました。

今回初めての会場での参加でしたが、全国からの参加者と一緒に教育について語り合うことができ、楽しく充実した3日間でした。本当に貴重な経験のできる場であることを実感しました。若い先生方はじめ、より多くの方にご参加していただくことをお勧めします。是非、県教研にレポートを積極的に出して、「教育のつどい」で全国の仲間とつながりましょう。

7 全国規模の学習

(1) 民主教育研究所「語ろう、子どもと教育 ～参加と共同の学校づくり・教育課程づくり交流集会」

2024年2月25日(日) 全国教育文化会館(オンライン併用)

テーマ 地域から声を上げ、子どもと教育をめぐる困難な状況を打破する道を見出すため、全国でとり
くまれる教育懇談会「子どもと教育を考え、語り合う会」を広げよう

(1) 特別報告

報告者：宮下 聡さん(都留文科大学)

(2) 交流 各地の教育大運動 1741

浅野涼平さん(千葉)

具路康平さん(和歌山・不登校支援NPO法人「えびとおはぎ」)

武蔵野市からの報告

(3) 教職員と保護者・市民が語り合う分科会

① 教育課程づくり 課題提起：植田健男さん(花園大学)

② 不登校 30万人を考える

問題提起：大沼宗男さん(東京総合教育センター相談員、東京教研集会不登校分科会共同研究者、元小学校教員。著書に教育ネット『子どもの見方 受けとめ方 接し方』など)

③ 子どもの居場所の<今>;学校とのかかわりも視野に入れて

報告者

近藤みほ・小寄まゆ(労働者協同組合子ども編集部@神戸市)

「子ども編集部;イメージは小中学生の為の大学」

青塚美幸(神楽児童センター@旭川市)、高村小織(春光住民児童センター@旭川市)「学校とつながりながら子どもと向き合う」

三井昌樹(スコーレ・ムーンライト@鴻巣市)

「私たちがあらためてフリースクールをつくった理由」

④ それぞれの学びの場で特別支援教育を考える

報告者

藤田明宏さん(北海道)

「保護者も含めた地域の障害者団体との共同で特別支援学校設置基準等『意見書』採択運動と予算獲得、道教委交渉のとりくみ」

三野紀子さん(京都府)

「通常学級に在籍する障害のある子どもたちの困り感によりそう教育条件づくりと通級指導教室の設置のとりくみが子どもたちの教育を変える」

(2) 民主教育研究所第32回全国教育研究交流集会

2023年12月23日(日)、24日(月) 全国教育文化会館(オンライン併用)

(1) 全体会(オンライン併用)

講演 「アフガンに生きた中村哲医師が私たちに遺したもの—真心、信頼、希望、そして平和」

谷津 賢二 さん(映画『荒野に希望の灯をともし』監督)

シンポジウム 「せんせいの未来をともにひらく」

シンポジスト:

工藤祥子さん(「神奈川過労死等を考える家族の会」代表)

山崎洋介さん(大阪大学大学院生)

山本由美さん(和光大学教授)

(2) 分科会(オンラインのみ)

- ①子ども・若者 ②憲法と平和教育 ③教育課程 ④学校と地域
- ⑤教師の働き方 ⑥ジェンダーと教育 ⑦特別支援教育 ⑧環境

基調報告では、「今、教員希望の若者たちは過酷な学校現場で働くことに不安を感じている。教室では子どもや先生の笑い声が聞こえているだろうか。職員会議では議論することが避けられ、管理職の指示伝達が中心となり、教員が主体的に考えていくことができなくなっている、こうした中、研修は重視されるが研究は必要とされていない。また子どもも教員も評価対象として位置づけられ、子どもは企業や国に忠実な人材として成長していくこと、教員は忠実な職務遂行者となることが期待されている。これらは、国が提唱する Society0.5 の社会を実現するために必要な教育とされているが、それは本当に私たちが望んでいる未来なのか。若手教員や学生たちは『考えなければ楽になる、楽になれば幸せを感じる』と語るが、こうした風潮は、ジョージ・オーウェルの著書『1984年』に描かれている徹底的に監視された未来社会のスローガン『戦争は平和なり、自由は隷従なり、無知は力なり』が現実化している様相を示しているといえる。『人間である』とは『考える』自由があることではないのか。『考える』価値を知ることにより、私たちは生きる希望を見出すことができる」とし、本集会では私たちが大切にしたいものは何か、それを手放すことなく生きられる社会とはどのような社会なのか、学校づくりと社会づくりを重ねて考え対話し、再確認すること」が提起されました。

記念講演では、中村哲医師のドキュメンタリー映画(『荒野に希望の灯をともし』)制作した監督谷津賢二さんより「アフガンに生きた中村哲医師が私たちに遺したもの」というテーマでお話を伺いました。谷津さんは、中村哲医師を戦後生まれの中で最も大きな巨人であると紹介されました。「人のために生き人のために死んだ」中村哲の生き方は、現代の不穏な世界の中で大きな輝きを放っている、その生き方は多くの人々を励まし、文化や言語を越えて人間として共感できる大切なものがあるとし、中村哲さんの生き様を仁(他者を慈しみ)義(正しい生き方)ある戦いをした人であると評しました。普段の中村哲さんは小柄なさえない感じのおじさんだが、治療が始まると様子が一変して気骨のある顔となって80人のもの人々を診察し、必要とあればテントの中で手術もする、そして一人一人に丁寧に寄り添って治療を行う姿は、正に赤ひげ先生を地で行くような医者であったことなど、20年以上にわたって中村医師と行動を共にした谷津さんだからこそ知っている中村医師の生前のありのままの姿を伺うことができ、とても興味深い内容でした。また、こうした医師としての真摯な姿勢や2010年に発生した

洪水の時に自らパワーショベルを操作して用水路を守り、村を救った勇敢な行動によって、中村哲さんはアフガニスタンの人々から本当に信頼され慕われ、そして互いに慈しみ合う深い絆で結ばれていたことを知りました。谷津さんは、中村哲さんのアフガニスタンでの活動を通して、言葉や文化、民族がちがっても人間として必ず一致できる何かがあること学んだ、この差をどうやって乗り越えていくのか、これができないから紛争が起こるのだとし、分断や孤立が広がっている現代において、他者のためにどのように生きるのか、「利他」を実践した中村哲さんの人生から私たちが共に幸せに生きていくための指針を見出すことができると語りました。

シンポジウムでは「過労死」「長時間労働」「教師の労働条件」について3人方から課題提起がありました。

6月と10月に過労死が多いこと、過労死・過労自死・精神疾患になるには共通項がある、時間だけでなく仕事量の問題もある、労働条件の改善には団体交渉権の復活が必要である、教師の労働条件は生徒の学習条件であり保護者と教員が共に教師の負担が大きいことは子どもにとって良くないことを理解することが大事であること、また、アメリカのシカゴ教員組合のように、教職員だけではなく地域や市民たちと一緒に運動を展開し、コミュニティ全体の利益実現のフロントラインとして教員組合の運動が行われていくことの重要性が指摘されました。

分科会は第3分会「憲法と平和教育」に参加しました。菅原健一さん（東京都・中学校）「14歳が訴える戦争と平和」、神部泰さん（全広島教職員組合）「はだしのゲン削除問題から考えるこれからの平和教育」、渡部昌二さん『『世界史A』での平和学習～沖縄からウクライナを考える』、中嶋哲彦さん（民研・名古屋大学名誉教授）「平和と民主主義の担い手を育てる教育」、以上4本のレポート発表がありました。「どうしたら平和な世界をつくることができるのか」を1年間のテーマにして、ピカソのゲルニカの模写・鑑賞を導入として、14歳で徴兵されアフガニスタンを脱走して日本にいる父に会いに来た少年の話やDVD「戦争のつくりかた」を教材にした平和学習を通して、平和に向けて考えたことや感じたことを形や色にして自由に表現していく美術の授業、広島県での平和教育の教材「広島平和ノート」から「はだしのゲン」「第5福竜丸」が削除され、核廃絶の言葉がなくなり核軍縮となり、日米安全保障体制を肯定し核抑止力の立場による教材が盛り込まれるようになってきていることなど広島県での平和教育が政権の意図する方向に変質していること、生徒が関心を持っているウクライナ侵攻から沖縄の問題、イスラエルのガザ侵攻を取り上げて個人と国家の関係を意識した近現代史の授業実践、「日本国憲法は押し付け憲法なのか」を考える大学の授業での学生たちの意識の変化について、それぞれが興味深い内容の発表でした。2つの大きな戦争が起きている現状において、教員が戦争の現実から目を背けるのではなく、なぜ戦争が起こるのか、平和はなぜ大切なのか、平和に向けて何ができるのか、今こそ学校教育において生徒と共に考えていくことが求められている時であると思います。

（3）2023年度高校教育シンポジウム

2024年1月27日（土）～28日（日）宮城県松島町新富亭、別館 翠松亭 参加5名

講師 上野千鶴子さん

（社会学者・東京大学名誉教授・認定NPO法人ウィメンズアクションネットワーク（WAN）理事長）
記念講演 「ジェンダー平等、ジェンダーに関する問題を教育と関連付けて」

分科会

第1分科会「高校生の学びを社会全体で支えよう」、

第2分科会「民主的な主権者を育てる学校づくりをすすめよう」、

第3分科会「高校生に確かな学力を保障しよう」、

第4分科会「子どもたちのねがいや高校における特別ニーズに応える教育のあり方を考えよう」

(4) 「開かれた学校づくり全国交流集会」と 「『開かれた学校づくり』全国連絡会」

「開かれた学校づくり全国交流集会」は日本が1994年に批准した「子どもの権利条約」に励まされながら、第1回(2000年開催)の高知集会における奈半利中学校の三者協議会、第2回長野大会(2002年開催)の長野県辰野高校の三者協議会に代表される、児童生徒に開かれた参加と共同による先進的な学校づくりの取り組み等、実践を通し学びあってきました。その後、子どもを取り巻く深刻な学習環境の変化に対応して、「発達障がい子どもへの理解と多様性を認め合える学校づくり」、「いじめや不登校、経済的困窮家庭の子どもに寄り添った子どもの居場所づくり」「開かれた教育行政」など、交流内容も次第に広がり今日に至っています。そして2022年3月31日には、「『開かれた学校づくり』全国連絡会」が立ち上がりました。過去20年にわたって毎年各地で開催してきた「『開かれた学校づくり』全国交流集会」の取り組みを継承しつつ、時代の変化に対応すべく、新たに結成された連絡会です。

「『開かれた学校づくり』全国連絡会」の発足会で示された趣意書には以下の行があります。

私たちがめざす「開かれた学校づくりとは：①児童生徒、保護者、教職員、住民など、学校にかかわるすべての人々が参加する学校づくり。②障がい児や経済的に困窮した家庭の子どもなど様々な学習・生活上の困難を抱えた子どもたちへの適切な支援により、すべての子どもが安心して楽しく学べる学校づくり。③学校に新しく配置されつつあるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどとの協働を大切に、子どもの声を聴くおとなの側の共同性と専門性を発揮した、子どもの声に応答的な学校づくり。④学校運営協議会などを活用し、保護者、地域住民、教職員による「学校の自治」を尊重する「開かれた教育委員会」を求め、地域の人々が共同してすすめていく学校づくり。⑤首長、議会等と連携した地域づくり、まちづくりにつながる学校づくり。

コロナ禍の影響より on-line 実施の企画が多くなっていますが、全国交流集会や会の活動の様子は「『開かれた学校づくり』全国連絡会」HPにて紹介されています。

23年度は、本年度活動方針(6つの柱)の具現化に向け第一回企画委員会が開催(2023年4月7日)され on-line による会員交流会が企画されることになりました。第1回会員交流会(2023年6月4日)では、三者協議会についての学習交流会が開催され24名が参加しました(当日は日本教育法学会、日本教育経営学会と重なり日時の調整などの要望意見も出ました)。会の活動や全国の催し(高知・太平洋学園高校、大東学園、法政中学高等学校での実践)連絡などは時々のメールニュースによって知らされています。12月10日には、第22回全国交流集会/第8回あいち交流集会が開催されました。2024年1月21日には、教文会議の総研と同日になりましたが、全国連絡会主催の研究会が開催されました(全国的に進められている生徒参加による校則改正の取り組みを生徒参加による「学校づくり」に発展させていくうえでの教職員集団の役割と課題について検討。)2月17日には初めての試みとして、on-line による全国の高校生・大学生の対話、しゃべり場、「生徒・学生交流会」が企画実施されました。参加者は高校生13名(長野・愛知・高知)・大学生8名(筑波大・富山大・名古屋大・四国学院大)、傍聴

者 18 名（中高大（元）教員）でした。第一部全体会、第二部ブレイクアウトルーム A 室（生徒会活動と校則） B 室（生徒会活動と授業、学校行事、進路指導・進路選択、いじめ、不登校）が予定され、オプションプログラムとして傍聴者交流会（生徒・学資も参加可）が設けられました。21 名参加者アンケートから、はいきいきと語る若者の姿に感銘し、今後の活動を大いに期待させる感想などがよせられました。3 月 31 日には第 3 回総会が on-line で開催され、役員新体制や 24 年度の活動方針などが承認されました。

2023 年 12 月には「こども大綱」が閣議決定され、ここではこどもを「権利の主体」として位置づけ、「こどもまんなか社会」の実現を掲げています。スローガンのみに終わらず、「権利の主体」として参加と共同の学校づくりを追求していきたいと思えます。

「『開かれた学校づくり』全国連絡会」では「開かれた学校づくり」全国交流集会の組織を発展させて、個人加盟の全国ネットワークにして、参加と共同の学校づくりをさらに進めていきます。現在会員拡大をすすめています、会の HP は下記の通りです。

『開かれた学校づくり』全国連絡会 HP (<https://sites.google.com/view/hgzenkokuren/home>)

会費無料、ホームページで全国の情報が得られます。長野からも様々な発信に取り組みたいと思えます。

8 教文会議の刊行物

（1）教文通信

教文通信は会員の交流を目的として発行していますが、常任委員会の編集体制が取れず事務局が担当してきました。

教文総合研究集会、支部教研、県教研、教育のつどい（全国教研）で報告されたレポートや各研究会、支部活動の紹介を掲載し、学校を超えた交流の機会となっています。現在通算 282 号発行し、と教文通信 digital 電子版を通算 22 号発行してきました。

教文通信は 2003 年度から全教職員に配布し、教文会議加入をすすめるための活用が求められています。年度始まりには、新規採用者への加入勧誘号と各研究会紹介のための「えでゆきゆる」を発行しています。また教文通信のダイジェストを紙版で発行し、全教職員に配布しています。

学校現場での教育実践や教育研究者の論考を掲載し、日常的な教育実践のきっかけやヒントを得られるようにしてきました。

（2）教文ホームページ

「長野県教文会議 HP」(<https://kyobun-kaigi.org>) は、だれでも、いつでも、どこからでもアクセスできる情報サイトを目指して内容の充実を図っています。教文主催の研修会案内や学校、支部での教文活動に必要な申請書等を掲載し、活動にかかわる実務の軽減化や利便性の向上のために作成をします。現在、会員サイトには資料を掲載していますが、一層内容を充実するよう取り組みます。

現在、紙媒体で発行されている教文通信、県教研情報、議案書などを HP に掲載しています。利便性や財政面の観点から充実した HP づくりに取り組みます。研究会会報の電子化が一部で始まりました。研究紀要の電子化も検討します。

Ⅱ 「教育をめぐる情勢」

全国の教育をめぐる情勢

1 「教育改革」の動向

(1) コロナ禍と子ども

政府が5月にコロナ感染症の感染法上の位置づけを季節性インフルエンザ並みの5類に変えたものの、感染症そのものは依然、収束していません。日常生活はコロナ禍以前に戻りつつありますが、4年にわたるコロナ禍は、子どもたちのこころやからだに大きな影響を及ぼしています。インフルエンザをはじめほかの感染症が拡大傾向にあり、免疫力の低下も指摘されています。文科省の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では体力や運動習慣はコロナ以前の水準にもどっていないことが明らかになっています。国立国際医療研究センターなどの研究チームは12月に論文を発表し、コロナ禍以前よりも思春期の男女ともに抑うつ傾向が高くなっており、その傾向は特に男子生徒で顕著で、学校生活の中で人間関係を築くことが難しかったこととの関連を指摘しています。

(2) 「こども未来戦略」

政府は全世代型社会保障構築本部のもとに「こども未来戦略会議」を設けて、12月に今後3年間を集中取り組み期間とする「こども未来戦略」を閣議決定しました。「少子化は我が国が直面する最大の危機だ」とし「日本のラストチャンス」と位置付けています。具体的政策として「加速化プラン」を提起しました。

「加速化プラン」では、児童手当の所得制限を撤廃し支給対象を18歳まで引き上げるとしました。また大学での授業料等減免・給付型奨学金（返還不要）については、2024年度から多子世帯や理学・工学・農学の私立大学等に進学する学生を対象に世帯年収600万円程度まで拡大するとしています。支援上限額は現行制度と変わりありません。また子どもを3人以上扶養している場合については、所得制限なく一人分の授業料等を無償にするとしました。大学の修士段階の学生を対象に、在学中は授業料を納付せず、卒業後の年収に応じて納付ができる「授業料後払い制度」（2024年度）を導入するとしています。

「加速化プラン」の予算規模は総額3.6兆円程度になります。財源については、既定予算の最大限活用、徹底した歳出改革、さらに支援金制度を構築するとしており、実質的に国民への負担となります。具体的には、「子ども・子育て支援金」を2026年度から創設し、2028年度までに段階的に導入、全世代で医療保険料とあわせて支援金を拠出するとしています。また、「子ども・子育て支援特例公債」を発行し財源不足が生じないようにするとしています。

(3) 「子どもの権利条約」批准30年、「こども基本法」策定

日本政府は「子どもの権利条約」を1994年に批准しましたが、国内法をつくらず現在に至りました。子どもの権利条約に対する国内法と位置付けられた「こども基本法」がようやく2022年6月国会で可決成立し、2023年4月から施行されました。教職員組合や教職員が主張してきた、生徒の参加と意見表明の保障を初めて文科省が推進することを決めたのです。

子どもの権利条約には4つの原則、①差別の禁止、②子どもの最善の利益、③生命、生存及び発達に対する権利、④子どもの意見の尊重があり、学校現場での理念の共有と具体化が重要です。

子どもが意見を表明し、社会参加をすることは重要なことですが、現状は虐待、いじめ、不登校、経済的困窮などを始めとする困難な状況に置かれた子ども・若者や、ヤングケアラー、社会的養護経験者（いわゆるケアリーバー）など、様々な状況にあって声を聴かれにくい状況があります。

学校においては、子どもの権利条約の「条約実施に関する一般的措置」で「あらゆる段階の学校カリキュラムに条約および人権一般の学習を編入すること」と定めており、①子どもたちに子どもの権利条

約の学習を保障すること、②校則改善などの学校運営に子どもの参加と意見表明を保障することを実現する必要があります。

国内法として施行された「こども基本法」は憲法と「子どもの権利条約」の精神に則り「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命・存続および発達に対する権利」「意見表明権」の4つの原則を取り入れており、施策実施においては国と地方自治体に責務があるとしていますが、財政措置については実効性が課題として残ります。

12月に「こども基本法」に基づき、「こども大綱」が閣議決定され、政府全体のこども施策を推進することになりました。しかし「こども大綱」には弱い立場の子どもを守るため、行政から独立し政策の実行を監視する「子どもコミッショナー」の設置に言及はなく課題が残されています。

(4)ICT 教育の拡大と教育データ管理

内閣府の「経済財政諮問会議」「総合科学技術・イノベーション会議」(CSTI)が出した「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」(2022年)では、Society5.0に向けた新たな価値創造をするため、ICT活用により、「教師による一斉授業」「同一学年」「同じ教室」「教科ごと」「同質・均質な集団」からの転換を提起しました。従来の学校の姿を否定することになっており、議論が必要です。

国連教育科学機関(ユネスコ)が7月に発表した「グローバルエデュケーションモニタリングレポート2023」は、「ICT教育」について世界各国の状況を分析し、「教育におけるデジタル技術の付加価値に関する確かなエビデンスはほとんどない」「エビデンスの多くは製品を売り込もうとする側から提供されている」と指摘しています。教育活動におけるICTの有効性や活用、生活や健康面への影響等については、実践を丁寧に分析して検討すべきです。ICTを使用することが目的ではなく、その活用をコントロールできる力を含めた子どもの成長・発達のために用いられるべきです。

ICT活用にかかわる、教育データ、生徒の個人データについては、「教育データ利活用ロードマップ」(2022年1月、デジタル庁・総務省・文部科学省・経済産業省、以下「ロードマップ」)が出され、「教育DX」に向けた工程表が記載されており、2023年度はその中間段階としました。「ロードマップ」で政府は「国によるデータの一元管理はしない、分散管理を徹底する」と強調していますが、個人情報の管理に細心の注意を払うことが必要です。

2 学習指導要領—「観点別評価」による人格評価

観点別評価が導入され3年目となりますが、学校ごとに多くの課題が明らかになってきました。

「観点別評価アンケート」(長野県教文会議、2022年6月)の回答で「主体的に取り組む態度の評価が困難」「『個々の教員の主観的な評価』は生徒に忠誠心競争を促すことにもつながりかねない」「成績評価業務について負担が増大している」「客観性と公平性の担保」など、主観的な評価を危惧する意見が出されました。

観点別評価は、資質・能力論に基づいてなされていますが、「産業界から求められている人材育成」に教育目標を置いています。学習評価が生徒の成長に寄与するのではなく、生徒の資質さらには学習に対する態度の在り方を画一化し、人格形成がゆがめられることになることは避けられなければなりません。学校や生徒の実態に則した教育活動と評価活動が現場の裁量に基づき行うことが求められます。

3 子どもの貧困と教育を受ける権利

(1)子どもの貧困と経済・社会的要因

こども家庭庁「令和4年国民生活基礎調査」によれば、子どもの貧困率(17歳以下)は11.5%で、OECD37ヵ国中19位、ひとり親世帯の貧困率は36ヵ国中32位です。

内閣府は「令和3年 子供の生活状況調査の分析報告書」(2021年12月)を発表しました。子どもの貧困について全国的な調査が実施されたのは初めてです。格差の拡大が進む中、子どもの貧困の全国的

な実態が浮き彫りになりました。

「ひとり親世帯」では「子どもの貧困率」が 50.2%、「母子世帯」では 54.4%です。過半数以上が貧困の問題を抱えていることが調査から明らかになりました。貧困率は母子世帯の就業状況にも起因しています。母子世帯では 86.3%が就業しており、「正規の職員・従業員」が 48.8%、「パート・アルバイト等」「派遣社員」は 42.4%で非正規の割合が高くなっています。さらに母子世帯の就労収入は、父子世帯の 47%にとどまっています。男女格差と正規・非正規格差が重なることで貧困率を上げていると言えます。暮らしの状況に関しては「苦しい」の割合は、「ふたり親世帯」だと 21.5%ですが、「ひとり親世帯」全体では 51.8%、「母子世帯」だけで見ると 53.3%になっています。2022 年の女性の自殺者数が 7135 人（前年比 67 人増）に上り、3 年連続で増加したことが厚労省のまとめで明らかになりました。コロナ禍のなかで女性の貧困、働く環境の劣悪さ、低賃金、保育・教育への公的支援のなさなどが原因として挙げられます。背景にはジェンダー不平等と貧困の関連があります。

(2) 不登校について

10 月、文科省が発表した「令和 4 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」によると、2022 年度の国・公・私立の小・中の不登校児童生徒数が過去最多の 29 万 9048 人になりました。文科省は学校の回答をもとに「無気力」「不安」を指摘していますが、2021 年度に文科省が実施した不登校の子ども本人とその保護者からの聞き取りでは、教員との関係、ほかの児童生徒との関係、勉強についていけないことなどが理由として挙げられています。学校と本人、保護者の回答内容に違いがあることから、多面的な分析と対応が必要です。

文科省は「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」（2023 年 10 月）を出し、「不登校、いじめ、組織的対応を支える取組」を出しました。早期発見、一人一台端末を活用しての相談窓口等を提起しています。またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置充実を打ち出していますが、拡充策のための財政的保障が十分とは言えません。

長野県内では、県教委が公表した 2022 年度調査結果によれば、不登校の児童生徒は、9 年連続で増加しており、全国と同様に過去最多となっています。2022 年度小中学校における不登校児童生徒数は 5735 人（2021 年度、4707 人）で前年度から 21.8%増加、高校は 949 人（同 787 人）で前年度から 20.6%増加しています。要因として小中高校ともに、人間関係をめぐる問題、学業の不振、親子の関わり方、無気力・不安などが挙げられています。

特に気がかりなのは、「不登校児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けた状況」で過去 5 年間に、相談・指導を受けていないとする児童生徒が 17.5%（2018 年度）から 32.6%（2022 年度）に増加していることです。

(3) 青少年の自殺

青少年の自殺についても深刻な状況があります。「令和 4 年中における自殺の状況」（2023 年 3 月、厚生労働省自殺対策推進室・警察庁生活安全局生活安全企画課）によれば、自殺者数は、19 歳以下 547 人（2013 年、総数 27,283 人）から 798 人（2022 年、総数 21,881 人）と過去 10 年間で最高数になっています。また厚生労働省「令和 5 年版自殺対策白書」によれば G7 各国の 10～19 歳の死因順位で 1 位が「自殺」となっているのは日本だけです。

長野県では 15 歳から 39 歳における死亡原因の 1 位が自殺で、20 歳未満の自殺死亡率は人口 10 万人当たり年 4.26 人（2017 年から 2021 年平均）で全国の年 3.18 人を上回り、福島県に次いで全国 2 位です。（「第 4 次長野県自殺対策推進計画」、2023）

青少年の自殺が増加しており、危機的状況が続いています。青少年の自殺をなくすためには、学校や地域、社会が協力して対応することが必要です。

学校外の多様な学びの場を保障しつつ、子どもたちにとって、学校が弱さを表出できない環境になっていないか、子どもたちに過度なストレスを与える環境になっていないか、多様性を受容して、支える場所になっているのかを考える必要があります。また、学習指導や生活指導の中で「学校スタンダード」に象徴される画一的な教育や、国連子どもの権利委員会が勧告している日本の「高度に競争的な教育環境」が学校のどの部分にあるのか問い直し、改善策を検討する必要があります。

(4) 就学支援の状況

厚生労働省によれば、全国の高校進学率は 99.1%、で、生活保護受給世帯に限ると 93.7%です。また、大学等進学率は全国 75.2%で生活保護受給世帯は 39.9%です。経済的な負担が教育を受ける権利を奪っている実態があります。(厚生労働省「子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況について」、2021 年) 文部科学省の 2024 年度予算では、高等学校等就学支援金等に 4089 億円、高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)として 147 億円が予算化されました。

高等教育の修学支援の充実として 6412 億円の予算計上の内、大学、短大等の高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金、2020 年新設)に 5438 億円が予算化されましたが、進路保障の視点からは不十分と言わざるをえません。

貸与型無利子奨学金(第一種奨学金)は貸与人員を 46 万 6 千人とし、事業規模 2732 億円で、うち一般会計等、政府貸付金は 974 億円としました。有利子奨学金(第二種奨学金)貸与人員を 66 万 3 千人としました。(文科省、「令和 6 年度予算(案)のポイント」)

日本政府は「国際人権 A 規約 13 条 2 項 (b)、(c)」の無償教育条項等の留保をしましたが、2012 年に国際人権規約を批准して、留保撤回をしました。これにより規約「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されると政府は述べており、実施は締約国の義務となりました。しかし日本政府は国連に無償教育の措置の状況を報告する義務があるにも関わらず、いまだに定期報告書は提出していません。貸与型奨学金から給付型奨学金への移行と拡充が必要であり、政府は批准国として教育の無償化を実行すべきです。

4 新たな官制研修「官制研修履歴記録システムと研修プラットフォーム」

2022 年 5 月 11 日に「教育公務員特例法および教育職員免許法の一部を改正する法律案」が国会において可決成立し、教員免許更新制が廃止されました。しかし、同時に教育公務員特例法の改訂により、教員毎に「研修などに関する記録」を行うことを義務付け、校長による「指導・助言」を行うという、新たな仕組みの導入を強行しました。

2023 年 4 月から研修履歴の記録が義務化され、校長による研修受講に関する指導、助言が始まりました。衆参両院の附帯決議には「教員が、探究心を持ちつつ自立的に学ぶこと、主体的に学びをマネジメントしていくことが前提」「研修に関わる教員の主体的な姿勢の尊重と、教員の学びの内容の多様性が重視・確保されるものとする」ことを周知・徹底することとあります。研修内容の画一化や硬直化をなくし、学校の実態や教職員の要望に基づく研修を保障すべきであり、研修受講にあたっては教職員の自主性を尊重する必要があります。

長野県教育をめぐる情勢

1 第 4 次教育振興基本計画と首長による教育行政への介入

2023 年 3 月定例教育委員会で長野県第 4 次教育振興基本計画(2023 年-2027 年、以下「第 4 次計画」)が決定しました。「第 4 次計画」では、「個人と社会のウェルビーイングの実現」を長野県教育の目指す姿として、その実現には、「探究」や、「探究県」であることが重要だと提起しています。また政策の進捗状況や成果を、成果指標によって数値評価することが記されています。特に成果指標設定の考え方は「客観的指標」に加えて「主観的指標」を設定するとしています。生徒児童等の実態把握のために主観的指標を数値化して教育内容の成果を PDCA サイクルによって確認することは、学校の教育内容の統制につながることでないと危惧されます。

「第 4 次計画」の実現には学校における教職員の労働条件、教職員定数増など教育条件整備の充実と改善がなされなければなりません。

阿部県知事を中心として、県行政が教育行政の自立性を侵害する状況が進行しています。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(地教行法)では「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」(以下「大綱」)を定めることとなっています。長野県は 2022 年度までは、教育委員会が立案する第 3 次長野県教育振興基本計画(2018 年-2022 年)をもって「大綱」に代えてきましたが、2023 年 1 月の総合教育会議では、知事部局が立案する「長野県総合 5 か年計画」が「第 4 次計画」の上位計画

であるとして、「大綱」とすることに変更されました。

2023年9月に第1回「信州学び円卓会議」（以下、「円卓会議」）が県民文化部県民の学び支援課によって開催されました。知事部局の県民文化部の「円卓会議」運営事務局は、「学びの選択肢の充実や個別最適な学びを実現するために何が必要か検討」することを目的として、12月までに5回「円卓会議」の開催を担当しています。教育委員会事務局は「円卓会議」の事務局には入っておらず、一参加者の立場で会議を傍聴しています。第1回と第4回「円卓会議県民意見交換会」には阿部知事も参加して行政の立場から発言をし、会議をリードしています。本来は教育委員会が独立した機関として、教育行政を担当し、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営をすべきです。「大綱」策定や「円卓会議」の実施などは、教育行政への介入の可能性があり注視すべきです。

2 第二期高校再編の動き

(1)「再編に関する基準」

「再編に関する基準」は全県の高校を「都市部存立普通校」「都市部存立専門校」「中山間地存立校」の3つの区分にわけ、区分ごとに設定された在籍生徒数の基準を下回る高校を再編対象とするというものです。「基準を下回る状態が2年連続した場合」と条件が付いていますが、2023年度を基準の初年度として該当した県立高校が11校に上りました。

設定された基準は、とりわけ中山間地校においては非常に厳しい水準であり、全県的な議論のないまま高校統廃合が進んでしまう懸念があり、「再編に関する基準」はいわば高校再編の自動化システムといえます。高校の存在は地域にとっての財産であり、存続について十分な議論が必要なのは言うまでもありません。「再編基準」を見直し、少なくとも「再編・整備計画の完成まで」凍結することが求められていました。

2024年3月教育委員会定例会にて、県教委は「再編基準」の再検討を示し、「再編基準」の運用を一定期間留保することを決めました。これは「再編基準」の問題点を指摘してきた成果といえます。しかし再検討に当たっては、地域・教職員の意見を反映させる取り組みが必要です。あわせて、小規模存立する学校の教育活動を保障する上で定数増は喫緊の課題です。

(2)「長野スクールデザインプロジェクト」

第2期再編の大きな特徴として、校舎などの施設整備について「長野スクールデザインプロジェクト（以下NSDプロジェクト）」に基づいて検討が進められている点があります。「NSDプロジェクト」は、「県立高校学習空間デザイン検討委員会（2018年に組織）」が提起した「長野県スクールデザイン2020」を基に、学びの改革と学習環境整備を一体的に進める計画としてスタートしましたが、抽象的な概念が先行しており施設設備の検討について現場の教職員に混乱をもたらしています。再編・整備計画にかかわっては小諸新校、伊那新校、佐久新校、須坂新校、赤穂総合学科新校の計画でそれぞれの最適事業者が選定され、事業者と県は「施設整備事業基本計画策定支援事業」の契約を取り交わしています。校舎の建設はこれまで、施設の配置や面積などを定める「基本計画」、教室配置の平面図面や建物の構造などを定める「基本設計」、実際の校舎建築に向けた「実施設計」の各段階を踏んで建築工事に至るという手続きが取られており、設計事業者は「基本設計」からの業務契約となっていました。NSDプロジェクトでは、従来、県教委が行っていた「基本計画」の策定を設計事業者に業務委託するというものになります。なお基本計画の策定に関わる事業者には1500万円程度の契約金が支払われています。

設計に携わる事業者と現場教職員との間で丁寧な意見のすり合わせが必要であり、その為、基本計画の策定までに多くの時間を費やします。実際に教育活動に携わる教職員の意見をしっかりと聞きとりながら進めるべきです。

(3)統合方法と募集定員

統合方法には「年次統合」と「一斉統合」の2つの方法があり、どちらの統合方法を選ぶかによって大きな影響があります。一斉統合の場合、校舎施設に関わって募集生徒数に制約を受ける可能性があり、開校2年前の年度の両校募集生徒数を新校の募集学級数に揃えることが予想されます。新入生の募集生徒数は正式には入学前年に決定されますので県教委は決定したものではないとしていますが、開校に向けて募集学級数を減少させていけば、それに合わせて学校規模も減少し、職員定数の上で大きな負担に

なることは明白です。一方、年次統合の場合では、新校の統合完成まで両校の校地を利用可能であるので開校に向け募集学級数を揃えていく必要がなく、学級数の減少とそれに伴う職員定数の減少を緩やかにできる余地が残ります。これまで、地域の中学卒業生数に応じた募集定員を求めて来ており、学校統廃合に関わる数合わせ的な募集定員の決定は地域・中学校の理解が得られるものでは到底ありません。

(4) 定時制・通信制の配置

多様な学びを保障するために現在の定時制課程はそのまま存続させること、専門科の学びを保障し普通科への転科を行わないこと、東御清翔への夜間部設置は行わないことなどを、強く訴えてきました。しかし、実際に示された計画では「長野東スーパーフレックス新校」の設置や長野工業高校定時制基礎工学科の普通科転科など、何一つ訴えが反映されることはありませんでした。

上田地区では上田千曲高校定時制機械科が普通科への転科、上田高校定時制の東御清翔高校への集約化が打ち出されています。上田高校定時制は70人以上の生徒が通う夜間定時制としては最大規模の高校で、施設の充実や通いやすさは地域随一でしたが、東御清翔高校夜間部の設置に合わせて集約化が打ち出されました。上田高校定時制の施設設備が充実している一方、現在の東御清翔は夜間部を持たず、また、多部単位制設置の際にも施設設備の制約により当該校からの強い要望があり、夜間部設置を見送った経緯がありましたが、当時の議論を無視した計画が示されました。また上田千曲定時制機械科の普通科転科は専門科学習の魅力、機会の喪失が懸念されます。

小諸高校定時制商業科は、新校懇話会での存続の要望を踏まえて、2022年3月県議会でも存続が同意されており、新校懇話会ではその方向で検討が進められていますが、今回の計画で「小諸新校」に移管された後は普通科に転科し、最終的には「佐久新校」へ集約するとしています。これは、これまでの懇話会の総意、県議会同意に反する内容であると言えます。

	所在地	校名(すべて仮称)	再編対象校	懇話会の発足	開校年度	開校学科(数字は募集学級数)	校地
【一次】	小諸市	小諸義塾高校	小諸・小諸商業	2020年12月	2026年	全日制：普通科(3)商業科(3)音楽科(1)	小諸商業
	佐久市	佐久新校	野沢北・野沢南	〃	2029年	全日制：学際領域に関する学科(8程度) 定時制：普通科(1)	野沢北
	伊那市	伊那新校	伊那北・伊那弥生ヶ丘	2020年11月	2028年	全日制：普通科(6)・特色学科(2)	伊那北
【二次】	中野市	中野総合学科新校	中野西・中野立志館	2021年12月	2030年	全日制：総合学科(7～8程度) 定時制：普通科(1)	中野立志館
	須坂市	須坂新校	須坂東・須坂創成	〃	2029年	全日制：農・工・商・普(あわせて7程度)	須坂創成
	辰野町・箕輪町・南箕輪村・駒ヶ根市	上伊那総合技術新校	辰野(商業科のみ)・箕輪進修(工業科のみ)・上伊那農業・駒ヶ根工業	〃	検討途中	(全日制：7学級程度農()工()商())	(上伊那農業)
	駒ヶ根市	赤穂総合学科新校	赤穂(普通科・商業科)を総合学科へ	-	2029年	全日制：総合学科(5～7程度) 定時制：普通科(1)	赤穂
【三次】	長野市	長野東スーパーフレックス新校	長野東・長野定時制・長野吉田戸隠分校・長野商業定時制・長野西	2023年9月	-	-	-
	千曲市	長野千曲総合技術新校	更級農業・松代(商業科のみ)・屋代南	2023年1月	-	-	-
	東御市	東御清翔高校	夜間部を設置して三部制へ合わせて上田(定)を移管	-	-	-	-
	岡谷市	岡谷新校	岡谷東・岡谷南	2024年1月	-	-	-
	岡谷市・諏訪市	岡谷諏訪総合技術新校	岡谷工業・諏訪実業	2024年1月	-	-	-
	茅野市・富士見町	茅野富士見新校	茅野・富士見	未	-	-	-
	塩尻市	塩尻総合学科新校	田川・塩尻志学館	2023年8月	-	-	-
安曇野市・池田町	安曇野総合技術新校	南安曇農業・穂高商業・池田工業	2024年1月	-	-	-	

3 高校入試制度改革

県教委は2022年3月の定例会で、新たな高校入試制度(2025年4月高校入学生から適用)を決定し

ました。

(1) 新入試制度では「自己推薦型選抜」を引き継ぐ「前期選抜」の特色学科以外の学校の募集枠を拡大し(50%→60%)、前期選抜を実施する学校では「学力検査」を全員に課すことになりました。「後期選抜」では従来の学力検査に加え、全校で「(紙上面接を含む)面接」の実施を導入します。生徒と指導する教職員の負担軽減のために、「志願理由書」や「調査書」の様式は簡略化され、定時制課程の追加募集は再募集に統合されました。さらに2022年12月の定例会で、県教委は前期選抜に新たに導入される「学力検査」の問題例を示しました。後期選抜の「面接」とりわけ「紙上面接」で「学びに向かう姿勢」を見ることができるとについては疑問が残ります。

(2) 近年、後期選抜では思考力・表現力などをみるとして、試験内容が複雑になり、採点にも時間がかかるようになってきています。そのため、25時間を上限とする現行の「入学者選抜手当」ではとてもおさまらないのが実態です。さらに、新制度では前期選抜に「学力検査」が入り、後期選抜では「面接、紙上面接」が全校で実施されることになり、生徒と教職員の負担が増大することは明らかです。「入学者選抜手当」の増額や、新制度入試による負担の具体的軽減策が求められます。県教委は「新たな入学者選抜制度に対し、業務負担の軽減及び入学者選抜手当の支給(上限)について調査する」としています。

(3) 12月概算要求では、インターネット出願システム導入や電子採点システム導入の予算要求がされましたが、3月議会で決定された2024年度当初予算ではインターネット出願の予算はまったくつかず、電子採点システムも2割程度に削られました。電子採点システムは25校程度の学校で導入効果の検証を目的として導入されます。電子採点システムとして、教育ソフトウェア「採点ナビ」、DNP「リアテンドラント」、シンプルエデュケーション「百問繚乱」のいずれかが学校の希望と入札によって決定される予定です。電子採点システムは2024年7月末から2026年3月31日まで使用されることになっています。導入校での使用要件として「令和7年度入試選抜において(一部省略)すべての教科において本システムを用いることができること」としており、一部の学校の入試選抜での電子採点が始まります。

全国的には、学力検査をマークシート方式と短答を含む記述式の併用とし、記述式部分にも「デジタル採点システム」を導入する(茨城県2023年度～、千葉県2024年度～)など、ICTを活用した選抜業務が行われつつあります。導入の是非も含め議論を深め、入試業務の軽減を求めて行く必要があります。

4 研修制度と長野県教員育成協議会

教育公務員特例法が改訂され、教員毎に「研修などに関する記録」が義務付けられました。2023年11月の長野県教員育成協議会(以下、育成協議会)で、「長野県校長育成指標」「長野県教員育成指標及び教員研修計画等について」「研修受講履歴記録システム及び教員研修プラットフォームの利用について」他が提案、承認されました。

「長野県教員育成指標」は内容の見直しが行われ、「教師に共通に求められる資質能力」を次の5つに再整理しました。5つは①教職員に必要な素養、②学習指導、③生徒指導、④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応、⑤ICTや情報・教育データの利活用です。

「研修受講履歴記録システム及び教員研修プラットフォーム」が2024年4月から導入され、プラットフォームを中心とした活用がされる予定で、2025年度から本格稼働を予定しています。プラットフォームは全国規模で運用される研修受講・申し込みシステムですが、官製研修以外の民間研修など自主研修が締め出されることが危惧されます。

教員育成協議会の提案を受けて2023年11月に県教委と「研修受講履歴記録システム及び教員研修プラットフォームの利用」に関して懇談を持ちました。今後も研修受講履歴に関して話し合いを継続することを確認しました。

受講履歴には「必須」と「任意」の欄があります。「必須は県が研修実施者である研修など、任意には学校現場で日常的な学びとして行われる校内研修・研究等、教師が自主的に参加する研修等」(文科省「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドラインのポイント①」2022年8月)と解説されていることから、教育のつどい(教育研究全国集会)、県教研、支部教研や教文会議等の自主的研修を履歴に記載することが可能であることを確認することが大切です。

指定研修の記載では、キャリアアップ研修Ⅲの校外研修B(※自校以外での研修が原則)で教文会議の研修を選択することが可能です。教文会議の研修を最大限に活用し自主研修の意義を再確認することが大切です。

教特法研修条項や衆・参両院の附帯決議に基づき、県教委には教職員が主体的で自主的な研修を可能とする条件整備が必要です。また生徒の実態に即した教員が必要とする研修を保障し、研修内容によっ

て区別せず、管理統制の強化につながらないようにすることが重要です。

5 「普通科」解体

文科省が 2021 年 3 月に学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等を公布し、高等学校に期待される社会的役割等の再定義と三つの方針の策定・公表を義務化しました。同時に「普通科改革（高等学校における『普通教育を主とする学科』の弾力化）」が行われ、「普通教育を主とする学科」として、「学際領域に関する学科」「地域社会に関する学科」を設置できるとしました。

従来の普通科との違いを「社会の持続的発展に寄与するために必要な資質・能力を育成するための領域横断的な学びに重点」を置いているとしています。2022 年 4 月から新たな学科の設置が可能となりましたが、1948 年以来、初めての普通科の見直しで「多様化政策」が強化されました。

2024 年度文科省予算に「新時代に対応した高等学校改革推進事業」として普通科改革支援事業が拡充して計上されました。これは新しい普通科（学際領域学科、地域社会学科等）を設置する予定の高等学校等に対し関係機関等との連携協力体制の整備やコーディネーターの配置等を支援するものです。

「スクールミッション」策定とセットで、高校の普通科の解体が進められる中で、学校の「類型化」や生徒を「偏差値的な学力」で選別・排除することにさせないための議論が大切です。高校再編における新校の議論においても、学校の「特色化・魅力化」「多様化」競争に与するのではなく、憲法的価値に基づく「共通教養」を目指す高校教育を展望することが必要です。各校の状況と課題の把握を継続します。

6 ICT 教育の急速な導入

長野県は 2021 年度に学びの改革支援課内に長野県 ICT 教育推進センターを設置し授業の研修方法などを発信しています。GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末導入においては、生徒個人による端末や有料アプリ等の購入による経済的負担が増え、経済格差による教育格差が生じることが懸念されます。

ICT 教育におけるデジタルコンテンツの利用については、特定のアプリやコンテンツの使用が強制されると授業の画一化が進行し、教職員個々の専門性に立脚した創造的な授業が失われることが危惧されます。一括の強制を避け、コンテンツの批判的な教材分析を進める必要があります。

WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業検討会が 2023 年度 2 回開催されました。文科省の WWL コンソーシアム構築支援事業（2020 年度から 2022 年度、コロナ禍の影響で 2023 年度まで延長）のカリキュラム開発拠点校に上田高校が、共同実施校に松本県ヶ丘高校が、さらに県内 13 校が連携校として指定され参加してきました。15 校が参加し AL（Advanced Learning）ネットワークを構築し、台湾の高級中学や国内外の企業、大学などと協働してきました。2023 年度から WWL の県独自の後継事業「個別最適な学習環境の構築に向けた研究開発事業」も始まりました。「提供校」（上田、松本県ヶ丘、野沢北、伊那北 4 校）と 8 校の「被提供校」が事業に参加し、多様な学び、同時双方型授業等の研究をしています。

「第 4 次基本計画」で「探究県」を目指すとしており、ICT を活用した教育活動が提起されていますが、「デジタルシティズンシップ教育」に基づく ICT 教育の研修が必要になっています。

ICT 教育におけるデジタルコンテンツの利用については、特定のアプリやコンテンツの使用が強制されると授業の画一化が進行し、教職員個々の専門性に立脚した創造的な授業が失われることが危惧されます。一括の強制を避け、コンテンツの批判的な教材分析を進める必要があります。

7 月に長野県教委は、生成 AI 利用に関する文科省の「ガイドライン」を受けて、「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」を発出しました。生成 AI 活用の適否に関しては「学習指導要領で『情報活用能力』を学習の基盤となる資質・能力」と位置づけており、「どのように学びに活かしていくかという視点で、近い将来使いこなすための力を意識的に育てていく姿勢は重要」としています。生成 AI の活用は「効果的か否かで判断することを基本」としていますが、今後の学校現場での学習効果の検証と実践の交流と分析が必要になっています。

12 月に県教委は「校務用端末へのインストール制限の適用開始について」を発出し、業務用端末への

アプリケーションのインストールについては、管理職のみが可能とすると各校へ通達しました。県教委は 2023 年度中にインシデントが発生し、セキュリティーを強化することが目的だと説明しました。県教委と懇談を持ち教育活動において支障が出ないように要望しました。年度が変わる時期になり学校現場での実態を明らかにする必要があります。

7 教科「情報」に関わる課題

改訂学習指導要領の導入に伴い教科「情報」が必修教科目となりました。また大学入学試験に教科「情報」が追加され、国公立大学を希望する生徒は 6 教科 8 科目を受験することになります。教科「情報」が入試科目として設定されたことは学校現場や生徒に大きな影響をもたらします。加えて教科「情報」に関しては、情報免許保有者数や教員採用、研修の問題、さらには免許外教科担任の課題などがあり早急な対応が必要です。

県教委によれば 2022 年度、教科「情報」の臨時免許・免許外教科担任は全国で 796 人、内長野県は 76 人でしたが、免許外教科担任を 2023 年度には 29 名、2024 年度当初まで 0 名にするための取り組みを始めています。

教員採用選考では 2024 年度から、高等学校普通免許状（情報）を有するものに対する加点を行うとしました。具体的には「情報」以外の教科・科目（養護を除く）を受験する者を対象として、一次選考「専門教科」の得点に 10 点加点するというものです。申し込み時点で加点希望の有無を確認し、加点対象者は配置校で「情報」を担当することもあります。

教科「情報」が大学入学共通テストの科目に設定されましたが、情報免許保有者と教科外担任による授業での差、さらに都道府県による情報免許保有者数の差による学習の格差が生じることが予想されます。大学受験において地域や教育条件による影響があることは、受験の公平性や公正性に関わる重要な問題だと言えます。また、GIGA スクール構想により学校で ICT 教育が展開する中、情報科の教職員は校内のデータ処理や ICT 端末の保守・管理といった業務を担っている実態があります。授業以外の本来業務ではない過重な作業に携わることを強いられていることを解消するためにも、積極的で計画的な採用を県教委が進める必要があります。

8 第 3 次長野県特別支援教育推進計画

第 3 次長野県特別支援教育推進計画（以下、「推進計画」）が 2023 年 4 月に策定されました。「推進計画」では、中学校特別支援学級卒業者の約 7 割が高校に進学する状況があり、教員の特別支援教育に係る支援力向上や支援体制の充実が必要だとしています。

県教委の「令和 5 年度発達障がいに関する実態調査」では、高校において、医師の診断のある生徒数は、全日・定時・通信制の対全体比が、LD（学習障害）0.27%、ADHD（注意欠陥多動性障害）0.92%、ASD（自閉症スペクトラム障害）1.46%、その他（複数の発達障がい、ODD：反抗挑戦性障害等）を含めて、2007 年調査開始以来で最高値を示しているとしています。全・定・通すべての高校に、医師の診断を受けている生徒が在籍しています。またスクリーニングにより、特別な教育的支援が必要と思われる生徒数は、全定合わせて 3.36%（1412 人）で、2007 年以降で最も多い人数です。

少人数の学習環境の確保、夜間定時制課程における少人数の環境を継続することや多部制・単位制の生徒の実態に合わせた専任コーディネーター、通級指導担当、SC、SSW の常駐や拡充等の条件整備が保護者、当事者の要望に応えるためには必須です。学校現場の状況把握と条件整備に関わる分析と交流が必要です。

9 「不登校生徒等の学び充実支援策」の動き

県教委は、学校教育法施行規則と「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」が改正されたのを受けて、各校へ通知を発出し、2024 年 4 月 1 日から適応するよう指示をしました。

支援策の概要は、高等学校の全日制・定時制課程の不登校生が自宅等から高等学校の同時双方向の遠

隔授業の受講や通信教育を活用し、合計 36 単位まで修得することができるというものです。この改定は「学習意欲はあるが登校できない生徒が、原級留置、転学、中途退学することなく在学期間中に不登校状態や療養等による長期欠席状態を解消し、卒業することができるようにすること」を目的とするとしています。

不登校生徒等の学びの充実支援の目的は肯定的に捉えることができますが、4 月以降、各校での校内内規の見直しや、課程の修了や卒業の認定に係る規定等、通信教育（自校）や遠隔授業を行う場合を想定したうえでの見直しが必要になることが予想され、新たな負担増が心配されます。通信教育（他校・他課程）での併修について不明確な部分があり今後、検討が必要になっています。

この間、県教委から情報提供を受け、懇談を行いました。2024 年 4 月以降の各校の課題を明らかにし、引き続き県教委に改善を求めることが必要になっています。

10 ヤングケアラー調査結果

厚生労働省と文科省は連携し、全国の中学生（約 5500 人）や高校生（約 8200 人）を対象に調査を行い、「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（2021 年 3 月）を出しました。「世話をしている家族がいる」と回答したのは、全日制高校 2 年生（4.1%）、定時制 2 年生相当（8.5%）、通信制（11.0%）で、「ヤングケアラーと自覚している」は全日制高校 2 年生（2.3%）、定時制（4.6%）、通信制（7.2%）でした。

県教委心の支援課が県内の高校を対象に「ヤングケアラーに関するアンケート調査」を 2021 年 11 月、県民文化部こども若者局次世代サポート課が 2022 年に小・中・大・短大を対象に実施しました。

調査では全日制高校生、約 12000 人、定時制、338 人、通信制、95 人と小・中・高・大・短大 75000 人の回答がまとめられています。高校に関しては調査項目の「世話をしている家族がいる」と回答したのは、全日制高校生（2.1%）、定時制（3.8%）、通信制（8.4%）でした。どのようなケアをしているかとの質問に、障害や病気のある家族の代わりに家事をしている、家族の代わりに幼い兄弟の世話、家族の通訳、家計を支えるためのアルバイトとする回答がなされました。またケアをしているためにやれないこととして、宿題や勉強の時間が取れないと回答した生徒は全日制（7.5%）、定時制（5.0%）、睡眠が十分に取れないと回答した生徒は全日制（10.9%）、定時制（25.0%）という結果でした。「ヤングケアラーと自覚している」は、全日（1.6%）、定時制（3.0%）、通信制（4.2%）、大学短大生（1.8%）、中学生（1.5%）、小学生（8.7%）でした。認識していない児童・生徒が多くいることが推測されます。

全国データと単純に比較はできませんが、「世話をしている家族がいる」「ヤングケアラーと自覚している」とともに全日制、定時制、通信制で全国平均を下回っていますが、自覚していない生徒がいる原因を分析する必要があると心の支援課も認識しており、追加調査の実施を検討することが必要です。

11 スクールミッションについて

「3 つの方針」に関しては、長野県教委は国の動きを先取りし、2018 年 9 月、高校改革の一環として「高校改革 実施方針」の中で各学校が策定することを決定し、2020 年 3 月までに県内全校の「3 つの方針」が各校 HP に公表されました。

県教委は 2022 年 7 月に続き、2023 年 5 月に再び、『「3 つの方針」・『グランドデザイン』及び『期待される社会的役割（スクールミッション）』に係る報告について（依頼）』（以下、「スクールミッション報告（依頼）」）を发出し、各校に報告を依頼しました。すでに各学校で決定している「3 つの方針」の確実な実施に加え、新たに各校で「スクールミッション」の「原案」を検討し、2023 年 9 月までに県教委に報告するよう求め、スケジュールや「スクールミッションの具体例」を示しました。報告後、県教委が「助言」し確定させた上で、2024 年度再定義・公表を始めましたが、概ね 5 年ごとのスクールミッション「再検討」を想定しています。

他県では「設置者」（教育委員会）が「スクールミッション」を専決する例が見られますが、長野県は各校が策定することになっており一定の評価はできます。2022 年に県教委が示した「作成例」に対する高教組の批判を受けて、5 月の「スクールミッション報告（依頼）」で、県教委は新たな作成例を掲載しました。しかし「スクールミッション」策定のための県の例示は極めて狭く限定的で、様々な希望を持

つ生徒を入口から選別、排除することにつながるものが危惧され、各校では学びや成長の過程で芽生えた「多様なニーズ」に応えられるよう、ゆとりと弾力性と失わない視点が大切です。

「スクールミッション」策定にあたって、文科省も「大学受験のみを意識したものや、学校間の学力差を固定化・強化したり、いわゆる偏差値的な学力によって高等学校をグルーピングするべきではない点に留意すべき」（文科省「これからの高等学校教育について」2020年11月）と指摘していることは重要です。

憲法と子どもの権利条約をふまえ、学校ごとに特色を競ったり、個別化を追求するのではなく、迎えた幅広い生徒の成長を促す学校づくりの観点を改めて確認し、「スクールミッション」が学校の役割をせばめ、生徒を入口から排除するようなものになってはいけないこと、幅広い生徒を受け止め、育てるために、「3つの方針」のあり方も常に見直しをすることが必要です。

高教組は9月に執行委員会で、「スクールミッション」と「3つの方針」について議論し、討議資料を練り上げ、現場へ提起を行いました。教文会議でも、教育的視点での議論を継続をします。

12 Alumnote の実証事業の危険性

県教委は2023年8月に株式会社Alumnoteと経済産業省「未来の教室」実証事業に取り組むとしました。9月に、2日間にわたりAlumnote代表取締役を講師に県立高校向けオンライン説明会を開催し、約40校が参加しました。実証事業期間は2023年10月から2024年2月までで、実証対象校は公立高校15校と説明がありました。事業内容は各校の在校生、卒業生、保護者、教職員の名簿（氏名、電話番号、メールアドレス、住所、所属〔企業、高校〕、企業の部署・役職など）のデータベース（DB）を構築し、名簿管理のデジタル化による一元管理、マーケティング、同窓生・地域企業等からの寄付金決済、在校生と卒業生のネットワーク作りで活用する予定です。10月に実証事業パートナー校の確定がされ、11月に名簿管理システムの立ち上げが行われ関係者へ説明がされています。12月に名簿管理システム情報登録を開始し、実証事業終了後の2024年度4月から学校と個別契約を開始しました。

この実証事業には以下のような問題があると考えられます。

① 各校の名簿DB作成後、各校とAlumnoteの間でやり取りすると説明がありました。個人情報データの漏洩の可能性が懸念されます。県教委が斡旋した実証事業であり、万が一漏洩が発生した場合は県教委が責任を取ることを明確にすべきです。システムへの個人データ入力に際しては、生徒、保護者、教職員、卒業生に十分な説明がなされる必要があり、本人の申し出により個人データの削除をする際には、本人によりデータ削除の確認ができるようにすべきです。

② 実証事業では各校に寄せられた寄付金を学校の教育財源とするとしています。本来、県教委が公教育の財源確保に対する責任を負うべきであり、各校は民間企業のシステム利用による寄付行為に日常的な教育財源を依存するべきではありません。Alumnoteの説明会では、各校の寄付額の予想を年間200万円としています。高校により大きな差がでることが予想されます。説明では、生徒の海外研修費用や部活動など特別活動費用、ICT端末買い換えなど日常的な教育活動費用などに寄付金を充てることができると思いますが、学校間の教育内容の格差につながるものです。

教育活動のための財源確保が自助努力として各校の責任に帰せられるため、学校間で資金調達の競争が起き、公立学校間の分断が起きることが懸念されます。

県教委は教育基本法第4条「教育の機会均等」、第16条4「国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない」を遵守して、県教委の責務として財源の確保を行うべきです。

③ システム活用により、探究学習とICT教育等において「協力的な外部人材」の連絡等の活用ができると思いますが、システムに登録しない生徒が、これらの教育機会の提供を受けられないことが発生しないようにすべきです。またサービスの提供を受けるためにシステム登録が強いられないことがないようする必要があります。

Alumnoteはシステム利用の費用について、2024年4月以降は各校への寄付金決済手数料として決済金額の10%を請求すると説明しています。在校生、保護者、教職員、同窓会名簿データを使用した営利活動であり公教育の現場にはなじまないものです。当局に事業に関する懇談を申入れ、現場へ問題点の指摘を行ってきました。4月にAlumnoteと契約をした高校は3校で5校は4月現在検討中です。情報提供を受けながら課題を明らかにします。

13 学びの指標に関する取り組み

学びの指標の試行は2021年度から始まり、全県質問3項目を悉皆式、記名式で生徒に回答させるものでした。2022年度は各校独自質問を設定し全県質問項目と合わせて回答させることになりました。

『指標』の質問への各生徒の回答や理由の記述など、データを県教委が集約することはしないとしました。

一方、学校生活の充実度等について県教委はGoogleフォームを使用して別途アンケート調査しています。「生徒の回答とその理由を県教委がそのデータを集約することはしない」と言っていますが、「学びの指標が自身の振り返りに役立っているか」「学校生活の充実度」等を別途アンケート調査すると提起したことは、調査のための調査実施に他ならず、現場の多忙化に一層の拍車をかけることとなります。

「肯定的な回答割合を数値目標として指標にすると、肯定的な回答を生徒に求めることとなり、『生徒の状態を受容し支援する』という県教委のコンセプトと異なる」と述べているように生徒の価値観の誘導につながることは避けなければなりません。

2022年のデータ結果から全県の高校生4万1883人の内、40%が未回答でした。これだけの生徒が回答しない、または回答を拒否する状況がある中で、学びの指標を継続する教育的な意義を見出すことはできません。現場の多忙化を回避し、生徒の意思表示を尊重するために、県教委は「指標」さらには別途アンケート調査を含めて直ちに実施を中止すべきだと考えます。

14 「日の丸・君が代」に関する取り組み

「日の丸・君が代」の学校への押し付けに対して、基本的な問題点がわかりづらくなっているとの指摘があり、再確認するために職場で共有するための資料を送付し、討議の呼びかけをしました。また例年実施している入学式実態調査と卒業式実態調査を実施し各校の対応を集計しました。

卒業式(2023年度)では「君が代」の実施は100%(2022年度、91.3%)、「実施せず」は0%(同8.7%)でした。「日の丸・君が代」の提案は「教務係から」が72.4%(同70.7%)、管理職24.1%(同22%)となっており、提案が教務係から行われる傾向が強くなっています。「日の丸の掲揚場所」でステージ上は0%(同2.3%)でした。

職員会議での提案理由が卒業式で「例年通り」86.8%(同84.6%)となっており、憲法で保障された思想、信条の自由を侵すことになるという基本的な確認がなされず決定されている学校もあります。

入学式(2024年度)の調査結果は、「君が代」の実施は100%(2023年度、92.2%)、「実施せず」は0%(同2.6%)でした。「日の丸・君が代」の提案は「教務係」73.8%(同77.8%)、校長19.7%(同18.3%)でした。「日の丸の掲揚場所」でステージ上は1.0%(同5.3%)でした。

改めて職場の討議を通して「日の丸」「君が代」の押し付けが持つ意味を、憲法に基づく基本原則の視点から確認することが必要になっています。卒業式と入学式の実態把握を行い職場で課題共有を呼びかけました。

15 自主研修・研修権をめぐる取り組み

初任者研修制度、キャリアアップ研修に関する取り組み

指定研修の実態把握のため、2023年11月に初任者、分会代表者、キャリアアップⅡ、Ⅲ研修該当者にアンケートを実施しました。アンケートデータに基づき、研修内容と研修による負担軽減に関して、分析を行いました。

初任研アンケートの結果、「初任研による支障あり」とする初任者は52.4%(2022年度、33%)、支障の内容は「授業」72.7%(同69%)が最も高く、「クラブ指導」36.4%(同23%)、「学校行事」9.1%(同0%)となっています。研修による不安・支障の内容については、「授業の進度が遅れる」66.7%(同50%)、「生徒とのかかわり希薄」33.3%(同40%)となっています。その原因は「研修が多く時間にゆとりがない」57.1%(同40%)、「火曜日以外に出張が多く自習が増える」57.1%(同40%)など、研修が教育活動や生徒との関係などに悪影響を与えていることが明らかです。

県教委が提示する持ち授業時数が目安時数を超える初任者は56%(2022年度、48%)、指導教員100%

(同 97%)、教科指導員が 72% (同 79%) と増加傾向にあることが分かりました。2023 年度は県教委交渉で実習担当教諭が教諭に採用された後、担任を持ちながら初任研を受講する実態が報告され改善を求めました。教文会議では負担軽減のためのアンケート分析を続けより良い研修のための提起を続けます。

キャリアアップⅡ受講者から「校外研修日数を減らしてほしい」32% (2021 年度、37%)、キャリアアップⅢ受講者から「キャリアアップ研修も免許更新講習も意味がない」の回答もあるなど、受講者への負担があり学校現場へも支障が出ていると言えます。

2019 年度から初任研の校内研修日数が 300 時間以上から 210 時間以上に、校外研修日数が 25 日以上から 22 日に短縮されました。また 2019 年度、初任者全員を初任研対象としていましたが、2020 年度から教諭として 1 年以上の勤務経験を有し、任命権者が認める者については、研修日数・時間数を軽減することとなりました。軽減の内容は、現在の校内研修 210 時間と校外研修 22 日間を、校内研修 150 時間と校外研修 7 日分を読み替えた校内研修 42 時間、合計 192 時間にしました。さらに 2021 年度からキャリアアップ研修Ⅱの受講期間が緩和されるなど、指定研修の負担軽減の働きかけが実現しました。2024 年度にも校外研修を校内研修で代替する負担軽減策がなされました。軽減条件としては県内外で教諭であった者、異校種で教諭経験をもつ者、県内で実習教員、実習担任など経験を有する者などとしています。軽減内容は異なり、校外研修 22 日の内、最大で 17 日 102 時間を校内研修に代替することができるというものです。

引き続き初任研対象者の緩和や、研修による多忙化をなくすため教員増や持ち時間数など条件整備改善の状況を把握し提言します。

Ⅲ 事業計画：活動のすすめ方

[1] 基本目標

憲法と子どもの権利条約に基づき、平和を守り真実を貫く民主教育を確立する。

[2] 基本方針

- 1 子ども・青年と同時代を生きる教職員としての自覚に基づき、自主研修に努め、創造的な研究・実践を展開します。
- 2 能力主義的多様化をこえて、すべての高校生が主権者市民として必要な共通教養を学ぶ高校教育を追求します。
- 3 18歳選挙権実現と成人年齢改定を受け、高校生に主権者市民としてふさわしい政治的判断力を育成します。
- 4 愛国心を強調する政策的な道德教育に対して、日本国憲法や子どもの権利条約の理念に基づいた市民道徳を育成します。
- 5 「学力」「非行・いじめ」「登校拒否・不登校」「特別支援教育」「中退」「若者の自立」などの課題にいつそう取り組み、自治能力を育成し、民主的な人格の完成をめざす研究と実践を展開します。
- 6 あらゆる機会をとらえて、憲法・平和・人権および環境教育にとりくみます。
- 7 学習指導要領の討議資料『よむ前に、読む。』を活用し、教育課程の研究をいつそう深め、教科と特別活動の教育内容・方法について絶えず検討を行います。
- 8 「子どもの権利条約」、ユネスコの「学習権宣言」の精神を生かした学校づくりを、生徒・保護者・地域住民とともにすすめます。
- 9 昨今の「教育改革」を分析・批判し、戦後の民主的な教育運動の理念を引き継ぎ、発展させる教育改革を研究・提言します。
- 10 職場を基礎とした教文活動を旺盛にすすめ、教文会議・各種研究会の充実につとめます。
- 11 教育研究・教育実践と教育運動を結合させるとともに、自主サークルや民間研究団体にも積極的に参加し、交流を深めます。
- 12 参加と共同の「開かれた学校づくり」をすすめるための「学校評価」「教職員評価」のあり方を実践的に明らかにします。「観点別評価」をはじめ、様々な「評価」に対し、憲法と子どもの権利条約の下、生徒・教職員の成長に寄与する視点より、その是非、あり方について検討し、実施につとめます。
- 13 保護者・地域住民との共同・協力関係を強め、教育課題や地域の課題について積極的に学習を行います。

[3] 研究活動の充実・発展をめざして

1. 職場の教文活動－「学校づくりの5つの課題」

生徒の実態から出発し、主権者市民として必要な共通教養を明らかにし、各学校の教育活動全体の設計図としての自前の教育課程づくり、参加と共同の「開かれた学校づくり」をすすめるために5つの課

題にとりくみます。

① 生徒が生き生き学べる「授業づくり」の課題

- どの生徒にもわかり(理解)、できて(習熟)、つかえる(応用)学力を養う「授業づくり」をすすめます。
- 教科会、学年会、職場教研、三者協議会等で「授業のあり方」を検討します。
- 生徒が主体的に学べる参加型授業の研究をすすめます。
- 進路実現のための学力と共通教養としての学力(主権者市民としての力)を育む授業のあり方を研究します。
- 公開授業や授業研究会を実施するとともに授業アンケート等を通じて生徒の声を授業改善に生かします。

② 生徒の学びの場としての「集団づくり」の課題

- 生徒が個人として尊重され、安心して学べる場としての HR、学年、生徒会、クラブ活動づくりをすすめます。
- HR・学年・生徒会・クラブ等での自主的・民主的・自治的「集団づくり」や三者協議会等のとりくみを通して、主権者市民として必要な力を育みます。

③ 同僚性を育む「職場づくり」の課題

- 職場の同僚性を育み、教職員が学び合って成長できる「職場づくり」をすすめます。
- 私たちの「学校評価」・「教職員評価」に主体的にとりくみ、学校の教育力向上に寄与する「職場づくり」をすすめます。
- 研修の成果を職場全体の財産とします。
- 押しつけの「教育改革」によって生み出される管理的、相互監視的、競争的な関係に陥らないような同僚関係のあり方を追求します。
- 職員会、学年会、教科会等の意義を確認し、教育課題に取り組みます。

④ 参加と共同の「学校づくり」の課題

- 三者協議会等のとりくみに学び、生徒を中心に、保護者、教職員、地域に開かれた参加と共同の「学校づくり」をすすめます。
- 教科学習と自治的・自主的活動を通して「主権者市民としての共通教養」を育み、社会参加に結びつけた「学校づくり(教育課程づくり)」をすすめます。

- 学校の教育活動全体計画としての自前の教育課程づくりを「学校づくり」の課題とします。

⑤ 学校の存在基盤としての「地域づくり」の課題

- 積極的に地域に関わり、地域の人々をつながり合い、学校の存在基盤である「地域づくり」に参加します。
- 「地域おこし」や環境・平和・福祉活動など様々な地域の課題・地域活動から学び、「学校づくり」に生かします。

2. 職場での研究・実践

- ① 職場の自主的研修を旺盛にすすめます。
- ② それぞれの学校の課題をテーマとする職場教研や、支部教研・県教研・「教育のつどい」（全国教研）などに提出されたレポートの報告会や公開授業・研究授業などをすすめます。
- ③ 生徒・保護者・地域・教職員の共同の研修会などの開催をすすめます。
- ④ 各研究会や支部教文会議の呼びかけに応え、積極的に研究実践をすすめます。
- ⑤ 教文委員は職場の会員に研究会への参加をはたらきかけます。

3. 支部教文活動と支部教研

- ① 支部内の日常的な教育研究活動をめざし、支部研究会長を中心に情勢や課題、会員の要求にもとづいたテーマを設定します。
- ② 支部教文委員会を定例化します。支部教研の計画・準備だけでなく、各校の教育課題や教育実践を交流・研究し、自主研修の場としても位置づけます。
- ③ 支部研究会長は支部教研の分科会責任者として支部教研成功のため努力します。事務局とともにレポート参加を呼びかけます。また、支部教研とは別に独自の研究会を開催します。
- ④ 支部教研では、可能な限り教科別・課題別分科会を設定します。
- ⑤ 支部教研については、必要に応じて少人数研究会が実質的に他と交流できるよう合同分科会などを開催します。
- ⑥ 県教研や「教育のつどい」に提出されたレポートや県教研・「教育のつどい」の優れたレポートを持ち帰り、支部で報告会を開催します。
- ⑦ 支部教研以外にも支部独自の教文活動の企画を追求します。

4. 全県研究会

- ① すべての研究会は全県研究会を開催します。
- ② 各研究会は正副研究会長会を開催し、県内外の実践・研究の状況を確認、研究課題を明らかに

します。また、支部研究会長を通じて県教研へのレポート参加を呼びかけます。

- ③ 会員にとって魅力ある研究会になるよう企画・運営を追求します。

5. 通信や研究集録

- ① 教文通信のいっそうの充実を図ります。
- ② 「教文ブックレット」を刊行するとともに、既刊の「教文ブックレット」を普及します。
- ③ 各研究会の「通信」「研究集録」「紀要」や支部の「通信」などの充実をめざします。「研究集録」のデジタルデータ化やHPへの掲載をすすめます。

6. 教文会議の組織強化と研究の充実

- ① 教文会議への全教職員の加入を訴えるとともに、教科別・課題別の両方の研究会登録をすすめます。また、私学教職員・教育研究者等への参加も呼びかけます。
- ② 課題別研究会の再編について研究会・支部・職場において議論し今後の研究活動の発展につなげます。
- ③ 支部教研や全県研究会などを成功させるため、支部研究会長会を充実させます。
- ④ 青年教職員、講師、臨時採用の教職員の学ぶ要求に根ざした取り組みをすすめ、青年層の教文会議への参加を広げます。
- ⑤ 民間教育研究団体にも積極的な参加を呼びかけ、また県教組や私教連などと連携をすすめます。
- ⑥ 「信州の教育と自治研究所」「民主教育研究所」など県内外の研究活動に協力し、連携をすすめます。
- ⑦ 諸外国の教育関係者との研究・交流の成果を踏まえ、今後のあり方を検討します。

[4]研究・実践の主要な課題

1. 学校づくりと教育課程の自主的・民主的な編成

- ① 主権者市民として必要な力、高校生が自主的・自立的に諸問題を解決していく力(学力)を育成し、そのために必要な教育課程の研究と学校ごとの自前の教育課程づくりをすすめます。教育課程の編成にあたっては生徒、保護者、地域のみなさんとの対話を積み重ねてゆきます。
- ②今年度採用の公立学校の教員の採用倍率は 3.4 倍と、過去最低となったことが国の調査でわかりました。中でも小学校は 2.3 倍と低く、5 年連続で過去最低となっています。「教師不足」も深刻化しています。「教育に穴があく(教職員未配置)」実態調査結果によれば、全国の公立の小中高校で、2023 年 10 月時点で 32 都道府県・12 政令市の小・中・高・特別支援学校などで 3112 人の教職が不足している公表し事態の深刻さを指摘しています。長野県でも今春は今までにない深刻な状況です。そうした中、文科省の「文教関係予算のポイント」では 2024 年度重点項目として小学校における高学年の教科担任制の強化や 35 人学級の計画的な整備などを掲げました。また、人材確保ため文科省は教員の

養成に特化した教職大学院やその他の大学院で教育実習の修了者などを対象に奨学金免除とする方針も示しました。千葉県教育委員会でも同様の事業を実施する予定です。

「教師不足」や「教師の長時間労働」は長期にわたり解決が求められてきた問題ですが、現在の施策は抜本的な解決とは言えず、引き続き批判、分析を行い、より良い学校と教員の働き方に対して、有効で即応性のある提言や改良案を提言してゆきます。

③ 指導要領の改訂に伴い、「言語文化」「公共」「歴史総合」「英語コミュニケーション」「情報」など多くの教科で新しい科目が創出されました。傍用の教材開発が進み、教材研究や考査問題作成に試行錯誤は続いています。新しい科目が大学入試などでどのように出題されるか目下の課題となっています。

観点別評価についても多くの問題点が指摘されています。新科目の多くの実践例や各校の評価方法を集積し情報交流することで、豊かな楽しい授業を創造してゆく必要があります。

④ 新指導要領で「キャリア教育」について「キャリア・パスポート」が発達段階に踏まえて義務教育段階から導入されてきていますが、具体的な書式などは学校の裁量に任されています。内容的には生徒が自らの活動を記録してゆくとしていますが、活用の仕方や「指導要録」「調査書」との関連は不明確で、現状では形式的なワークシートの作成になっています。学年・学校間での「キャリア・パスポート」の引き継ぎ業務やその作成などについて注視し研究を深めます。

⑤ 高大接続ではすでに大学入試の推薦書や調査書の記載に学力の 3 要素に基づいた記述・観点別評価が求められています。調査書への記述量は激増し、国公立大学の大学入試前期日程試験や後期日程試験でも生徒にかなりの分量の「自己申告書」の提出が義務付けられ、教職員のみならず生徒の負担感も増大しています。新しい学力評価は書類の作成量の増加に至り「手段が目的化」しつつあります。国公立の前中後期選抜や私大入試では既にネット出願が過半となり、今年度から共通テスト出願もネット出願に変わります。こうした現状への対抗策・対応法を模索してゆきます。

⑥ 2019 年に教文会議で作成した『よむ前に読む、新学習指導要領討議資料』などの研究成果に基づき、各学校がもつ自主編成権による教育課程づくり実践を目指します。SDGs や環境問題、地域の活性化や主権者教育、社会福祉や伝統文化など「総合的な探究の時間」の生徒が選び研究するテーマは多岐にわたっています。こうした取り組みが生徒の真の成長につながるように、探究学習に関わる多くの実践を交流、蓄積します。

⑦ 「研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等」の実施(教育公務員特例法の一部改正)にともない、2023 度から長野県研修受講履歴個人記録簿(令和 5 年度用)の作成が義務付けられました。2024 年度からは教育センターに電子情報で研修に関して届けに出すことになります。教職員の自主研修は見識を深め指導力の向上のために必要不可欠な業務です。教文会議の教科研究会や課題別研究会の総合研究会や、各種の学会、民間の教科研究会(長野県民間教、長野県国語国文学学会、高校地理教育研究会、長野県高等学校科学協会など)の研究授業やフィールドワークなどへの参加がこの上なく有益な研修であることは言うまでもありません。教文など多くの歴史を積み重ねてきた教員の研究団体や自主研修が正しく評価されるよう提言してゆきます。

法政大学キャリアデザイン学部の児美川孝一郎さんはここ数年来の文科省の「令和の日本型教育改革」の虚と実を指摘しています(全教共済 NEWS, 2024, No.92)。文科省は「個別最適化の学び」「協働的な学び」を進めるために一人一台端末の配備を進めました。でも実際には GIGA スクール構想による「未来の教室」「STEAM」教材の開発・教育 DX は経産省の主導のもとに進められています。

さらに文科省は、新たに全国 1000 校程度の高校を「DX ハイスクール」に指定し、デジタル人材育成強化に着手するため、2023 年度(令和 5 年度)補正予算案に「高等学校 DX 加速化推進事業(DX ハイスクール)」

として、1校につき補助上限額1000万円、総額で100億円を計上します。このような方策にどう対応するのか研究を重ねます。根本的に教育改革が何ゆえ必要なのか、誰のためのものなのか、公教育や学校の果たす役割は本来何なのか、問いただす必要があります。

- ⑧ 県教委が主催する「教育課程研究協議会」などに積極的にかわり、教育活動に役立つような協議会の民主的な運営と充実に協力します。教育指導要領の改訂で創設された新教科・科目への研究を重ねます。
- ⑨ 生徒が一人ひとりタブレットをもち、学校に電子黒板やWi-Fiが導入されるなどIT機器や通信環境が整えられ、教育支援教材(アプリ)の活用が進められています。今まで積み重ねられた伝統的なアナログ教材と、情報収集や人と人、人と世界とをつなぐことに優れたITC技術を生かしたデジタル技術の双方の長所をいかして、新たな教育活動に取り組みます。また、生徒や教職員間にテクノハラスメントが生じることのないよう研究を深めます。

休校措置が続く中で導入されたロイノート、EdTech教材・Inspire Highなどの学習支援教材は当初無料で配給されましたが、2023年度から有料化されました。従来の副教材もデジタル化され、購入費用は割増しとなっています。教材の購入増加による負担増についてどのように配慮すべきか思考する必要があります。

スマートフォン所持は高校入学前から進み、生徒の情報活用能力は向上していますが、情報のプライバシー・個人情報の保護・著作権侵害への注意などについて学校現場でも十分な指導が求められています。また、作文・レポートなどに生成AIの成果品を提出するといった行為への適切な指導も必要です。情報機器の利用については保護者への周知と理解も必要となります。こうしたITC教育に関する研究と情報共有を進めます。

- ⑩ ICT利用や新たな授業スタイルとされる「対話的・主体的で深い学び」について研究を深め、グループワークや探究学習、プレゼンテーションなどの実践を交流、集積して検討をかさねます。
- ⑪ 新型コロナウイルス感染症は感染症5類に移行しましたが、休校措置、学校行事の簡略化、リモート授業、黙食の励行などでクラスでの活動、仲間づくりなどが十分にできず、学校になじめない生徒も増加し不登校も激増し、全日制高校では通信制高校への転学が増加しています。感染症流行下の3年間の教育活動を総括し、学校生活の大切さを改めて考えてゆきます。各校で5類への移行で学校行事をコロナ前に戻すようになっていますが、再び多忙な学校生活が再現されているようです。適切で健全な学校生活を創造することが大切と考えます。
- ⑫ 「子どもの権利条約」に基づく「こども基本法」が施行されました。法律には「安全安心に成長する権利」「子どもにとってもっとも良いことを国や大人に考えてもらう権利」「意見を伝え参画する権利」「差別されない権利」が規定されています。また、子どもの権利条約に載る「遊ぶ権利」「休む権利」「教育を受ける権利」「子どもの権利について知る権利」なども、子どもの権利に含められます。「子どもの権利条約ネットワーク(NCRC)」など研究を先行させている関連団体との交流や意見交換を行いながら、生徒にとって何が最善の教育で、より良い学校とはなにか、新たな視点から構想してゆくことがもとめられます。

2. 開かれた学校づくりと教職員評価・学校評価の研究

- ① 保護者、地域と連携し、生徒が主体的に参加する「開かれた学校づくり」の議論を深め、生徒を中心に保護者、教職員、地域に開かれた参加と共同の学校づくりを進めます。
- ② 「匿名性を担保した授業評価・学校評価」の実施の実態を分析し、教員叩き・分断・競争・管理の

道具とさせず、学校全体で授業改善と「開かれた学校づくり」に資するものとするよう取り組みます。

- ③ 「学校づくり」の観点から日常の教育活動を見直し、職員全体で練り上げた学校の教育目標と連動した、共同の学校づくりにつながる学校評価・教職員評価と管理職評価のあり方を研究します。
- ④ 「匿名性を担保した授業評価・学校評価」、学校評議員制度、学校評価制度、教職員評価制度、指導力不足教員問題の現状を交流し、そのあり方を ILO・ユネスコの「勧告」や CEART（共同専門家委員会）調査団の報告と併せて研究します。
- ⑤ 「開かれた学校づくり全国交流集会」に積極的に参加します。

3. 「教育改革」の分析と検討

- ① 経済界からの要請に基づく、EdTech、STEAM 教育、未来の教室、「令和の日本型教育」等 Society5.0 に向けたグローバル人材養成、民間教育産業の公教育への参入、教科書検定基準の見直し、徳目を列挙した「道德教育」を反映した教科・科目構成、能力主義的多様化による高校の格差化等、「教育再生」のねらいと危険性を明らかにします。
- ② 生徒の内面評価が含まれるものであり、生徒の自己肯定感に与える影響が懸念される「新しい『学びの指標』」の問題点を引き続き明らかにします。「大学入学共通テスト」、「高校生のための学びの基礎診断」の動向を注視し、分析と批判を行います。
- ③ 47 年教育基本法の歴史的な意義や教育理念・教育原則としての普遍的な意義を、国際的な条約・宣言、国連子どもの権利委員会「勧告」（2010 年 6 月）と合わせて研究します。
- ④ 2017 年 4 月 1 日施行「改正」教育公務員特例法に基づく研修の「指針」、その「指針」を参酌して作成された「指標」、「指標」をもとに作成された「教員の資質向上のためのガイドブック」（長野県）が企図する研修、長野県教員育成協議会の動向を注視し、研修を通じた教員統制を分析・批判するとともに、対抗軸としての自主研修に旺盛に取り組みます。
- ⑤ 「教員免許更新制」廃止に伴い 2023 年 4 月 1 日から施行された、研修記録作成を義務づける等、教員の資質向上をはかるとする新たな研修制度（教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律）の動向を注視し分析と批判を行い、生徒と教職員の成長に寄与する研修に取り組みます。
- ⑥ 「長野県の教員の資質向上・教育制度あり方検討会議」の提言の具体化、総合教育会議、「高校改革～夢に挑戦する学び～」、「第 4 次長野県教育振興基本計画」等の長野県の「教育改革」の動向を注視し、分析と批判を行います。「高校改革～夢に挑戦する学び～」で示された、「探究的な学び」や「信州学」、それらと連動させながらすすめられようとしている第二期高校再編に対する分析・批判を進めます。
- ⑦ これまで各校で取り組まれてきた「地域学」「地域との学び」と「信州学」との相違を明らかにし、地域における学びを豊かにする実践について研究します。

- ⑧ 新たな入学者選抜制度導入の動向を注視し、課題や問題点を分析し改善を提言します。
- ⑨ 中高一貫校の導入が義務教育や子どもの学びにどのような影響を与えるか多角的に検討します。
- ⑩ 所得制限による就学支援金支給制度の問題点を指摘し、すべての青年に「権利としての高校教育」を保障する制度と内容を研究・提言します。

4. 生活指導上の諸課題の克服に向けて

- ① いじめや暴力・問題行動、登校拒否・不登校の背景・要因について研究と理解を深めます。
- ② 各校の「いじめ防止基本方針」を実効あるものにするよう研修と実践をすすめます。
- ③ 生徒の学習権を保障し、人格の完成をめざす生活指導のあり方を研究します。また、排他的・処分的「指導」を克服し、生徒・保護者と教職員の共通認識を深める生活指導の方法を研究します。特にいじめ案件の犯罪行為としての警察への通報義務については、教職員の
- ④ こども基本法成立、生徒指導提要改訂について理解を深め、子どもの権利条約を軸とした生徒参加の生徒指導について研究をすすめます。
- ⑤ 問題行動を特別支援教育の視点からの分析を行い、チームとしての生徒指導・支援のあり方を研究します。
- ⑥ コロナ禍で急増した高校中退の実態を学校内外の視点から多角的に捉え、関係組織・機関と連携して自立へのあり方を研究します。
- ⑦ スマホ、SNS、情報過多のネット社会が高校生に与える影響や問題点について研究します。

5. 主権者市民の育成のための自主的・自治的活動への支援

- ① 18歳選挙権、成人年齢改定の下、「平和的な国家及び社会の形成者」の育成を目指して、すべての高校生が自由で民主的な社会を担う市民としてふさわしい政治的判断力や批判力を身につけ、主権者として行動できる能力（政治参加や議論によって対立を解決する）を培うための主権者教育について研究と実践をすすめます。18歳選挙が施行され8年が経過していますが、10代20代の若者の投票率は低い状態が続いています。この問題の背景と原因を分析し、政治や社会問題への関心を高め、政治参加を促すための実践について研究します。特に、近年のSNSによって拡散されるフェイクニュースなどの問題を分析・批判し、正しい情報や知識に基づいた客観的な視点に立って物事を判断できる能力を培うことを重視していきます。
- ② HR、生徒会活動を通して民主的・自治的な集団づくりをすすめます。
- ③ 三者協議会・四者協議会や学校フォーラムなど、子どもの権利条約にある意見表明権や連帯する権利を保障します。生徒を中心に据えた議論を通して、合意形成を図る力など主権者市民として必要な能力を獲得できる場や機会を奨励し、援助します。
- ④ 自主・自立・連帯の精神が育まれるクラブ活動のあり方について研究・交流を深めます。
- ⑤ 「高校生平和ゼミナール」「高校生の声」のような高校生の自主活動が活発になるための方法を研究し、積極的に活動を援助します。

6. 平和・国際教育の充実

- ① ウクライナ戦争に対して抗議し、一刻も早い平和的解決と武力によらない平和の実現について世界各国の取り組みを共有し考えあいます。
- ② ガザにおける紛争の停戦と終結による平和の実現をするための取り組みを行い、実践をすすめます。
- ③ あらゆるテロリズム・国家間紛争に対して、その発生の原因や背景、その解消の方法等について学びます。
- ④ 武力ではなく、日本国憲法、国連憲章などの法と対話による平和の実現について平和・国際教育研究と実践をすすめます。
- ⑤ 戦争の身近な教材を発掘すると共に、松代大本営跡や満蒙開拓平和記念館などを通して学習をすすめます。また、戦争体験者の話を高校生とともに学び、伝えます。
- ⑥ 過去の植民地支配の事実真挚に向き合うための学びの研究と実践をすすめます。
- ⑦ 戦後日本がアジア諸国の人々との間に残してきた問題の背景を学び、「慰安婦」問題や徴用工問題について学習を深めます。
- ⑧ 沖縄の米軍基地問題から、日米安全保障条約、日米地位協定を学び、日本国憲法に謳われている平和主義、日本の民主主義、人権、地方自治について学習を深めます。
- ⑨ 人類を脅かす危機として問題化している環境破壊による気候変動と、それにより引き起こされる社会的災害について理解を深め、持続可能な社会をつくるための国際的な運動の理解と取り組みへの参画について学びます。
- ⑩ 新型コロナウイルス感染の世界的パンデミックにより引き起こされた世界各国の状況と課題を共有し、感染拡大防止と、人々のいのちを守り、生活を取り戻す為に求められる対策や政策について生徒、保護者とともに考えあいます。
- ⑪ 核兵器禁止条約、NPT再検討会議など国際的な核軍縮・核兵器廃絶のしくみを再構築するための取り組みについて学習を深めます。
- ⑫ 広島・長崎への原子爆弾投下、福島原子力発電所の事故による日本の被曝の実相と、原子力発電所の核廃棄物や、核実験による世界中に広がる被害など、人類と共存できない「核」の問題について知り、理解を深め考えます。
- ⑬ 女性差別撤廃委員会の勧告やILO190号条約など人権の国際基準や、国連の条約などに照らして、日本の実情と問題を考えます。
- ⑭ 外国にルーツを持つ多様な人々の人権保障や支援について考えます。
- ⑮ 香港や台湾、ミャンマーにおける国家による人権弾圧に抗議する民主的な運動を注視し学びます。
- ⑯ 小学校・中学校・高校の発達段階に応じた系統的な平和学習のあり方を研究し、平和学習を主眼とした修学旅行の実践・交流をすすめます。
- ⑰ 平和を希求する生徒の自主活動を励まし、援助します。

7. 憲法学習の推進と政治的教養の保障

- ① 特定秘密保護法、安全保障関連法や、安保3文書の改定とその先にある憲法改変の動きについて学習をすすめます。
- ② 教文ブックレット『“改憲” Yes or No 高校生の選択』をもとにっそう憲法教育をすすめます。
- ③ 憲法記念日を中心とする取り組みでは、機会あるごとに、総合的な憲法学習をすすめます。
- ④ 主権者市民を育て、高校生の政治的教養を高めるために、教科活動や教科外活動をとおして、社会認識と自治的活動力を育て意見表明権を行使する力を養います。
- ⑤ 日本国憲法が国民に保障する個人の尊厳原則に立ち、権力から人権を守る自由権的基本権、人間らしい暮らしのための生存権・労働権などの社会権的基本権を高校生が社会で生かせるための憲法学習を進め、生徒の主体的な学習を援助します。

8. 人権教育の推進

- ①「市民科」「シチズンシップ教育」などですすめられている包括的主権者教育の動向や公德心教育のあり方を注視し、民主主義社会に生きる市民としての価値観を学ぶことを目標とした人権教育の内容と方法を交流し、研究をすすめます。
- ②子どもの権利条約の「子どもの意見表明権」を担保する『表現』・『情報』・『集会・結社』の自由を確立する中で、学校における人権問題の現状を明らかにします。
- ③「こども基本法」が2023年4月から施行されました。「子どもの権利条約」に謳われる「子どもの意見表明権」をはじめ、子どもが「安全安心に成長する権利」「子どもにとってもっとも良いことを国や大人に考えてもらう権利」「意見を伝え参画する権利」「差別されない権利」などが同法で規定されました。これらの規定を教育の中でどのように具体化し実践を進めるか研究していきます。
- ④厚生労働省から信仰の強制などを虐待とする指針が出されました。(2022年12月27日、宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A)。宗教2世の人権問題に注目し、子どもが自ら権利を行使する主体として利益を追求することを保障するための学習を進めます。
- ⑤「世界人権宣言」等の意義を深く捉え、人権教育の研究をすすめます。
- ⑥学校内外の自主活動を通じて、民主的連帯の輪を生徒の中に広げます。
- ⑦児童婚や#MeToo運動やジャニーズ性加害問題、BLM(Black Lives Matter)運動、コロナ禍でのアジア人差別、香港の「国家安全維持法」による民主化運動弾圧、ミャンマー国軍クーデターに対するデモ弾圧、台湾問題やウイグル人問題、ジャーナリストへの圧力や迫害など、世界で起きている差別や人権弾圧に抗する動きや問題について分析し研究することによって、人権は世界のすべての人々にとって普遍的な価値を持つものであるという認識を深め、自由と権利を守ることの意義について考える学習を目指していきます。

9. 日本国憲法の基本理念に基づく

市民道徳の形成を目指す教育の推進

- ①新学習指導要領に示されている「人間としての在り方生き方」に関する教育である道徳教育の目標として、「我が国と郷土を愛し」「公共の精神を尊び」「日本人の育成に資すること」とされ、ここで示されている郷土愛や日本社会への帰属意識は国家への忠誠心につながり、学校教育を通して主体的に国家の政策に従っていく人材が育成されていく危険性があります。道徳教育で目指されている「資質・能力」の問題を分析・研究し、国家主義的な道徳観を教え込んでいく教育の動きを注視していきます。
- ②「道徳科」が設置されていない高等学校においては、「全教師が道徳教育の担当という意識」をもって一貫性のある道徳教育を組織的に展開して行うものとし、学校と地域が一体となって道徳教育の充実を図ることとされています。こうした中、生徒の積極的な社会参画を促す活動が推進され、特に「主権者教育」「公共」「総合的な探求の時間」において、社会参加に必要な知識・技能、価値観を学ぶことを目的としながら社会貢献を实践し、そのことに高い評価を与えています。学校と地域社会が道徳教育に関わって、生徒の価値観の形成を指導していく体制について分析し、「公共」「倫理」「特別活動」「総合的な探求の時間」「キャリア教育」「主権者教育」に関わって、民主主義の理念である「個人の尊厳」の観点から、主権者市民としての価値観を形成する市民道徳の教育実践について検討していきます。
- ③道徳教育の指導は、校長の示した道徳教育の方針を根拠として公民科「公共」「倫理」ならび「特別活動」の指導計画を作成するとしていますが、教育活動の自由ならびに子どもの学習権（自己の能力の向上と真理の探究のために自由に学習し学習活動に必要な条件を要求する権利）、さらには学問の自由を制限していく可能性が危惧されます。戦後の民主主義教育の歴史と実践の中で求められてきた教育の本質を再考し、平和と民主主義を求めていく人格の形成を目指す学校教育のあり方を研究していきます。

10. ジェンダー平等の教育の推進

- ①高校における「ジェンダー平等の教育」および「包括的性教育」の積極的位置づけを研究するとともに、教科を越えて、実践・交流を進めます。
- ②学校現場での、ジェンダーに対するアンコンシャスバイアス(無意識の思い込み・偏見を問い直し、学校が「ジェンダー秩序」を再生産する場となっていないかを検証します。
- ③日本社会におけるジェンダーバイアス(性差による偏見)・ジェンダーギャップ(性差による格差)を明らかにし、ジェンダー平等の視点からあらゆる社会的、教育的課題等を研究し学習します。
- ④日本社会において、なぜ「ジェンダー平等」が思うように進まず、「性教育」が学校現場で実践されにくい状況にあるのか、明らかにし研究します
- ⑤「性教育」を生殖・性交に関することのみにとどめるのではなく、基本的人権の尊重を基盤とした、人間関係の円滑な構築を含む「包括的性教育」として捉え直し、学校現場における実践と研究を進めます。
- ⑥「性」にかかわる生徒の実態を捉え、現状とその背景について研究し、科学的で正確な教材及び学習プログラムの開発を図ります
- ⑦デートDV・家庭内暴力や性の商品化の実態と社会的・文化的背景について研究し、人権的アプローチを基に、教材、実践の交流を目指します。
- ⑧ 家父長制的家族観から脱却し、「家族のあり方」は個々人の多様な家族観、選択によるものであることを理解し研究します。

- ⑨ 選択的夫婦別姓の法制化について理解を深め研究します。
- ⑩ 人権教育の視点から、多様な性のあり方に対する理解を深め、対象の生徒に対する配慮や・指導方法を研究します。
- ⑪ 同性婚の法制化について理解を深め、研究します。
- ⑫ エイズや性感染症に関する学習の内容と方法を研究します。

1 1. 健康教育の推進

- ① ヘルスプロモーション（1986年、WHOがオタワ憲章で提唱した、新しい健康観に基づく21世紀の健康戦略。「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようになるプロセス」と定義）の考え方のもとに、生徒の心身の健康づくりを推進します。
- ② 生命尊重の意識を育て、健やかな成長を促す教育のあり方を研究します。若者の自殺の原因や防止策を探ります。
- ③ 生徒の悩みや葛藤と向き合い、それらを成長へとつなげられる支え方や援助方法を学び、実践をすすめます。
- ④ 環境教育・性に関する教育とも連携しながら、教科を越えた健康教育のあり方を研究し、実践をすすめます。
- ⑤ ICT利用の実態を把握し、健康面への影響について研究します。
- ⑥ 福島第一原発事故の放射線被害から、放射線についての正しい知識を身につけて、健康教育を推進します。
- ⑦ 生徒の飲酒・喫煙・薬物乱用の現状やその背景を把握し、防止のための教育をすすめます。
- ⑧ 現代社会のなかで崩れつつある生徒の生活リズムの現状や、食生活の乱れ、ストレスの状況を把握し改善の方途を研究します。また、文科省のすすめる「食育」の是非と可能性について研究を深めます。さらに、従来取り組まれてきた「食農教育」についての研究もすすめます。
- ⑨ 生徒の成長にとって望ましいクラブ活動のあり方を健康と成長の面から研究します。
ます。

1 2. 環境教育の推進

- ① 地域の自然や生物を生きた教材として活用しながら、ローカルな環境についてどのような変化が見られるのか、また、地球温暖化や気候変動などグローバルな環境問題を自然保護・環境保全の視点から分析・研究します。
- ② ESD（「持続可能な開発のための教育」）の具体的な事例を研究し、平和、人権、環境をベースにした取り組みを学ぶことにより、SDGs（持続可能な開発目標）実現の可能性を追求します。
- ③ 環境問題の課題解決に向けて民間研究団体や地域の研究者・住民との連携を深めます。
- ④ 地域開発政策にともなう公共事業の必要性和問題点について研究し、積極的に地域・関係機関等

へ提言します。

- ⑤ 環境教育を通じて小・中・高・大および民間団体との交流を積極的にすすめます。
- ⑥ 東日本大震災や長野県豪雨災害・能登半島地震の教訓を活かした防災・減災教育、環境教育の研究と実践をすすめます
- ⑦ 原子力・エネルギー問題を教育の視点から研究します。

原発再稼働の動きについて、福島原発事故から13年経った今、その問題性を大きく取り扱うべき。

1 3. 青少年文化の研究と創造

- ①現代の様々な情報文化が子どもたちに与える影響や青少年文化について分析・研究します。
- ②今日的な課題であるメディア・リテラシーの研究と実践を積極的にすすめます。
- ③情報技術の利用に関する適切で責任ある行為規範「デジタル・シティズンシップ」の研究をすすめます。
- ④クラブ活動や学校行事のあり方を研究し、文化・芸術・体育活動の発展をめざします。
- ⑤高文連文化祭交流部の「文化祭ガイダンス」に積極的にかわり、高校生の自主活動を援助します。
- ⑥図書館資料をはじめ、インターネットでの情報検索や電子図書館の利用について分析・研究をすすめます。
- ⑦図書館における資料提供や教科・探究学習への支援について研究をすすめます。
- ⑧読書の環境を整えるとともに、主体的な文化活動を支援・創造する場としての図書館活動について研究します。
- ⑨国民の知る権利を保障する図書館や、学校への公権力の介入を問題視し、「図書館の自由に関する宣言」の理念を念頭に置いた主体的な図書館活動についての理解が、学校図書館の利用者である生徒や教職員の間でも深まるよう研究をすすめます。

1 4. 進路指導の改善と充実

- ①生徒の進路選択の力を育成するための系統的・体系的な進路指導のあり方を研究し、実践します。
- ②「大学入学共通テスト」の民間試験利用や記述式導入は多くの問題点を指摘され、実施が見送られました。一方、教科「情報」の設立で今まで国数英理社の5教科から、「情報」を加えた6教科へ共通テストは変更されます。教科「情報」については専門教員の不足や各大学での共通テストの入試での利用、情報の共通テストのサンプル問題の内容の不明さなど多くの問題が指摘されています。共通テストも1教科が50ページを超える分量となり、長い説明文や図表や写真などの情報量が多く、難問化しています。こうした共通テストや高大接続に関わる問題点を明らかにしてゆきます。

- ③ 学びの基礎診断(学習到達度をはかる業者テストや大学入試模擬試験の利用)、キャリア・パスポート、観点別評価、調査書や指導要録の書式や作成、統合型校務支援システム C4th 利用の問題点を明らかにし、運営者には改善を促してゆきます。
- ④ 地方の私立大学の公立化や学部新設、私立大学入試の定員管理厳格化とその緩和などの動向を注視し、調査研究をすすめます。
- ⑤ 地元の大学との連携を強め、生徒の進路保障、大学入試制度や教育内容に関する意見交換をすすめます。
- ⑥ 大学・短大・専門職大学・専門学校への進学指導について交流し、望ましい指導のあり方について研究します。
- ⑦ 政策的にすすめられている「キャリア教育」の問題点を明らかにし、若者をめぐる労働の実態や労働法制、セーフティネットの学習など若者が職業人・生活者として将来を展望でき、生活していく力を育てる「私たちのキャリア教育」のあり方を追求します。
- ⑧ 卒業後の進路を決めることのできない生徒への指導のあり方を研究します。「就職選考実態調査」の結果を検討し、積極的に提言していきます。
- ⑨ 県教委が主催する「進路指導等研究協議会」に積極的にかわり、民主的な運営と充実を図ります。

1 5. 労働と技術・職業教育の研究と実践

- ① 農業科・工業科・商業科・家庭科の各小学科における基礎・基本について研究します。
- ② 職業教育としての情報教育及び環境教育のあり方について研究します。
- ③ 就業体験(インターンシップ・日本版デュアルシステム)の意義と問題点について研究します。
- ④ 資格・検定試験のあり方について研究します。
- ⑤ 第 2 期高校再編に向けて専門学科のあり方を答申した産業教育審議会の「審議のまとめ」に対し、教育的立場に立った専門学科再編のあり方について分析・研究します。
- ⑥ 普通科においても労働と技術・職業教育、リスク管理も踏まえた金融教育・生涯を見通した経済計画の学習の実践を積極的にすすめます。
- ⑦ 職業教育についていっそうの理解が得られ、適切な進路指導が行われるように中学校との連携をすすめます。

1 6. 定時制・通信制教育の研究と実践

- ① 高校改革 ～夢に挑戦する学び～ 再編・整備計画【三次】に求められている効率化重視の定通教育について、専門科の普通科転換など教育の機会均等の視点から、生徒の実態を基にした検討とより一層の批判をすすめます。
- ② 定時制・通信制の生徒の実態を把握し、固有の教育課題を明らかにするとともに保護者・事業所・地域支援機関・教職員の連携を深めます。
- ③ 定時制・通信制教育をさらに充実させるための教育条件整備、教職員の労働条件の改善やその方

法などを明らかにします。

- ④ 広域通信制高校と通信制のサポート校、学習支援センターの実態を把握し、公立定時制・通信制高校への志願者数への影響などその問題点を明らかにします。
- ⑤ 定時制教育における多部制・単位制高校のこれまでの取組みの検証を行い、現在県下にある3つの学校と連携を図りながら、今後北信地区に設立計画されている長野東スーパーフレックス新校を含め、多部制・単位制高校の未来像を模索します。

17. 障がい児教育・特別支援教育の研究と実践

- ① インクルーシブ教育の理念を理解し、各校の実態から特別支援教育のあり方について多様性を受け入れる具体化した取組みが学校全体のものとなるよう研究をすすめます。
- ② さまざまな障がい特性や多様性について理解を深め、各教科、科目における具体的な支援、指導、新たな「評価」について研究をすすめます。
- ③ 特別支援教育コーディネーターの役割について交流し、多様性を包み込むインクルーシブ教育システムの構築や生活指導、進路指導との連携について研究をすすめます。
- ④ 高校における「通級による指導」の実践から組織として対応できる特別支援教育の仕組みを学び、個々の支援に必要な自立活動、進路保障について学びます。
- ⑤ 「こども家庭庁」の発足（2023年4月1日）にともない地域行政の枠組みは大きく変更されています。ニーズのある高校生にとって、18歳成人以降の「支援」と「自立」のつながりが不利益とならないよう注視します。
- ⑥ 地域のセンター校としての特別支援学校、福祉、行政支援機関と連携を行いニーズのある生徒の学習保障、就労支援、進路保障の研究をすすめます。
- ⑦ 特別なニーズを持つ生徒における「キャリア教育」が発達段階の視点に沿ったものであるか研究をすすめます。

18. 福祉教育の研究と実践

- ① 教科「福祉」および福祉教育について教育条件整備にかかわる研究をすすめます。
- ② 地域と福祉との関わりについて実践的な活動を通じた学びを研究します。また福祉教育における探究学習のあり方を研究します。
- ③ 「福祉」教員免許取得者間の情報共有や連携を通じて、教科のあり方を研究します。

19. 地域調査と地域に根ざした高校像の研究

- ① 地域と高校の歴史や関係者の意識を調査し、それぞれの地域において高校が果たしてきた役割を明らかにするとともに、地域に根ざした今後の高校像を研究し、提言します。

- ② 学校づくりと地域づくりに共通する課題を明らかにし、連携の可能性を研究し、提言します。
- ③ 職業科の再編統合・キャンパス校化・サテライト校化による教育課題を明らかにし、豊かな高校教育を保障するための教育条件について研究します。
- ④ 「高校改革～夢に挑戦する学び～再編・整備計画【三次】」が示した高校再編の分析・検討を進め、地域高校の現状と存立の展望を探ります。
- ⑤ 高校再編・統合の計画が進められる中で、教育課程を含めた「新校」の学校づくりに、生徒や教職員、および地域住民の声が十分に反映されたものになるよう研究し提言していきます。

[5]総合研究会・各研究会・各支部の活動計画

1 総合研究会

(1) 第1回総合研究会

テーマ「高校教育を考える」総合研究会

日程 4月20日(土) オンライン

講師 児美川孝一郎さん(法政大学教授)

演題「今日の教育改革は、高校教育をどこに導くのか?
——教育DX, 制度再編, 公教育の溶解——」

(2) 第2回総合研究会

テーマ「特別支援教育を考える」総合研究会

日程 6月22日(土) 松本市勤労者福祉センター

講師 岡耕平さん(滋慶医療科学大学院医療管理学研究科准教授)

演題「子どもの学びの理解とICTの有効な活用」

～子どもたちはゲームやスマホで何をしているか～

報告① 原金二さん(障害者の生活と権利を守る長野県連絡協議会)
「障害者権利条約について」

報告② 太壽堂雄介さん(全障研長野支部・長野養護学校)
「小学校、中学校、特別支援学校における課題と情勢報告」

報告③ 北原恵美さん(教文会議「多様な学び、生徒理解と発達研究会」研究会)
「高校からの報告」

(3) 第3回総合研究会 「夏の総研」

テーマ「総合学科高校・普通科高校のキャリア意識形成を考える」総合研究会

日程 7月27日(土) 松本市勤労会館

民主教育研究所長野県支部と合同開催

講師 原健司さん(元高校教諭) 未定

福井庸子さん(大東文化大学) 未定

演題「高校におけるキャリア意識形成—現代の青年期教育を問い直す」

(4) 第4回総合研究会

テーマ「ジェンダー平等の教育を考える」総合研究会

日程 12月7日(土)

(5) 第5回総合研究会

テーマ「子どもの貧困・教育格差を考える」総合研究会(仮題)

日程 2024年1月25日(土)

2 支部活動計画

別添

3 研究会活動

別添

Ⅳ 2023年度教育文化会議会計決算について

[1] 一般会計

収入決算額 40,770,661 円

支出決算額 24,717,750 円

差引残高 16,052,911 円

収入の部

項 目	予 算 額	決 算 額	増 減	摘 要
1. 前年度繰越金	32,823,831	32,823,831	0	
2. 会費	7,500,000	7,946,500	446,500	会員1250名×6000円
3. 雑収入	0	330	330	
合 計	40,323,831	40,770,661	446,830	

支出の部

項 目	予 算 額	決 算 額	増 減	摘 要
活動費				
1. 各研究会	4,650,000	836,217	3,813,783	
2. 常任委員会	0	0	0	
3. 総合研究会	1,000,000	645,000	355,000	
4. レポーター旅費	250,000	3,000	247,000	
5. 参加者拡大旅費	600,000	32,800	567,200	
6. 研究活動費	1,000,000	232,930	767,070	
7. 職場教研補助費	1,000,000	260,000	740,000	
8. 支部教文活動費	880,000	80,000	800,000	
9. 調査資料費	300,000	151,820	148,180	
活動費計	9,680,000	2,241,767	7,438,233	
会議費				
10. 代議員会	500,000	196,770	303,230	
11. 運営委員会	900,000	252,600	647,400	
12. 合宿研究会	500,000	200,898	299,102	
13. 常任委員会	900,000	197,760	702,240	
14. 教文委員総会	380,000	120,000	260,000	
15. 支部研究会長会	1,000,000	418,100	581,900	
16. 情報専門委員会				
17. 50周年記念行事準備	500,000	0	500,000	
会議費計	4,680,000	1,386,128	3,293,872	
事務局費				
18. 管理費	300,000	0	300,000	
19. 印刷費	1,500,000	65,639	1,434,361	
20. 消耗品費	120,000	34,800	85,200	
21. 通信費	50,000	2,036	47,964	
22. 備品費	200,000	0	200,000	
23. 雑費	80,000	42,173	37,827	
事務局費計	2,250,000	144,648	2,105,352	
編集費				
24. 教文通信	1,500,000	804,376	695,624	
編集費計	1,500,000	804,376	695,624	
25. ホームページ維持管理費	400,000	140,831	259,169	
26. 国際交流費	200,000	0	200,000	
27. 予備費	21,613,831	20,000,000	1,613,831	厚生協会の一部返済金
計	40,323,831	24,717,750	15,606,081	

[2] 特別会計

1 自主編成・出版会計決算

収入決算額 584,672 円
 支出決算額 0 円
 差引残高 584,672 円

収入の部

項 目	予 算 額	決 算 額	増 減	摘 要
1. 前年度繰越金	584,668	584,668	0	
2. 教文ブックレット	0	0	0	
3. 一般会計より繰り入れ	0	0	0	
4. 雑収入	4	4	0	
合 計	584,672	584,672	0	

支出の部

項 目	予 算 額	決 算 額	増 減	摘 要
1. 教文ブックレット	584,672	0	584,672	
2. 自主編成資料出版費	0	0	0	
3. 積立金	0	0	0	
4. 予備費	0	0	0	
合 計	584,672	0	584,672	

2 特別拠出金会計決算

収入決算額 500,935 円
 支出決算額 155,760 円
 差引残高 345,175 円

収入の部

項 目	予 算 額	決 算 額	増 減	摘 要
主任手当拠出金より補助	0	0	0	
前年度繰越金	500,930	500,930	0	
雑収入	0	5	5	
合 計	500,930	500,935	5	

支出の部

項 目	予 算 額	決 算 額	増 減	摘 要
1. 教材費	0	0	0	
2. 印刷費	500,930	155,760	388,000	研究集録
3. 支部研究活動補助	0	0	0	
4. 予備費	0	0	0	
合 計	500,930	155,760	345,170	

2024年4月26日

会計監査報告書

長野県教育文化会議

議長 寺尾 真純 様

会計監査委員

石 坂 美



小 池 巧



田 中 誠



私たちは、長野県教育文化会議規約第17条の規定にもとづいて、当会議の2023年度下半期について監査しました。

この監査にあたり、私たちは上記規約第30条により会計監査規定に準拠し、通常実施すべき監査手続きを実施しました。

監査の結果、一般会計および特別会計は会計規定にしたがい予算執行の計画・実施状況を正しく示しており、また会計処理は諸規定に適合しているものと認めました。

以上の通り報告いたします。

V 2024年度予算について

提案 長野県教育文化会議規約第11条および第27条にもとづき、以下のように編成します。

1 予算編成の方針

- ① 2023年度の活動総括をふまえ、活動の改善点を含め、教育研究・教育実践と教文会議の活性化を図るための予算編成をします。
- ② 研究・実践とその交流を活性化し、研究・実践の成果を職場・会員に還元するために、繰越金と会費で予算編成します。
- ③ 研究・実践の全国的な交流を実現するために、各種全国集会への参加費用を研究活動費として予算化します。
- ④ 予算は、一般会計と特別会計で編成します。特別会計は、自主編成・出版会計、特別拠出金会計とします。
- ⑤ 会員数の減少に伴い、収入と支出のバランスのとれた財政を追求し、経費削減に努めます。

2 収入予算について

- ① 会費は月額500円、常勤講師・非常勤講師・再任用職員、会計年度任用職員は月額200円とします。
- ② 会費納入人員を1250人（月額500円換算）と見込みます。
- ③ 一般会計は、予備費を除く予算規模を19,085,000円とします。

3 予算支出について

- ① 旅費は教文会議旅費規程に基づいて支出します。
※通信費に関しては、教文会議の規定で、高教組の規定に準ずることになっています。第103回高教組定期大会では、通信費見直しについて、職場での議論が呼びかけられました。基本的にはその結果に準じることになりますが、当面の間はこれまでを踏襲し、オンラインによる遠隔会議の通信料は2時間まで1000円、2時間以上2000円とし、2,000円を上限に支給します。なお、会議は本部または研究会長が招集したものとします。
- ② 各研究会予算は、要求と実績を勘案し、事務局負担分を超えた支部研究会長会を見込んだ予算額を計上します。
不足の研究会に対しては各研究会予算の予備費の中から上限5万円まで運営委員会で補正予算を組みます。
- ③ 総合研究会に200万円を計上します。
- ④ 全県研究会の活性化に向けて次の予算を計上します。
 - ・新規採用2年目まで及び講師および会計年度任用職員の会員の旅費補助
 - ・レポーターの旅費補助
- ⑤ 職場教研を活発に行うため、その補助として申請により1校年間2万円まで補助します。
(外部講師に限りません)
- ⑥ 支部研究活動の活性化に向けて次の予算を計上します。
 - ・支部教文活動費として88万円計上し、支部ミニ教研に対して申請により8万円まで補助します。
- ⑦ 支部研究長会は、全ての研究会が4回適切な時期に開催することを前提に予算化します。
尚、この中には正副研究会長の旅費も含まれます。
- ⑧ 国際交流のために20万円を計上します。
- ⑨ 特別拠出金会計から研究収録と視聴覚教材の費用を支出します。

協議題 オンライン会議の通信費細則改定について

オンライン会議の参加に必要な環境が一定整ってきたことから、オンライン会議に費用負担が発生しない状況が増えてきました。これに伴い、高教組では通信費の廃止も考えていましたが、費用発生事例が完全には除外できないことから、支払いをできる余地を残すために、次のような書記局規定の改定案を検討してきました。

1 5 オンライン会議の通信費細則（現行）

- 1 対象となる会議等
 - ① 高教組及び専門部、専門委員会等が主催し、参加要請するオンラインによる会議や集会
 - ② 全教や教組共闘等が主催し、高教組から参加要請するオンラインによる会議や集会
- 2 適用する期間
 - ・2021年4月1日以降、当面の間
- 3 通信費の金額
 - ・1つの会議や集会につき、1日2hまで1,000円 2hを超えるととき2,000円（上限）
- 4 留意事項
 - ・議事運営委員会等の事前準備のための打合せに対しては支出する
 - ・通信環境の確認のための事前接続テストには支出しない

2021年 5月22日 制定



1 5 オンライン会議の通信費細則（執行部案）

- 1 対象となる会議等
旅費規程第2条による。
- 2 通信費の金額
 - ・1つの会議や集会につき、1日1,000円
- 3 留意事項
 - ・通信費の支給を受けるには、申請書を提出するものとする。
 - ・通信環境の確認のための事前接続テストには支出しない

※旅費規程第2条…この規程の適用範囲は、執行委員長が招請、承認した組合の会議、並びに出張の場合である。

2021年 5月22日 制定

2024年 ○月○日 一部改正

執行部案の考え方

- ①通信費の支給は、モバイル通信の利用等、実際に費用発生したものの補填という位置づけ。
- ②通信費の金額は、申請に基づいて一律1,000円とする。

各支部の評議委員会、職場会などで議論の上ご意見を寄せてください。

2024年度教文会議予算書

[1]一般会計

収入予算額	23,552,911 円
支出予算額	23,552,911 円
差引残高	0 円

収入の部

項 目	2023年度予算額	2023年度決算額	2024年度予算額	摘 要
1. 前年度繰越金	32,823,831	32,823,831	16,052,911	
2. 会費	7,500,000	7,946,500	7,500,000	1人1か月500円×1250名
3. 雑収入	0	330	0	
	40,323,831	40,770,661	23,552,911	

支出の部

項 目	2023年度予算額	2023年度決算額	2024年度予算額	摘 要
活 動 費				
1. 各研究会	4,650,000	836,217	4,650,000	新研究会208,000円
2. 常任委員会	0	0	375,000	
3. 総合研究会	1,000,000	645,000	1,500,000	
4. レポーター旅費	250,000	3,000	250,000	
5. 参加者拡大旅費	600,000	32,800	600,000	
6. 研究活動費	1,000,000	232,930	1,000,000	全国規模研究会参加他
7. 職場教研補助費	1,000,000	260,000	1,000,000	申請により1校2万円
8. 支部教文活動費	880,000	80,000	880,000	申請により8万円
9. 調査資料費	300,000	151,820	300,000	書籍代等
活 動 費 計	9,680,000	2,241,767	10,555,000	
会 議 費				
10. 代議員会	500,000	196,770	500,000	
11. 運営委員会	900,000	252,600	900,000	
12. 合宿研究会	500,000	200,898	500,000	
13. 常任委員会	900,000	197,760	900,000	
14. 教文委員総会	380,000	120,000	380,000	
15. 支部研究会長会	1,000,000	418,100	1,000,000	
16. 情報専門委員会	500,000	0	0	
17. 50周年記念行事	500,000	0	0	
会 議 費 計	4,680,000	1,386,128	4,180,000	
事 務 局 費				
17. 管理費	300,000	0	300,000	家賃・業務委託料
18. 印刷費	1,500,000	65,639	1,000,000	議案書・討議資料等
19. 消耗品費	120,000	34,800	120,000	
20. 通信費	50,000	2,036	50,000	
21. 備品費	200,000	0	200,000	
22. 雑費	80,000	42,173	80,000	
事 務 局 費 計	2,250,000	144,648	1,750,000	
編 集 費				
23. 教文通信	1,500,000	804,376	1,500,000	
編 集 費 計	1,500,000	804,376	2,000,000	
24. ホームページ維持管理費	400,000	140,831	400,000	
25. 国際交流費	200,000	0	200,000	
合 計	18,710,000	4,717,750	19,085,000	
26. 予備費	21,613,831	20,000,000	4,467,911	厚生協会の一部返済金
計	40,323,831	24,717,750	23,552,911	

[2]特別会計

1 自主編成・出版会計

収入予算額	584,672 円
支出予算額	584,672 円
差引残高	0 円

収入の部

項 目	2023年度予算額	2023年度決算額	2024年度予算額	摘 要
1. 前年度繰越金	584,668	584,668	584,672	
2. 教文ブックレット	0	0	0	
3. 一般会計より繰り入れ	0	0	0	
4. 雑収入	4	4	0	
計	584,672	584,672	584,672	

支出の部

項 目	2023年度予算額	2023年度決算額	2024年度予算額	摘 要
1. 教文ブックレット	584,672	0	584,672	
2. 自主編成資料出版費	0	0	0	
3. 積立金	0	0	0	
4. 予備費	0	0	0	
計	584,672	0	584,672	

2 特別拠出金会計

収入予算額	345,175 円
支出予算額	345,175 円
差引残高	0 円

収入の部

項 目	2023年度予算額	2023年度決算額	2024年度予算額	摘 要
1. 主任手当拠出金より補助	0	0	0	
2. 前年度繰越金	500,930	500,930	345,175	
3. 雑収入	0	5	0	
合 計	500,930	500,935	345,175	

支出の部

項 目	2023年度予算額	2023年度決算額	2024年度予算額	摘 要
1. 教材費	0	0	0	
2. 印刷費	500,930	155,760	345,175	研究集録補助
3. 支部研究活動補助	0	0	0	
4. 予備費	0	0	0	
合 計	500,930	155,760	345,175	

[3] 研究会活動費 2023年度決算・2024年度予算

2024年度研究会名	2023年度予算額	2023年度決算額	2024年度予算額
国語	300,000	0	300,000
社会科	188,000	0	188,000
外国語	188,000	0	188,000
数学	208,000	100,749	208,000
理科	300,000	208,238	300,000
保健体育	100,000	0	100,000
音楽	100,000	0	100,000
美術	158,000	0	158,000
書道	138,000	0	138,000
家庭科	380,000	102,359	380,000
情報教育	138,000	0	138,000
技術・職業教育	158,000	10,307	158,000
福祉	100,000	0	100,000
学校保健	380,000	172,961	380,000
図書館	258,000	0	258,000
事務	100,000	0	100,000
参加と共同の学校づくり・子どもと地域	208,000	0	208,000
多様な学び・生徒理解と発達	208,000	0	208,000
青少年文化	208,000	48,738	208,000
人権平和・国際・環境教育	208,000	0	208,000
教育格差と貧困問題・教育条件整備	208,000	0	208,000
キャリア教育・評価・進路指導教育	208,000	0	208,000
ジェンダー平等の教育	208,000	50,000	208,000
合計	4,650,000	693,352	4,650,000

VI 2024 年度教育文化会議役員

1 常任委員

議長	寺尾真純（岩村田）		
副議長	牧内淳一（長野東）	田村敏彦（上田染谷）	中村富貴子（箕輪進修）
	北原恵美（箕輪進修）	有賀優樹（箕輪進修）	望月 映（松本蟻ヶ崎）
	石川伸次（松本筑摩）	田澤秀子（上伊那農業）	宮澤まどか（高遠）
	竹腰史佳（南安曇農業）	小林純子（須坂創成）	渡邊 絵（松本深志）
	吉沢道夫（長野西）	鈴木 実（長野歴史館）	
事務局長	内堀 守（本部）		
事務局次長	黒澤さと子（本部）	下岡英樹（本部）	新楽祐幸（本部）

2 運営委員

常任委員	寺尾真純	牧内淳一	田村敏彦	鈴木 実	中村富貴子
	北原恵美	望月 映	石川伸次	竹腰史佳	田澤秀子
	宮澤まどか	小林純子	有賀優樹	渡邊 絵	吉沢道夫
	内堀 守	黒澤さと子	下岡英樹	新楽祐幸	
支部事務局長	綿貫京子（中野立志館）	高野健太郎（長野東）	伊藤直弓（篠ノ井）		
	宮本由美子（上田東）	諸橋知子（佐久平総合）	藤澤秋津（岡谷工業）		
	平松未来（箕輪進修）	岡崎和弘（飯田 OIDE）	仁科恭子（木曾青峰）		
	藤岡善弘（松本県ヶ丘）	浮須みさ子（豊科）			
研究会長	遠藤 博史（国語）	田澤秀子（社会）	丸山大樹（外国語）		
	植松明彦（数学）	松井 聡（物理・化学）	木下通彦（生物）		
	黒岩寛明（地学）	清住真達（音楽）	大森康一（美術）		
		山岸万貴子（家庭科）	有賀優樹（情報）		
	徳武 晃（農業）	藤原栄治（工業）	篠原章浩（商業）		
	笹川かをり（福祉）	飯森美智子（学校保健）	小林香津子（図書館）		
		（事務）			
		中村富貴子（参加と共同の学校づくり、子どもと地域研究会）			
		宮澤まどか（多様な学び、生徒理解と発達研究会）			
		小町谷 康（青少年文化）			
		小宮山勝人（人権平和・国際・環境教育研究会）			
		柳澤 宏至（教育格差と貧困問題・教育条件整備研究会）			
		工藤 雅史（キャリア教育・評価・進路指導教育研究会）			
	中村万里菜（ジェンダー平等の教育研究会）				

3 会計監査

石坂 美幸 (長野商業)

小池 巧己 (小諸商業)

田中 誠一 (赤穂)

4. 研究会長・副会長

	研究会名	所属校	会長	所属校	副会長
1	国語教育	丸子修学館高校	遠藤 博史	上田高校 岡谷南高校 諏訪清陵高校 長野商業高校 上田東高校 長野吉田高校 中野西高校 木曾青峰高校	浅沼 志穂 出野 牧子 蛭名 優太 小山 洋一 新海 颯大 高橋 誠人 武居 真穂 仁科 恭子
2	社会科教育	上伊那農業高校	田澤 秀子	長野南高校 野沢南高校 松本県ヶ丘高校 上田染谷高校 大町岳陽高校 屋代高校 県立歴史館	村田 直樹 市川 尚智 宮坂 正議 上條 隆志 仁科 利明 綿内 真由美 鈴木 実
3	外国語教育	飯山高校	丸山 大樹	須坂高校 小諸商業高校 長野西高校中条校 中野西高校	室井 明 柴田 健次 輪湖 洋輔 須野原 美香
4	数学教育	諏訪実業高校	植松 明彦	篠ノ井高校犀狭校 上田東高校 飯田OIDE長姫高校 上田染谷丘高校	小山 徹 金井 文明 岡崎 和弘 田村 敏彦
5	物理・化学教育	上田染谷丘高校	松井 聡	中野西高校 長野南高校	駒津 憲雄 八代 貴志
6	生物教育	飯田OIDE長姫高校	木下 通彦	篠ノ井高校 岩村田高校	林 新 花岡 秀樹
7	地学教育	長野吉田高校	黒岩 寛明	岩村田高校 長野西高校 諏訪清陵高校	寺尾 真純 鮫島 太郎 山本 淳一
8	保健体育教育	田川高校	料治 正和		
9	音楽教育	松本美須ヶ丘高校	清住 真達		

10	美術教育	軽井沢高校	大森 康一		
11	書道教育			佐久平総合技術 (浅間)	小林 小百合
12	家庭科教育	上伊那農業高校	山岸 万貴子	須坂東高校 丸子修学館高校 松本工業高校 上田千曲高校	羽田 昌代 中村 奈保子 宮坂 知子 石坂 寿子
13	情報教育	箕輪進修高校	有賀 優樹		
14	農業教育	更級農業高校	徳武 晃		
15	工業教育	上田千曲高校	藤原 栄治		
16	商業教育	小諸商業高校	篠原 章浩	須坂創成高校 穂高商業高校 明科高校	池田 敏之 川上 忠志 西澤 敏英
17	福祉教育	辰野高校	笹川 かをり		
18	図書館教育	須坂高校	小林 香津子	松本美須ヶ丘高等学校 駒ヶ根工業高校	井原 通夫 片桐 亜希子
19	学校保健	南安曇農業高校	飯森 美智子	屋代高校 軽井沢高校 岡谷工業高校	山寺 智子 春日 水希 原 翔子
20	事務				
21	参加と共同の学校づくり、子どもと地域研究会	箕輪進修高校	中村富貴子	伊那北高校 岩村田高校 飯田高校 本部 本部	内山 由香里 寺尾 真純 竹村 真輝 菅沼 達勇 原 将俊
22	多様な学び、生徒理解と発達研究会	高遠高校	宮澤 まどか	上田千曲高校 箕輪進修高校 上田高校 松本蟻ヶ崎高校 須坂高校 更級農業高校	児平 修一 北原 恵美 柳澤 宏至 望月 映 倉科 浩彰 柳澤 俊文
23	青少年文化	飯山高校	小町谷 康	長野商業高校 長野吉田高校 田川高校 辰野高校 松本県ヶ丘高校	村澤 晃 上田 孝 祖父江 信一 武井 由佳 押野 佳明
24	人権平和・国際・環境教育研究会	篠ノ井高校	小宮山 勝人	野沢南高校 松本深志高校 松本筑摩高校	井出 健 渡邊 絵 石川 伸次

			特別会員	西澤 秀夫	
25	教育格差と貧困問題・教育条件整備研究会	上田高校	柳澤 宏至	諏訪二葉高校 長野西高校 田川高校 特別会員 本部	山崎 真佐男 吉沢 道夫 吉田 章 丸山 剛峯 原 将俊
26	キャリア教育・評価・進路指導教育研究会	上田高校	工藤 雅史	長野南高校 野沢北高校 県立歴史館	村田 直樹 中澤 東樹 鈴木 実
27	ジェンダー平等教育	伊那北高校	中村 万里菜	辰野高校 箕輪進修高校 伊那北高校 須坂創成高校 田川高校 長野南 長野西 本部	河合 智子 中村 富貴子 内山 由香里 小林 純子 料治 正和 佐藤 知子 工藤 ジュン 河西 綾

長野県教育文化会議規約

第1章 総 則

第1条 本会は、長野県教育文化会議（略称・教文会議）という。

第2条 本会の事務局は、高校会館内におく。

第3条 本会は、会員が自由に、かつ自主的に教育の内容及び方法の探究・交流を進めるとともに、会員の学識を高め、平和を守り、真実をつらぬく民主教育の確立・発展をはかることを目的とする。

第2章 会 員

第4条 会員は、県立・市立・私立を問わず長野県下の高等学校に在職する教職員および本規約を認め、趣旨に賛同する者とする。

第5条 会員は、教科別研究会と課題別研究会の両方に所属するものとする。また、特設研究会にも所属できるものとする。

第6条 本会に加入する場合は、学校代表を通じて議長に届け出るか、直接議長に届け出るものとする。

第7条 本会を脱退する場合は、学校代表を通じて議長に届け出なければならない。

第3章 組織及び機関

第8条 本会に次の機関をおく。

- 1 代議員会
- 2 運営委員会
- 3 常任委員会

第9条 代議員会は、本会の最高議決機関であって、学校代表者1名（教文委員）をもって構成する。

第10条 代議員会は、これを議長が招集し、3分の2以上の出席によって成立する。議決は、多数決とし、賛否同数の場合は、議長が、これを決する。

第11条 代議員会は、次のことをおこなう。

- 1 予算案の議決及び決算の承認
- 2 研究事業計画の決定並びに事業報告
- 3 役員を選出並びに承認
- 4 規約の変更
- 5 その他、本会の目的達成に必要なこと

第12条

1 運営委員会は、本会の執行機関であって、支部教文会議事務局長、研究会長、議長、副議長、事務局長及び事務局次長をもって構成する。

2 運営委員会は、運営委員の過半数をもって成立するものとする。

3 運営委員会は、次の事を行なう。

- 4 代議員会への原案の作成
- 5 代議員会から与えられた事項の執行

第13条 常任委員会は、議長、副議長、事務局長、及び事務局次長をもって構成し、教文会議の常務執行にあたる。また、運営委員会への原案を作成する。

第4章 役員

第14条 本会に次の役員をおく。

- 1 議長1名
- 2 副議長若干名
- 3 事務局長1名
- 4 事務局次長若干名
- 5 会計監査委員3名

第15条 議長は、本会を代表し、会務を統括する。

副議長は、議長を補佐し、議長事故あるときは、その職務を代行する。

第16条 事務局長は、本会の事務的処理をおこない、事務局次長はこれを補佐する。

第17条 会計監査委員は、本会の経理監査にあたる。

第18条 議長、副議長、及び事務局次長は、運営委員会の推薦により、代議員会の承認を得るものとする。その任期は、2年とする。ただし、留任はさまたげない。

第5章 研究会及びその他の組織

第19条 本会に次の研究会と特設研究会をおく。

(1) 研究会

- 1 国語教育研究会
 - 2 社会科教育研究会
 - 3 外国語教育研究会
 - 4 数学教育研究会
 - 5 物理・化学教育研究会
 - 6 生物教育研究会
 - 7 地学教育研究会
 - 8 保健体育教育研究会
 - 9 音楽教育研究会
 - 10 美術教育研究会
 - 11 書道教育研究会
 - 12 家庭科教育研究会
 - 13 情報教育研究会
 - 14 農業教育研究会
 - 15 工業教育研究会
 - 16 商業教育研究会
- 理科教育研究会
- 芸術教育研究会
- 技術・職業教育研究会

- 17 福祉教育研究会
- 18 図書館教育研究会
- 19 学校保健研究会
- 20 事務研究会
- 21 参加と共同の学校づくり・子どもと地域研究会
- 22 多様な学び・生徒理解と発達研究会
- 23 青少年文化研究会
- 24 人権平和・国際・環境教育研究会
- 25 教育格差と貧困問題・教育条件整備研究会
- 26 キャリア教育・評価・進路指導教育研究会
- 27 ジェンダー平等の教育研究会

第20条 研究会の会長（1名）及び副会長（若干名）は、運営委員会の推薦により、代議員会の承認を得て、議長が委嘱する。任期は2年とする。ただし、留任はさまたげない。

第21条 研究会長は、研究会を統括し、運営委員会に予算を請求する。
また、代議員会で決定された事業を、責任をもって遂行する。

第22条 本会に次の支部研究会長会を設置することができる。

- 1 国語教育支部研究会長会
 - 2 社会科教育支部研究会長会
 - 3 外国語教育支部研究会長会
 - 4 数学教育支部研究会長会
 - 5 物理・化学教育支部研究会長会
 - 6 生物教育支部研究会長会
 - 7 地学教育支部研究会長会
 - 8 保健体育教育支部研究会長会
 - 9 音楽教育支部研究会長会
 - 10 美術教育支部研究会長会
 - 11 書道教育支部研究会長会
 - 12 家庭科教育支部研究会長会
 - 13 情報教育支部研究会長会
 - 14 農業教育支部研究会長会
 - 15 工業教育支部研究会長会
 - 16 商業教育支部研究会長会
 - 17 学校保健支部研究会長会
 - 18 事務支部研究会長会
 - 19 学校づくりと教育課程支部研究会長会
 - 20 定通教育支部研究会長会
 - 21 図書館教育支部研究会長会
 - 22 青少年文化（視聴覚教育）支部研究会長会
 - 23 生活指導・自治的活動支部研究会長会
 - 24 進路指導支部研究会長会
 - 25 人権・平和・国際教育支部研究会長会
- } 理科教育支部研究会長会
- } 芸術教育支部研究会長会
- } 技術・職業教育支部研究会長会

- 26 教育条件整備支部研究会長会
- 27 地域と環境教育支部研究会長会
- 28 性教育支部研究会長会

第23条 各教科別・課題別支部研究会長会は、それぞれ正副会長、各支部代表をもって構成する。

第24条 本会に次の下部機関をおく。

- (1) 佐 久 (支部) 教文会議
- (2) 上 小 (支部) 教文会議
- (3) 高水須坂 (支部) 教文会議
- (4) 長 水 (支部) 教文会議
- (5) 更 埴 (支部) 教文会議
- (6) 安 曇 (支部) 教文会議
- (7) 松 筑 (支部) 教文会議
- (8) 木 曾 (支部) 教文会議
- (9) 諏 訪 (支部) 教文会議
- (10) 上 伊 那 (支部) 教文会議
- (11) 下 伊 那 (支部) 教文会議

第25条 支部教文会議の規約及び運営は、それぞれ自主的に決定するものとする。

第26条 (削除)

第 6 章 会 計

第27条 本会の経費は会費、補助金、その他の収入をもってあて、その会費は代議員会で決める。

第28条 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第29条 会計監査委員会は代議員会に会計監査の報告をしなければならない。

第30条 会計規程は別に定める。

第31条 諸会議等への旅費及び役員・研究会長の活動費は、別に定める旅費規定による。

第32条 支部教文会議の経費は支部教文会議が別に定めて徴収する。

付 則

この規約は2010年5月22日より実施する。

沿革 1970年4月1日 制定

1973年4月1日 一部改正

1974年6月8日 一部改正

1980年4月1日 一部改正

1986年2月28日 一部改正

1991年6月29日 一部改正

1993年6月26日 一部改正

1994年6月25日 一部改正

1996年6月7日 一部改正

1997年6月6日 一部改正
2000年6月3日 一部改正
2001年6月2日 一部改正
2002年6月1日 一部改正
2010年5月22日 一部改正
2017年6月3日 一部改正
2020年6月13日 一部改正
2022年6月11日 一部改正
2023年6月10日 一部改正

【資料】

第1回「教育の自主性と自律性を考える」総合研究会

4月22日、第1回総合研究会がオンラインにて開催されました。

講師は米モンタナ州立大学准教授、文化人類学者の山口智美さん、緻密なフィールドワークを行い、1990年代以降のフェミニズム運動や右派運動など、日本の社会運動研究を深めていらっしゃいます。

昨今の政治、行政による教育への介入は激しさを増しているように感じられますが、それはすでに1990年代冷戦の終わり、新しい歴史教科書を作る会の動きから見られるとのことでした。また日本の性教育元年と言われる1992年以降、99年の男女共同参画社会基本法制定前後からすでに「ジェンダーフリー、リプロダクティブヘルスアンドライツ、性の自己決定権」などについて宗教右派（日本政策センターや日本会議、統一教会など）や自民党議員（国会・地方）、右派メディア・知識人などによる「ジェンダーバックラッシュ」の動きが多方面から組織的にされてきたことが、順を追って詳しく解説されました。昨今話題の旧統一教会はむしろこの運動には遅れて関わり始めたとの解説もありました。

その後、地方における「男女共同参画社会づくり条例」の制定過程にこのバックラッシュの動きが大きく影響してきたこと、学校における性教育にも、組織を後ろ盾にした議員の圧力、マスメディアの宣伝による世論操作が大きく影響し、「行き過ぎた性教育」への規制が着々と進められてきたことがわかりました。今年4月、こども家庭庁が発足しましたが、子供を主体にせず「家庭教育」「親学」を重視する流れや「家庭教育支援条例」等の策定に2016年頃から旧統一教会の動きが目立つようになってきたことなど地域レベルでの動きにも注目が必要であると感じました。関係する地方議員によるトランスジェンダー差別を悪化させるような勉強会も行われているようです。また、長野県でも盛んである素手トイレ掃除運動にも関心を寄せていらっしゃるというお話もありました。

現代のアメリカでは、トランス差別法案が可決される、人工妊娠中絶を禁止される州が増える、等の反ジェンダー的動きが加速しているという状況で、グローバルにも同様の流れがありそれがまた日本へも影響してくるのかもしれない。ただ、アメリカの学生はその動きに対して反対の声を上げることもしており、「日本の若者は夫婦別姓などに賛成しているのに何でそれに反対する党に入れるのか」という疑問を持っている、というお話に、マスメディアや教育のあり方を考えさせられました。

我々はどうするべきなのか？保守的な動きは非常にネットワーク化されやすく、地道で真面目な支援者の運動に支えられているというお話もあり、その動きに対抗するには教育現場も流されず、地道に活動していく必要があるのだと痛感しました。息の長い、粘り強い調査研究に感心すると同時にこれから自分も頑張らないと、と気合いを入れ直した研究会でした。

第2回「特別支援教育を考える」総合研究会

教文会議「多様な学び、生徒理解と発達研究会」副代表北原より「特別支援教育を考える総合研究会」の趣旨説明がありました。

はじめに、教文会議課題別研究会が再編され、これまでの生活指導研究会、定時制通信制教育研究会と特別支援教育研究会の共通の視点を持って学び合うことをイメージして新たに「多様な学び、生徒理解と発達」研究会が発足したことの報告がありました。

これまでの流れでは特別支援教育研究会が主軸となり、この総合研究会は教文会議と全国障害者問題研究会（全障研）長野支部、県障害者運動推進協議会（県障推協）の三者共同によって行われ15回目の開催となります。

特殊教育から特別支援教育への移り変わりがあり高校に特別支援教育が制度として導入されて16年です。当初は高校教職員の特別支援教育に対する認識の定着、軽度な知的障がい、発達障がいの生徒に対して対応しなければならないスキルの必要性など高校の悩みに応えるという意味合いで中学、高校、特別支援学校との連携が必要と考え始められました。年々増加する発達障がいのある生徒の増大に伴い、高校における特別支援教育の必要性が顕在化したことにより、障がいのある子どもたちだけでなくすべての子どものために、高校だけではない広い視点を持って連携し、共に学習を深め続けている学習会であることが確認されました。

講演：「どうしたらうまくいく？高校特別支援教育」

講師：岡 耕平さん（滋慶医療科学大学大学院）

昨年のテーマ「高校における特別支援教育の組織づくり」に引き続き岡耕平さんにご講演をいただきました。今回は前回は踏まえ「どうしたらうまくいく？」の観点でICT教育の課題、昨年来より話題になっていた国連勧告にも触れていただき一歩前進したお話をいただきました。

■高校での特別支援教育の難しさ

高校の特別支援教育は難しいと言われながら、選抜して適格者入学を行っている建前から制度が脆弱であることは明らかである。一方、義務教育の特別支援教育は拡充されGIGAスクール構想も始まり授業のやり方も大きく変化している。小学校から中学の変化もあるが、中学から高校の授業風景は全く違ったものとなり、実態として多くの高校において支援はほとんど受けられなくなっている。高校には特別支援教育のノウハウのある教員が少ないことに加え、まれに支援教育の経験のある教員などには丸投げになってしまう現状もありそうだ。

更に高校は学力により支援ニーズが異なることからアプローチが変わり、それぞれの学校ベースで取り組む必要があることも高校の特別支援教育の困難さにつながる。また、学校全体で取り組む必要があるにもかかわらず、義務教育ではないことから教員間で意見が割れることさえある。高校における「通級による指導」は学習が困難な学校に偏りがちだが、大阪では進学校においても通級指導の実践を行っているので参考にされたい。

■国連障害者権利委員会勧告の意図への不理解と高校での問題

障害者権利条約の制度の中に含まれる「定期的な審査」が行われ、日本政府は今回勧告を受けた。国連側と日本の多数派の考え方にはソーシャルインクルージョン（社会的包摂）に対する認識のズレや「個別最適化」に対する認識のズレがある。

その背景には様々な声があり国連の勧告が理解されないことと、高校での特別支援教育が理解されないことには共通性がある。高校の通常教育の中での支援教育の実態は「統合」：インテグレーション（標準化されていけば受け入れる）であるのに、インクルージョン（すべての者が公平に教育/就労に参加できるように障壁を乗り越えるためのビジョンを伴った具体的で体系的な改変プロセス）と思い込んでいることが困難さの背景にある。そのズレに対して高校の通級は障がいの社会モデルを修正していく意味では大切な役割を担っている。

軋轢が生まれる背景としては機会の均等や公正性（Fairness）をどう考えるかについて、「道徳」ではゴールが決まっていてそのことに時間を割いているが、倫理、法、権利に時間をかけている例はほぼない。学校教育で学ぶことの中に「公正」を教える機会は殆ど無く人権教育が圧倒的に不足していると考えられる。

また、純粋に学力だけで評価すれば公正（平等）かと言えばそうではない。「現在の能力」は「過去の機会」の蓄積であることが理解されにくい。調査から、東大に進学できている家庭に貧困家庭はないことから、環境から得られた機会の蓄積は個人と環境の相互作用として理解されるべきである。

インテグレーション（統合）では障害のある生徒がどうすれば授業に参加できるか（ついてこれるか）を目的にしてきたが、障害のある子どもによりよい教育をグレードアップする視点ではなく通常教育の変革こそが必要とされている。

■高校の支援教育に関連する事象の経緯について

1945年戦後すぐに教育基本法ができた。53年には分離教育が明確となり63年には適格者主義が確立する。その後、78年には障がいのある子どもとない子どもの双方にとって良かれとしていた就学免除や就学猶予が原則廃止。84年高等学校の入学選抜は適格者主義をやめて学校裁量となった。この流れの中でWHOがICIDH（国際障害分類）を採択したこと、2001年にはICF（国際生活機能分類）を採択して障がいの個人モデルから社会モデルの考え方となったことへの理解は重要である。

2006年に国連は障害者権利条約を採択。学校教育基本法の一部改訂があり、日本は特殊教育（欠陥を補うための教育）から特別支援教育（生活や学習上の困難を改善・克服するための教育）に変更。背景にはICIDHからICF人権モデルに影響を与えたといえる。

2011年改正障害者基本法、障害者権利条約の批准により合理的配慮が明記された。2014年障害者権利条約に批准。その間に2012年「インクルーシブ教育システム」理念の導入があった。しかし、現在にお

いてもインクルーシブの概念は高校全体に行きわたってはいない。

2018 年新学習指導要領では、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～（2021 中教審答申）

による指導の個別化、学習の個性化、個に応じた指導についての解説があり、文科省によって「個別最適化」の概念となり教育委員会、学校現場に下ろされた。「成績」という一つの絶対的なゴールに向けて個人に応じて選択することが「個別最適化」だと捉えられていることに間違いがある。

■高校での支援教育に関して必要な概念

高校では特別支援の前提となる予備知識が違うため、支援教育を受け入れる土壌がないと考えられる。次にあげる 5 つについて高校に必要な最低限の理解が必要である。

① 障がいの個人モデルと社会モデルの違い ②インテグレーションとインクルージョンの違い
③ディスレパシニアアプローチと RTI アプローチの違い ④ユニバーサルデザインとバリアフリーデザインの違い ⑤合理的配慮と教育的配慮の違い

・障害の個人モデルと社会モデルの違いについて、

世界的な障がいの国際分類基準：ICIDH（1980）による 3 つの分け方では「機能形態障害」は医学・医療が、「能力障害」についてはリハビリ・教育が、「社会的不利」（社会参加できなくなるハンディギャップ）に対しては福祉の 3 段階棲み分けによる支援（アプローチ）が明確になった。のちに観点が変わり国際生活機能分類：ICF（2001）では環境と個人の相互作用があり、重要なのはこれまで個人（一部の人の）状態に整理されていたもの（障がいの個人モデル）が、すべての人に対して健康の構成要素という捉え（障がいは社会と人のある壁）となり「心身機能・構造」「活動」「参加」は環境と個人の相互作用で評価されることによりアプローチ全体が変化するという概念が学校には重要であり、生徒に対して障害（障害名）の有無ではなく、個の生徒に対して何が障がい（障壁）となっているかが重要である。その障壁に関して ICT によるアプローチの方法（活用）は複数ある。障害の人権モデル（ある特定な人だけに壁があるとしたら、その壁は整備されなければならない）と社会モデル（社会の仕組みによって障害となっている）の違いについても理解が必要である。

・支援の方法は一つではない

訓練による障がい克服の他に「自立」の考え方として「個人のできることを増やす」とことと考えられがちだが、「ルールを変える」「代替手段を使う」「力を借りる」（依存先を増やすこと：熊谷信一郎）。このことを高校の中で学びたい。また、例として「見えないことが障がいなのではなく、見えないことによる不利益が障がいなのである」（星加, 2007）教師はこのことを理解する必要がある。人間と社会の間にある壁を解消するための最適な方法を生徒が自分の意思で選択しながら「不利益の解消」を目指すことはやがて就労において役立つことになる。

・インクルージョンとは多数派の見直しである。多数派のためのルールに合わせることなくマイノリティー（少数派）に優位にするための仕組みは、少しでも多くの人に参加できるという「人権」の考え方と言える。正義と悪がぶつかっているわけではなく 2 種類の正義がぶつかっている。

通信制に転学する生徒の増加は、マイノリティーにとって現在の学校のバリアを検討することにつながる。通常学級に在籍する特別な教育的配慮を必要とする生徒は 6.3%から 6.8%(2022 年)に増えたが、学習面又は行動面で著しい困難を示す割合は、ステージ（小→中→高校）を追うごとに減少している。困難は学校の制度によると言えるのではないか。

・ディスレパシニアアプローチから RTI アプローチで介入を試す

「障害認定が先か支援が先か」は高校で必ず問題となる。「障がい」か「ただのさぼり」かについて障害名をトリガーとしてしまうことは間違いとなる。更に、困難がある生徒を高校通級指導に丸投げしてしまうことはすべきことではない。

繰り返し支援の必要があるかどうかを絞る方法として RTI における 3 層モデルがある。検査によって絞るのではなく定期テスト結果のような客観的なデータを基に介入してその理由を解消する。アセスメントが先ではなく介入により原因の解消を試すことの繰り返しで生徒への指導を決める。それには授業におけるユニバーサルデザイン（見通しを持つ、黒板の左端に授業内容を板書、タイマーを使うなどの手続き）と個別にバリアフリー（個別ニーズに対応）にどうアプローチするかなど、目的による違いを通常の方法だけではなく、広げていく環境として活かせるのが ICT である。高校では全教科について教え方を見直すことが急務だらう。

・ICTを何のために使うか

個人によって能力は違う。授業で理解できる生徒を増やすために使う（ユニバーサルデザインの視点）と、一人だけ別の方法で学ぶために使う（バリアフリー的視点）がある。使いこなして学習することを

目標にせず「授業内容にアクセスするための手段」として使い、個別ニーズに対応する方法を自分で選ぶことができる能力（アプリ）を見つけることが望ましい。

GIGAスクール構想の始まり時期は教員のスキル格差が問題となっていたが、最近の小学校ではどの教師も使っている。しかし、何のために使っているかは追及されていない。子ども一人ひとりの持っている能力には違いがある、大切なことは一斉授業を皆同じ方法で行うのではなく、個々に合った基本アプリにアクセスできるためのアクセシビリティ機能（アクセスできる仕組み）を仕掛けているかである。自分に応じた使い方で不得意を補うことができることが授業の組み立てとなりICTの使い方を理解した配慮の合理性と言える。アクセスの権利を保障することは、就労の場面において本人が自分で合理的配慮の申請ができることに繋がる。誰もが学校外で使うことができるスキルとなっていることが重要である。

・合理的配慮と教育的配慮

合理的配慮（＝リーズナブル・アコモデーション）とは最終的なゴールを変えずに到達するまでの手段を変えること（アコモデーション）であるが、もう一つの配慮には目標（ゴール）そのものを調整すること（モディフィケーション）がある。合理的配慮の提供はリスクを承知したうえで「障害による不利益の集中を回避する」という考え方や、周囲の「ずるい」という不公平感をコントロールする視点を持った上で、本人にとって本当に必要なものを合意の上で行う配慮「機会の保証」である。この2つを区別することは重要である。

また、教育的配慮とはゴールそのものを変えることで「到達の保証」である。全体の難易度を下げようとするリスクは本人のやる気をそぐものであり学校で使われていることに間違いがおこる。

配慮提供側によくある落とし穴として、「原因」と「結果」を取り違えている場合がある。本人が必要性を自覚していないのに教育的配慮（到達の配慮）のつもりで支援者が勝手に配慮することや、本人の認識なしに得意なことを活かすことを強く勧めることがある。配慮には本人の合意が必要である。また、アセスメントがあつての「配慮」ではなく、配慮のバリエーションを持って介入を繰り返し、その中から「個別最適化」の合理的配慮が実現する。就労してからも合理的配慮は必要で本人の申請によるものであることには触れた。本人にとって必要な配慮が仕事にどう活かせるのかを本人が理解する必要がある。

■学習と就労のアクセシビリティは共通

一般的に「何ができないか」が評価される傾向があるが「どこまでわかっているか」を評価する必要がある。「特性」ありきではなく、どのように問題を解決するかに焦点を当てて、今一度「発達障がい」を捉え直したい。合理的と思われる配慮の中にも問題が残る場合がある。（例：書くことが困難な子にノート代わりに写真撮影、読むことが困難に対してルビをふる、LD学習障害のある子の筆記問題を選択式にするなど）有効な支援・代替手段を見つける方法としてアクセシビリティの保障にはHow?型アプローチ（どうすればできる?型）（※ゴールを変えずに手段を変える）が必要。配慮の引継ぎにはWhat/Why?（何ができない?型）の情報も必要である。「できる」前提と環境を整えて保障することは学習と就労の共通点である。

■おわりに

・高校での支援教育を上手くいくようにするためには、特定の生徒に担当の人がアプローチするのではなく、学校全体で「いろんな条件があっても学習に参加できる」仕組みを作る必要がある。

・個別最適化された学びを実現するためには、アコモデーションとモディフィケーションを区別しつつ、教育のゴールを「成績」ひとつにしないことが重要。

・自分が一番パフォーマンスを発揮できる条件や環境を自ら得ることができる生徒を育てると社会が変わる。

○質疑から「場面緘黙」の生徒への対応

学校では一切しゃべらないが家では母親とも充分しゃべることができる事例がある。ならば学校でもしゃべって欲しいと思うが、学校側の認識として大切なことは「しゃべらないことによって教育が受けられない実態」があれば問題だが「しゃべることをゴールとせず、教育を受ける権利が保障されているか」に視点を置くべきである。無理にしゃべることを強要する必要はない。

以上、痛快な岡耕平さんによる講演の内容と資料をすり合わせながら筆者の解釈を加えてまとめたものです。細部の省略があるため岡さんの表現に合わない部分があることをご容赦ください。

特別支援教育をめぐる情勢

全国障害者問題研究会長野支部 太壽堂雄介さん（長野養護学校）

毎年、全障研の力をお借りして、特別支援教育に係る全国の情勢を背景に県内の取組などの報告をしていただいています。高校の現場では容易に関わりを持ってない貴重な機会です。以下の3点について触れていただきました。

○2022年9月国連障害者権利委員会が公表した「日本の報告に関する総括所見」の教育関連の勧告について 資料【政府仮訳】

大きく新聞各紙で話題となった「障害児の分離教育中止の要請」に係る総括所見から【政府仮訳】教育（第24条）委員会の懸念（資料内51）と、委員会が要請する項目（資料内52）について（a）～（f）が対比している資料が提示され、中でも重要と思われる（a）「障害のある児童への分離された特別教育について」と（b）「特別支援学級の生徒が授業時間の半分以上を通常の学級で過ごしてはならないとした政府の通知の撤回」を中心に解説されました。また、総括所見が日本の「特別支援教育」の課題を鋭く指摘していることから勧告に対して全障研委員長の越野和之氏の談話の一部から次のことが紹介されました。

「特別支援教育のキャッチコピー『障がいの種別と程度に基づいて特別な場で行う特殊教育から障害のある子ども一人ひとりのニーズを把握し、適切な指導と必要な支援を行う特別支援教育へ』にもかかわらず、日本では相変わらず、障がいに応じた特別な指導・支援は特別な場（特別支援学級、特別支援学校）以外には用意されず、しかもこれらの特別な場は、通常の教育から隔離されたものであることも少なくはない。特別支援教育の成果を主張する政府報告にもかかわらず、こうした状況は改められないどころか、“特別な場”で学ぶ子どもの数は増え続けており、それは通常学級、通常学校が障がいのある子どもへの排除圧力を強め続けていることと深く結びついている。（越野談話）」

太壽堂さんは、インクルーシブ教育の実現に向けては、特別支援学級や特別支援学校をなくすという議論に矮小化されがちだが、むしろ考えなくてはならないのは通常学級を含めた日本の教育全体のあり方ではないか。具体的には学級の人数も諸外国に比べかなり多いままである（小学校で漸く35人学級）。検定教科書や学習指導要領も背景にはあるが、インクルーシブと言って学びの場を一緒にすることだけでは、一人ひとりのニーズに合った配慮や合理的配慮は支援学級、支援学校でなければできない事となり、結局はニーズのある子どもをダンプングしてしまうことになりかねない。国連子どもの権利委員会から再三指摘されている「過度に競争的」な教育を改めようとしないうる日本政府の姿勢が、通常学級から障害のある子どもたちを排除する一因となっている。と述べました。（掲載資料を含め、この内容については講師の岡耕平さんも大変興味深く捉え今回の講演の中でも触れられています。）

○第3次長野県特別支援教育推進計画について

2023年4月から第3次特別支援教育推進計画が実施されています。これは第4次長野県教育振興基本計画の個別計画として、10年先を見据え、今後5年間の特別支援教育のめざすべき基本方針や分野別の取組の方向性を示したものです。その中の「高等学校における特別支援教育の充実」では、「特別支援教育に係る支援力の向上」「多様な教育的ニーズに応じるための仕組みの整備」「卒業後を見据えた進路先との連携や多様な支援機関との連携強化」の3つの項目について書かれている。また、高校で発達障がい等があり支援の必要な生徒の個別の指導計画作成率の数値目標が掲げられていることから、数値を上げることが目標となっていないかと懸念を示されました。

○長野県の高校における発達障がいの実態など

県教委が公表している令和4年度の実態調査より、高校における医師による発達障がいの診断を受けている生徒の割合は4.14%となっており調査開始のH19年度から毎年増加している実態。中学校特別支援学級卒業の高校への進学率は75.43%（全国平均56.84%）、特別支援学校高等部への進学率は18.19%（全国平均37.92%）であることから長野県の特徴が報告されました。他、参考資料として文科省の「R3年度通級による指導実施状況調査結果」から全国公立高校の該当生徒数、担当教員数の提供がありました。また、今年度（2023）から北信（長野養護）から高校へ巡回する自立活動担当教員が配置されたことが報告され、改めて県内でも取り組みに地域差があることがわかりました。

※太壽堂雄介（たいじゅどうゆうすけ）さんは全障研長野支部事務局長です。全障研会員に届く「全障研しんぶん長野版」は全国規模の情報満載で、誰でも参加できる学習会の紹介も充実しています。太壽

堂さんの人柄がにじみ出るコメントが大変魅力的です。「2023 長野の子ども白書」には障害者権利条約にかかわって「障害のある子どもたちの学ぶ権利を考える～国連障害者権利委員会勧告の受け止めと今後の課題～」として執筆されています(7月発行予定)。2022年版には「障害のある子どもたちの教育年限延長～特別支援学校高等部卒業後の学ぶ権利について考える～」の執筆内容には特別支援教育の歴史的背景からの学び、現状の実態分析と先進的な提案はかなりの的をついています。私たち高校教員は生徒の発達(障がい)の様子、生徒(周辺生徒も含む)の苦しさから「高校と特別支援学校の棲み分け」などおそらく話題に上ることがありますが実態を知ることは大切な一歩だと確信しています。教文会員は全障研の学習会参加でも教文から参加費補助が支給されることはご存じですか?参加して是非教文通信に感想等をご報告下さい。

長野県公立高校における特別支援教育の現状

教文会議「多様な学び、生徒理解と発達研究会」 北原恵美

当日資料として提示された内容を簡潔に報告いたします。

1 発達障がい、知的な困難を抱える生徒の高校における支援継続について・・・

公立高校に在籍する「発達障害の診断名を持つ生徒の割合」は4.14%(R4)となり、特別支援教育制度導入から毎年増加している。課程別では全日制2.63%に対して、定時制19.6%、通信制5.7%と、多部制・単位制高校を含む定時制・通信制課程に発達障がいの生きづらさを持つ生徒は多く偏る。長野県は中学校「自閉症・情緒障がい学級」卒業生のうち90.9%(公立高校に58.5%)が、「知的障害学級」卒業生の48.8%(公立へ23.5%)が高校に進学している。更に発達障がいの疑いのある生徒数も加わり、特別なニーズがあり合理的配慮が必要と思われる生徒は、ほぼすべての高校に在籍している。診断名の有無にかかわらず発達障がいと同様に、各校とも可能な範囲で支援や配慮が実施されることが求められている。

その中で、多部制・単位制高校、夜間定時制高校は全日制課程に比べ少人数の学習環境の実現が安心につながり「多様性を受け入れる学びの場」として機能している部分があると捉えている。全日制高校においては、中学校まで特別支援学級在籍で少人数(最大8名)の環境で学校生活を送ってきた生徒が、高校では40名を定員とする学習環境となり、高校入学だけを目標として進学した生徒が行き詰まりを感じSOSを発している実態や中間教室在籍で適切な支援を受けてこなかった生徒も含め、困り感を伝える場もなく、教室に入ることさえ困難となる実態が報告された。無理解な環境下では2次障がいとなり教員の目は事態の收拾に集まってしまうがちで教員も疲弊する実態がある。全日制高校のコーディネーターからの実際の話を含めながら、SC、SSWなどの活用による支援の幅の広がりが報告された。

また、県内に公立の通信制高校は2校、サテライト校が1校だが、コロナ禍以来通信制課程への進学は6～7人に1人となり、広域通信制を含め入学者は増加傾向である。公立の全日制からも定時制課程からも年度途中の転入があり、「学校には毎日通わない」という学び方の選択幅を広げた。人との関わりを避けたい生徒にとって通信制は高校卒業の目的を果たす大切な制度だが、県内の通信制サテライト校は、毎日通うことのできる通信制でありながら公共交通機関の不便さや教員不足、設備不足による課題が山積で、通信制に居場所を求める生徒にとっては不十分な教育条件となっている。第2期再編案にあるスーパーフレックスハイスクールには通信制も設置されるとみているが、当たり前の特別支援教育が柔軟にできる学校となるよう地域と一緒に歩むことが期待される。

2 高校で引き受ける多様なニーズについて

社会につながり切れ目のない支援を必要とするケースは発達障がいをはじめとする障がい種にとどまらず、DV、ネグレクトなど愛着の問題に起因する人との関係性のトラブルや適応障害、自分を守るため他者に向けた攻撃や自身に向ける自傷行為。貧困家庭、ヤングケアラーなど多様性も多岐にわたる。4月「子ども家庭庁」の発足により、行政の枠組みが大きく変化した。SCはもちろん、SSWなどの社会福祉関係、行政の福祉サービス利用など学校との連携が頻繁になっていることを感じる。在学中の「子どもの最善の利益」と卒業時の「18歳成人」としての自立に向けて、外部資源と上手につながるよう高校教職員の理解と仕組みづくりが必要となっている。

3 ニーズに応じた進路保障について

今年度の入学者選抜も昨年に続き、ほぼ全入の実態となった。診断名や障害者手帳があり明確な支援や

合理的配慮が必要な生徒数に見合った教員の加配を県独自で行うことを要求してきたが人的加配は期待できない現状がある。支援学校教員と高校の積極的な人事交流、支援学校分教室教職員との日常的な交流など組織としての特別支援体制づくりが必要。

今ある資源とは最大限の連携をしながら、一人ひとりの生徒に不利益にならない本人主体の進路支援を心がけたい。

4 新たな教育改革のなかのICT教育の推進

2022年度より自己負担による一人1台端末の導入となった。経済的負担感と共に、中学校までの不登校経験生徒の経験値の差や発達特性、知的能力による取り扱いの困難さがある。また、3年前のコロナ休校からスタートした進学校の授業展開に対して、定時制通信制課程ではタブレットの個人購入の遅れなど（全面的に県の貸与で対応している定時制高校もある）ICT教育の進捗状況には大きく学校間格差が生じた。特別支援教育こそ本当の「個別最適化」の活用実現がなされるべきである。

5 高校における「通級による指導」の実態

制度化され6年となるが実施校は現在も多部制・単位制高校3校に限定。今後は北信に再編されるスーパーフレックスハイスクールに開設される可能性がある。通級対象の生徒は各校数名（全県で17名）だが、担当教員は本来の教科の授業を持ちながら、複数の生徒を個別の指導計画のもとに「自立活動」を行うことで過重負担の実態がある。特別支援学校の自立活動専任巡回教員の活用と学校ぐるみの理解のもと、「通級指導」による教職員の学びが学校全体の特別支援教育の柱となる展開が期待される。

6 長野県は「第3次特別支援教育推進計画」を示した。

一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境を作ることを施策の柱として高校における「支援力の向上」「ニーズに応じる仕組みづくり」「卒業後を見据えた地域の多様な支援機関との連携強化」について具体的な方向性を示している。

また、国はこれまでの学校教育前提の学びのあり方から「子ども主体」の理念に基づき子どもの権利を守り、最善の利益を重要視するインクルーシブな学び、多様な学びの環境をさらに広げようとしている。中学校の特別支援学級から背中を押し高校へ生徒を送った先生方の高校における取組の注目度に対して、高校現場の受け止め、生徒観のギャップはぬぐえない。今、丁寧に現状を把握して障がいの有無にかかわらずすべての生徒が集団の中で「安心して共に学ぶ」ことができるよう、基礎的条件整備に加え公教育における教師の「子ども観」を問い直す時期にあると考える。

第3回夏の総研 2023年7月22日

主権者教育の原点に立つ

—民主主義の学びをどうつくっていくか—

■今回の総研は教文会議「参加と共同の学校づくり、子どもと地域研究会」が中心に企画したものです。研究会長の中村富貴子さんから冒頭に趣旨説明がありました。

真の主権者教育、市民を育てる教育がなぜ日本では進まないのか。また、最も民主的でなければならない「学校」であっても進まないのはなぜか。

安倍教育再生改革によって教育の自由が奪われ、教職員への管理統制が強まると同時に生徒への管理主義教育が強化されてきた。その中2023年4月には、すべての子ども



子どもが意見を表明したり、社会活動に参加したりする機会を保障する「子ども基本法」がようやく施行さ

れた。主権者市民を育てる「民主主義の学び」を教育に取り入れるにはどうしたらよいか、そのことが今総研の趣旨である。(要約)

■実践レポート1

「高校再編に対する生徒の関わり方はどうあるべきか」～三者協議会の活動が原点に～ 小諸高校 坂口俊夫さん



小諸高校三者協議会とは

「より良い学校づくりをめざす生徒・保護者・教職員の三者協議会」の略称で、三者が同じ土俵で“より良い学校づくり” “生徒の健全な成長”を目指し、様々な事柄を協議する目的で1995年(平成7年)から小諸高校にて開催されている。三者が互いに信頼し、民主的に話し合い、地域に根差した学校づくりを目指すものでもある。

小諸高校では生徒会が中心となり生徒、教師、保護者(地域の方)の三者協議によって地域の方からも提言をいただきながら互いに信頼関係をつくり、地域を巻き込み学校の現状を知ってもらう活動を続けてきました。コロナ禍の2020年～2021年は活動停止。2022年度3月には、新校再編に絡めて小諸商業高校・小諸高校の2校合同の三者協議会が実施されました。

坂口さんからは、小諸高校のかつての三者協議会の実施内容から、分散した班ごとに生徒の考える課題を三者が話し合い、共有し、改善策をまとめ、更に改善策を地域に提案した事例の紹介があり、教職員もまた、生徒の声をくみ取り「教育条件整備」にも働きかけるなど、生徒の要望が発展的なものとなった共同の取組です。

そして、2023年(R5.3.16)高校再編に当たりこれまで小諸高校で行ってきた三者協議会を、生徒会執行部の投げかけにより小諸商業高校の生徒会、地域の方々、学校教職員も共に協議に参加した2校合同三者協議会を立ち上げました。生徒は「自分たちで主体的に両校の魅力を増やしていきたい」「新校を魅力ある学校にするために」という思いで話し合い、プレゼンも行いました。以下の通り総括しています。

【参加者】学校長・教頭・各代表職員(教務・生徒指導・進路指導・生徒会・商業科・音楽科)・新校再編担当職員・生徒会役員執行部・PTA役員・参加希望職員 計約40名

【次第】①全体会(テーマや進め方の説明)②分科会(協議)③全体会(各分科会の発表・意見交流等)

【全体テーマ】「より良い学校をつくるには～新校開設に向けて～」

【各グループの協議題】

- ・「学校の生活指導・安全について」
- ・「学校の授業・学習について」
- ・「学校の規則・制服について」
- ・「学校の行事・クラブ活動について」



・「各校の連携・地域との関わりについて」

【総括】三者協議会は、2～30年前に辰野高校や軽井沢高校で始まった取組だそうです。各グループ協議の進行も含めて運営は両校の生徒会役員で分担して行いました。教員も含めてコロナ禍以前の協議会に関わったものがおらず、1から作り上げた行事になりましたが、両校の交流を深めると言う意味でも大変充実した協議会になりました。冒頭、小諸高校の生徒会長から「私たちが引っ張っていくと言う気持ちで頑張りましょう！」という挨拶から始まり、7～8人のグループを形成し活発な意見交換を行いました。

各グループからは・良い点より課題が多かった・次のアクションにつなげていくことが大切だと思った・やらされ感なく自分たちで取り組んでいきたい・両校の魅力をどんどん増やし、この高校に行きたいと言う中学生を増やしていきたい・統合に向けても統合後も、3科がバラバラにならないように交流が深まればいい・両校の知らなかったところを知り課題解決に向けてこの会を持ってよかった等、多くの意見を全体で共有できたことをまとめています。

このような活動に繋がった大きな要因として、三者協議会とは別に小諸には島崎藤村の小諸義塾に未来をひっかけた「小諸未来義塾」があったことが紹介されました。H29年頃から再編の話が浮上して、市の広報誌に両校の生徒のそれぞれの取組みが掲載されました。生徒にとっては自分たちが在籍する学校ではなくても将来の後輩がこの町でどのような姿で高校に通うかをイメージしている。坂口さんは「現在の再編計画に息づいている」と語ります。



また、再編について同窓会が中心となった県の懇話会は15回（R4.12月～R5.5月）が終了し、対象校の生徒会長も参加しています。生徒代表は、懇話会のメンバーである各界の代表者に対して堂々と「こうであって欲しい」ことを発言します。更に、NSD（ながのスクール・デザインプロジェクト）は「新しい学びの場」について、県主導で「小諸新校プロジェクト」のワークショップを行い、生徒の学びに合った空間づくり NSD の提案に対して生徒も意見を出します。新校舎にどれだけ反映されるかは期待と同時に疑問があるものの将来の高校生のために討議を重ねてきています。

坂口さんら教職員はかつて「生徒の声を聞かずに再編はありえない」と声にしました。基本構想の中には「地域に開かれた学校」が目標にあります。地域には課題も沢山あり学校としても課題を解決する力を養いたい。その原点になるのが小諸高校の三者協議会と言える。話し合いの場を執行部の生徒だけでなく学校全体で討議をしていく場に行けることは教職員としての助言や支援ができると考えている。懇話会も生徒の声を聞こうと提案を行い、生徒達らしさのあるスライドも生徒の力で作成し発表する場が保障されました。坂口さんは「この活動はぜひとも必要なことであり、この経験を重ねることは主権者として自分たちが主体的に関わった新校に対して、やがて大人になった生徒や地域には必ず役立つ」と締めくくりました。



■実践レポートII

「つながる、生まれる。」～高校生と地域の財(たから)～
さくら・みらい塾 千桜舎 小島亜矢子さん

一般社団法人「さくら・みらい塾」主宰の小島さんは2013年に中学校教員を退職し、知人からの要望で学習塾を開設。2014年には飯田線の小さな駅の前にあった元歯科医院の空き家を使い、小、中、高の学習支援を始めました。「ドリル学習では力にならない」と、小学生には思考力、中学生

には限界を学びその子の気持ちを引き出す取組を始めました。やがて、「放課後児童デイ」を開設して、箕輪町地域おこし協力隊員の手伝いもあり、発達障がいを持つ子どもたちの支援など様々な形で地域に根を張る活動を行っています。

箕輪進修高校の最寄駅であるJR木ノ下駅には居場所がなく、悪天候では雨や雪に濡れ震えながら電車を待つ高校生の姿がありました。中退者の多い高校、行き場所のない子どもたち、不登校の相談が多いことから昼間の居場所、安心できる大人がいる場所、いろんな子どもたちの居場所を目指して、高校生を含む子どもたちの第3の居場所として「こどもみらい塾」を作りました。

始まりは、かつて小島さんの塾生だった箕輪進修高校の生徒会長の声かけから空き家の大改修がはじまりました。折しも高校では「総合的な探究の時間」が導入され、上伊那の広域連合からの話があり、大改修には箕輪進修高校の1年生、伊那北高校の1クラスが「探求」の授業として関わり、地域の方の協力も得て、動の活動として床板はがしなどを行いました。



小島さんは、環境、地域の文化、社会貢献と自己実現・・・探究の授業の目指すところと、ご自分の思いの共通点に必然性を感じていました。学校と家の往復だけの高校生にいろんな大人との関わりの場を与えている事、街づくり人づくりとして街を歩くフィールドワークを行うことにも上伊那広域連合が側面から支えています。

空き家と子どもの居場所づくりは更に発展して、伊那北高校の生徒たちは、長野高校出身の大学生がワークショップを行い、やがて町づくり「UT(アンダーツリー=木ノ下)プロジェクト」を行うことになりました。

地域の人々に知って欲しいことから、誰もが参加できるイベントを次々に開催し、ケーブルTV番組での紹介、インスタグラム掲載の活動も行っています。また、高校生や大学生など若者のつながりを作る場所として育てていくことを目指し「UTパレット」を企画しました。23ものチームが企画案をつくりプレゼンテーションを行い地域にチラシも配布し実行しています。以下はUTプロジェクトの中から高校生による4つの企画「やりたいことをやってみよう！」の実践報告です。

1 池上史桜さん「大学生と交流しよう」

教育分野に興味があるが高校1, 2年時はコロナ禍で進路について受験情報格差を感じていた。現役大学生に勉強方法やメンタルの解消法など助言をもらいたい。高校生同士も悩みを語り合いたい。大学生8名高校生23名の参加による交流会を自分たちの力でいった。

事後は参加者の感想をまとめ、結果と考察として、SNSを使いやり取りができた、地域の新聞に取り上げてもらうことができた。など反省点もありながらも今後の展望として次回は特定の高校の参加にならないよう計画したい。など自分が得たことをポジティブに行っている様子が語られ、いずれも人とのつながりが確認され喜びの姿があった。



2 小田切日奈さん「〇〇の部屋」

高1の夏から登校が辛くなった。精神科やカウンセラーとはすぐに話ができなかった経験、全日制から通信制高校に転学後、自分の事が話せるようになると気持ちが楽になった。そのことから、日常の小さな出来事を多様な世代の人と話す場所づくりを企画。毎週の「おしゃべりルーム」ではパンの販売を行っているため子ども連れの常連さんも参加している。「人生わくわく計画」を企画してメンバーとチ



ラシ作りやインスタによる宣伝、色グラムによる心理テスト、自分の抱く感情にスポットを当てるイベントを計画している。幸せなことの共有。やりたいと思ったことを行動する力が付いた。問題を解決する力が付いた。協力に感謝の気持ちを持つことができた。とまとめた。

3 倉沢日向子さん「世界と繋がろう」

信州翼プロジェクトの支援によりカンボジアのホームステイを経験したことから、海外の経験をいろんな人に伝えたい。多くの人に海外の問題について興味を持ち、日本にいても世界の問題を考え続けたいという思いから、世界のことを身近に感じて欲しいと企画した。海外経験のない人にも参加しやすいようハード



ルが上がらないよう、自分と同じ目線で感じたことを伝えたい、一方的でなく対話重視の会になるようにお互いに興味のあることを小グループになり車座で話をすることを計画した。年代も様々な30人もの人に集ってもらえたことでは多くの人に自分たちの考えを聞いてもらえた。Googleフォームで参加者の感想と改善点をまとめた。世界に興味がある方もない方も自分の目標や未来を言語化する機会としたい。自分の考えたことを言語化して発信する企画は周りの人の

力を実感できた。周りの人に共有することが実感できたとまとめた。

4 飯島沙織さん「鹿の『皮・革』を繋げたい」

ものづくり、魚釣り、革細工など自然が大好き。森林や林業に興味があり大学で学びたいと考えている。森林に係ることではシカによる鳥獣被害の実態から、地元の漁師さんと森林組合の方は鹿の使い道を考えている。鹿肉の7割は廃棄されていることから鹿皮を利用することを企画した。小学生から大人が集まり、キーホルダーづくりなどプロジェクト委員会を中心に鹿の角から作る体験会を実施している。将来は狩猟免許をとり鹿の解体、ジビエ処理を行いたい。祖父母の鶏解体から命の大切さと調理法を教わった。先人の知恵を学び伝えていきたい。羊の毛刈で廃棄される羊毛を加工して毛糸にする取り組みも今後考えたい。鹿革のなめし方の研究、革の加工方法を研究して、気楽に参加できるワークショップを開催したい。そのことを通して森林や鳥獣被害についての実態を多くの人に知ってもらう企画を計画している。以上高校生による報告。



UTパレットの会場は、飯田線沿線で2階からは電車が良く見えることから、子ども連れの大人や高齢者も立ち寄ります。近くの神社の祭りには場所を開放して、高校の文化祭で作成された張りぼてを借りて展示、金魚釣り、食品の販売など若者主体のプロジェクトがつながりを作り盛況な様子がケーブルTVで放映されるなど、地域に定着しつつあります。

また、小島さんは高校の文化祭に出かけては面白い企画をスカウトするなど、ご本人が楽しみながら人とのつながりを持ち、高校生に地域の財(たから)である人材とのつながりを作り出し、社会を生き抜く力をつけることを本人たちと共にすすめています。個々の考えや特性をお互いに受け入れながら、小さなコミュニティーからの発信を続けています。



講師 宮下与兵衛さん(東京都立大学)

演題 「なぜ日本の大学生は発言しない・討論できないのか

—意見表明権の保障で主権者に育てる—」

意見を言わない！目立つことは恐怖！

講演の初めに今の大学生の特徴について触れ、金沢大学教授の金間大介さんの著書『先生、どうか皆の前ではめないでください』を紹介されました。今の大学生の特徴について「自分の意見は言わない」「討論はしたくない」「目立つことが恐怖」「評価されるのが怖い」などあげられるが、その分析として「正解でなかったら困る」「相手に反論したらまずい関係になる」「目立つと打たれる」「『意欲・関心・態度』の観点別評価の弊害」などがその背景にあるとしました。

国際学力到達度テスト(OECDのPISA)では日本の子どもは教科の知識はあるが、教科横断的な総合的な力が弱く、知識を使える「生きる力」「人間力」が弱く、課題解決能力やコミュニケーション能力が低

くなっています。これに対応するために文科省は「主体的・対話的に深い学び」に転換し、①具体的には総合的な学習の時間を重視し、②教科学習も協同学習を重視し、③主体的な参加型の学びに転換しました。

学校と社会の現状の中で、就活中の学生は「就活ではコミュニケーション能力やチームワークや連帯が求められるが、競争と自己責任といわれ、負け組にならないよう頑張ってきた。」「個性や主体性を出せと言われるが、高校ではみんなと同じようにやるよう言われ意見を言ったりしないよう目立たないようにした。」とっています。

宮下さんは、学生に議論は相手を攻撃するものではなく、相手を尊重することだと伝えました。講義の中で、学生の発言を評価することはしないと伝え、その後学生は全体の場で発言をするようになりました。しかし文科省は学力の問題点は評価すれば改善すると考えています。新評価は小学生から導入されるので、小学生から発言ができない状況が出てくると思います。今回の観点別評価など施策は失敗するでしょう。評価、管理、教化は自由で開かれた対話がないところでは逆の方向へ進むことになります。新自由主義が社会も若者も変えてしまった

新自由主義はシカゴ学派のハイエク、フリードマンの経済理論が中心です。福祉国家を否定したもので、「小さな政府」「マネタリズム」「市場原理主義」を中心としたものです。新自由主義がどのように広がっていったのか示したものが「ショック・ドクトリン」です。教育学ではデューイが民主主義教育をとねたのもシカゴ大学です。新自由主義とは対極の研究が同じ大学でなされていました。

新自由主義政策を始めた英国のサッチャー元首相は「社会というようなものは存在しないと」主張しました。『社会』を新自由主義は解体していき、若者は『青年期』を失っていった。(豊泉周治)、「学力格差は家庭の経済力格差で可成る。平等な競争なんてない」(耳塚寛明)という発言があります。文科省も子どもの学力の発達には家庭の経済力、家庭の文化力で決まると認めています。今の若者は「努力しても報われないと考える若者が増加し、努力せず平穏無事に暮らしたいという宿命論者が増えている」(土井隆義)という主張もあります。

パットナム教授(ハーバード大学)は『Bowling Alone: the Collapse and Revival of American Community』で若者の危機と警鐘を鳴らしました。新自由主義国家に転換されていき、また教育の中央集権化と競争原理の導入がすすめられた結果、若者に疎外感、ドロップアウト、シニシズムが広がり、若者の選挙の投票率が急落していったのです。若者たちは孤立化し、内向きになっていき、社会に目を向けなくなっていき、政治と政治家を嫌う、選挙に行かない、教会に行かない、労働組合に入らなくなっていきました。イギリスも日本も同じなのです。若者は青年期に社会に出会って大人になっていくのですが、新自由主義が「社会」を解体している現在、大人になりたくない「若者」が急増しているのです。

「社会」とは人類がつくってきた「自由・平等・民主主義・正義・共同・連帯」などで成り立つ共同体のことです。この福祉国家的社会が新自由主義で解体され続けているのです。

日本の若者の精神的幸福度はなぜ低い

片桐新自さんは「おとなになるより、子どものままでいたい」と思う大学生は56%もあり、多くの若者は「身近な人たちとなごやかな毎日を送る」ことを生活目標とする「身近で小さな幸せ」に内閉化していると言っています。また日本財団の調査(2019)でも「自分を大人だと思う」と答えた若者は世界各国平均が76.3%だったのに、日本の若者は29.1%だったという結果です。

若者は競争と自己責任の冷たい新自由主義の社会へは出ていきながらいないのです。福祉国家は、裕福な人から税金を多く、貧しい人からは少なくとり、特に教育・福祉・医療などに手厚く、公平・平等・

相互扶助・連帯をめざしました。しかし、新自由主義経済国家は、市場原理にまかせた「競争と自己責任」主義で、経済も教育も競争させて、弱肉強食の「勝ち組」と「負け組」になるのは自己責任としたのです。すべて「自己責任」「自助努力」とされ、国は企業のための低賃金の「非正規労働」（2,120万人）「派遣労働」（300万人）を公認し、ブラック職場、過労死が増え、ワーキングプア（年収200万円未満の人、1,900万人）が激増しました。大学の授業料は50倍（1970年から。物価は4.2倍のみ）になり、貧困家庭が急増し、格差社会になりました。経済的自立が困難になり、18歳から34歳の独身男性、女性の7割が親と同居（パラサイトシングル）しています。日本の若者の「精神的幸福度」は先進38カ国中37位（ユニセフ2020年）という結果になっています。

「親ガチャ」という宿命論

「親ガチャ」という宿命論がでています。日本の若者は、格差社会を宿命と自己責任だと考え、政治や社会変革に関心が向かわないのです。政治や社会に関心が無いので、新聞を読んだり、ニュースを見たりしない。選挙にも行かず主権者になれない人が3人に1人います。最悪のケースがやまゆり園事件の若者の「役に立たない者はいない方がいい」という優生思想は新自由主義の考え方なのです。現在、いじめ、派遣たらい回しで失業、絶望した若者たちの犯罪が急増しています。「勝ち組を殺したかった」小田急線・京王線事件などのナイフ事件、大阪クリニック放火事件と2021年夏から15件と急増しているのです。競争・学歴偏重の教育から東大前のナイフ事件、長野県中野市の殺人事件が起きたのです。冷たい世の中で孤独な若者がいます。「トイレ弁当」は「ぼっち」を隠すために取る若者の行動でした。

日本の若者の政治参加は

日本の若者の投票以外の政治参加（署名活動、デモ、政治集会への参加）は世界的（日韓米英独仏瑞の比較）にみても低水準です。新自由主義が投票に行く若者を激減させたと言えます。一方、NHKスペシャルで放映された「2030 未来の分岐点」第1回では、地球温暖化によって地球は破滅の危機をこのままでは防げないという科学者たちの警告を紹介して、若者たちがバイデン大統領候補の温暖化防止政策を変更させるなど、世界の若者たちが社会変革を担う時代を迎えていると報道しました。世界の若者は日本の倍（6～7割、北欧は8割超）の投票率で選挙に行っています。世界の高校生・大学生たちは気候変動防止行動を続け、2019年9月20日と27日（金曜日）の2日間には700万人が行動し、運動は続いています。グレタさんは金曜日に学校へ行かず、国会前で気候変動防止の訴えをしているのです。若者たちは社会運動の先頭に立って活動しています。「未来のための金曜日」運動（全世界）、「サンライズムーブメント」運動（全米。雇用や気候変動に対して）、「ブラック・ライヴズ・マター」運動（全米）、「#MeToo」運動（全世界）、「銃規制」運動（全米）、EU離脱反対運動（イギリス）、新自由主義反対の運動（全世界）があります。

内向きになっていた若者たちが、なぜ2011年に欧米で立ち上がり始めたのか、日本では動きが活発にならないのでしょうか。2011年にはウォール街のオキュパイ運動がありました。これを契機に欧米の若者が変わり各国に広がったが、日本は内向きのままになっています。その違いには教育の在り方が異なっていることがあります。

欧米の生徒の学校運営参加

欧米では生徒が学校運営に参加して主権者に育つ教育が行われているのです。

Local School Council（学校評議会：LSC）＝学校運営への参加がなされています。これはシカゴ学校

改革法(1989年)によりすべての公立学校に設置されています。保護者6人、住民2人、教職員3人、生徒1人で構成され、ここで校長選考、校長の評定、学校改善計画の承認、学校予算の承認などを行っています。代表はすべて公選で選ばれます。

Student Voice Committee (スチューデント・ボイス・コミッティー:SVC) =学校運営への参加 必置ではないが、現時点でおよそ75/90校(8割)の高校、小中は45/400校が導入しています。実態は学校によりさまざま、生徒会(student council、student government など名称は統一されていない)とは別組織の場合もあれば、統合されているケースもあります。LSCが生徒参加は代表1人のため、多くの生徒の声を学校運営に反映させていくものとして、また生徒たちの運動で要求を実現していくものとして機能しています。(古田雄一)

シカゴで訪問した学校の生徒から「LSC(学校評議会)で最近私たち生徒が要求したことは、カリキュラムの改善で、LGBTなどについての性教育を増やしてほしい、外国語の導入を生徒の要望(生徒アンケートを生徒会がとり)で決めてほしいと要求して実現しました。また、生理用品をトイレに常備してほしいと要求して実現しました」と説明がありました。

社会参加、市民に育つ教育

もう一つは、生徒が社会参加して市民に育つ教育が行われています。

civics(公民科) =公民科(社会的な活動や組織を自主的に企画・運営できる人間の育成を目指した教育)が必修化されていて、この中でサービス・ラーニングも州規定で必修化されており、教室での学習のみならず、現実社会と交わる学習が求められています。

service-learning(サービス・ラーニング:SL) =地域・社会活動への参加が行われています。サービス・ラーニングは、民主主義を再生させることを目的として、コミュニティへの参加活動を通して学習し市民として成長させていく教育方法です。サービス・ラーニングはシカゴ学区の高校の場合、教科で公民科ともう1科目で実施が必修となっています。

具体的にSVCで取り組まれたことの例としては、「トイレの修繕といった身近で具体的な問題から、教師のセクハラや人種差別、学校の校則など幅広い」「銃規制デモへの参加のために学校を休校にしてもらった」など挙げていました。

2018年の学校での銃乱射事件とトランプ大統領の政策(教員は授業中に銃を携帯することなど)に対して、3月14日には全米で3,000校の高校生が授業を中断して黙とうし、銃規制を求めるデモを行いました。そして、3月24日には高校生の呼びかけた「命のための行進」にワシントンで80万人、全米では100万人の市民・高校生が参加しました。訪問した高校4校のうち、この銃規制デモのために学校を休校にしたのは2校、あとの2校は生徒の自主的参加を許可しました。訪問校の副校長は「なぜ、学校を休校にして生徒のデモへの参加を認めたのですか?」との質問に、「生徒たちは学校に授業を休業にして参加したいと要求し、学校はきちんと準備されていて安全面でも大丈夫と判断して、学校として参加しました」「生徒たちは各クラスをまわり説明し、90%の生徒が参加しました。教職員も全員参加しました。親たちは応援しました。これは良きシティズンシップ教育になりました」と答えました。学校を1日休みにしてデモに参加することは教育なので許可したというのです。ニューヨークでは市長が公立の学校をデモのために休業にしました。

欧米には、高校生組合、大学生組合があります。毎年、各地の支部集会で要求をまとめ、全国の高校生組合でまとめ文部大臣交渉を行います。ヨーロッパでは大学の授業料は無償です。欧米の学生たちは自分たちで授業料無償を獲得している。日本では親が学費を支払うことができず、進学できない「親ガ

チャ」というが、実は「国ガチャ」で、高校生と大学生が運動をしないから高額な授業料になっているのではないのでしょうか。

フランスでの学校運営参加と行政参加

フランスでは1968年の若者たちの「5月革命」に対して、中学生から大学生まで生徒の意見表明権と学校運営への決定権をもった参加（「学校管理委員会」「懲罰委員会」「成績会議」への代表参加）と政治的権利（集会・結社の自由）・行政への参加を認めました。しかし、1990年には、学校は生徒の権利をきちんと保障していないとして高校生による全国集会・デモが繰り広げられ、政府は高校生たちが要求した学校への予算増額（900億円）を決定し、そして完全な権利保障を学校に実施させました。以後、高校生による全国各地の集会が開かれ、要求を全国代表が文部大臣に提出し、教員増、教育予算増を勝ち取っています。また、国立大学の授業料有償化提案には全国的な高校生・大学生によるデモが行われて阻止してきて、現在も学費は無償で手続き料が2万5千円かかるだけです。

2008年、教員数削減に反対する全国の高校生達が、パリを中心にデモを繰り返し、毎回参加数が増えていきました。4月15日には、5万人の規模にまで発展しました。目下フランスの高校は、普通高校で一クラス定員28名、技術系高校で19名ですが、＜教員数削減＞によって、一クラスあたりの生徒数が増える事により、教育環境のレベルの低下が懸念され、従って授業内容の劣化が懸念されるというのが高校生たちの主張です。

フランス政府の定年延長反対・年金改悪反対デモ（2010年）に1/4の高校の生徒が参加しました。フランス政府の定年・年金改悪に350万人の労働者がストライキに突入。全国4102校の高校のうち1100校の高校生も参加し、うち700校ほどでは生徒が学校に交渉して休校にし、デモに参加しました。2023年の年金改悪反対デモにも毎回大学生・高校生の5団体が参加しています。

ヨーロッパ各国では大学まで授業料は無償、さらに給付制奨学金も出ます。高校生・大学生が政府の有償化提案を全国的なデモで阻止してきたからです。

「ほとんど空白の28年間」

日本では28年間、政府は「子どもの権利条約」を国内法にせず、学校現場にもおろして来ませんでした。日本政府は「子どもの権利条約」を1994年に批准したが、それから28年間にわたり国内法（子どもの権利基本法）をつくらずにきました。また学校などの子どもに関わる現場の教員や職員に研修もせず、なによりも子どもに子どもの権利を教えることをほとんどして来ませんでした。こうして子どもの権利の「ほとんど空白の28年間」が過ぎてしまったのです。

「子どもの権利条約の教育を学校のカリキュラムに組み入れること」が毎回の勧告に記されています。

「あらゆる段階の学校カリキュラムに条約および人権一般の学習を編入すること」（条約実施に関する一般的措置）とあり、「教員、裁判官、弁護士、家裁調査官、すべてのレベルの公務員に、子どもの権利条約の計画的かつ体系的な教育および研修を継続して実施すること」と勧告で毎回述べられています。国際条約であり批准したら遵守する義務があるのです。日本政府は28年間破ってきたのです。

「子どもが権利の主体であるという事実に対する公衆一般および子どもの認識を高めるためのキャンペーンを強化すること」（第2回所見）、「大部分が十全に実施されていないか、まったく取り組まれているいないことに遺憾の念を表明する」（第3回所見）と国連子どもの権利委員会が勧告に記載してきました。

「子どもの権利条約」第12条「意見表明権」について、「締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに、その子どもに影響を与えるすべての事柄について、自由に自己の見解を表明する権利を保証

する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される。」

締約国はこの条約の第 44 条で子どもの権利の実現のためにとった措置や権利の享受についての進捗状況を国連子どもの権利委員会に報告するよう義務付けられていて、定期的に政府から報告し、また民間からもカウンターレポートが寄せられて審査されてきました。

国連子どもの権利委員会は、その審査で、日本では、子ども関することを決める時に、「学校その他の施設において、方針を決定するための会議、委員会その他の会合に、子どもが継続的かつ全面的に参加すること」を保障して、意見を聞いて決めることをしていないとして、「確保すること」と日本政府に毎回勧告をしてきていました。

子どもの意見表明権を保証しなかった結果は

不履行の結果として、学校における子どもの権利条約の実態校則問題と子どもの意見表明権について、近年、校則に理不尽な校則があり、さらに人権侵害ともいえる校則があり、「ブラック校則」という言葉が社会問題にもなってきました。2017 年に大阪の府立高校の女子生徒が、生まれつきの頭髪を黒く染めるように 4 日ごとの頭髪検査で指導されて、髪も頭皮もボロボロになり、そして不登校になったと裁判に訴えました。

大阪府立高校の 6 割の高校で入学時に地毛証明書を提出させて頭髪検査をしていること、東京都立高校でも約 6 割の高校で実施していることが報道された。こうした校則や指導に対して生徒たちが生徒会として改善要望の意見表明をしても相手にされず無視されることが全国的に続いてきて、保護者やメディアからの批判が続いてきました。

校長権限の強化で校則が厳しくなる事態が発生しました。例えば、都立 A 高校では、赴任した校長が 1 年目に中学生への学校説明会で、突然「来年から制服にし、頭髪指導を行う」と発言した。そのことについて生徒会執行部の生徒たちは生徒総会を開こうとしたが校長が認めない。交渉の末になんとか生徒総会を開き、「校長の方針の撤回と、生徒の学校生活に関わる重要な決定をする場合は、生徒及び保護者への説明なしに決定、公表、実施をしないことを求める」ことを決議して申し入れを続けたが、理由説明もなく拒否されました。その学校の教員の話では、この問題について職員会議で話し合っただけで決めることも認められなかったという。

東京都立大学でも教育実習から帰って来た学生たちが「実習初日に校長先生から、君たちがいた時の学校と同じだと思って実習しないようにと指導された。制服導入や頭髪検査など母校の自由さはなくなっていた。」と、ここ 10 年何人もが述べていました。

職員会議は「校長の補助機関」—学校から自由と民主主義が奪われた

2000 年の学校教育法施行規則改悪によって学校から自由と民主主義奪われていったのです。上記の背景には、2000 年の学校教育法施行規則改正で、校長権限が強化されて職員会議は「校長の補助機関」とされたということがあります。東京都教育委員会（以下、都教委）は 2006 年に職員会議で教職員の意思を挙手や採決で確認することを禁止しました。続いて文科省も 2014 年に都教委と同じ内容の通知を出し、翌年にはそれが守られているかどうかの全国調査を実施して守っていない学校には是正させました。こうして職員会議で教職員が自由に議論して決定していくことができなくなっていき、校則を含む学校運営の総ては「校長が決める」ということになっていて、現場の教職員は苦勞しています。

「規律教育」で校則が細かく、指導が厳しくなりました。2006 年に安倍政権は教育基本法を変え、「平和を希求」を削除して、「国を愛する態度を養う」教育とともに「規律を重んずる」教育(第 6 条)

を定めました。(低賃金でも不平を言わない労働者や兵隊育成のため)

翌 2007 年、文科省が「問題行動を起こす児童生徒」には「毅然とした指導を行うよう」通知しました。都教委は「都立高校生活指導指針—規範意識の育成に向けて」を出し、義務教育現場では「生活スタンダード」という生活統制が進められました。この結果、「ブラック校則」・地毛証明と黒染め帰宅指導・下着検査などが行われ、「公開処刑」(生徒の言葉、皆の前で叱責されること)という言葉まで生まれることになりました。

大学生は中学・高校時代をどうみているのか

学生たちは学校をどう見ていたのでしょうか。宮下さんは公立と私立の2つの大学の教職科目の授業で学生に2013年から6年間、中学・高校の授業、校則と生徒会活動についてアンケートで意識調査をしました。簡潔にその結果を述べると、多くの学生が学校の校則や授業などを「変えて欲しい」という改善要望をもっていたが、「要望を学校から聞かれたことはない」し、「変わるものだと思ったことはない」という学生が大半でした。また、「校則を少しでも変えたいと、生徒会役員になった」学生は、その多くが「要求は学校に拒否されて終わった。その理由説明もなかった」と答えていて、「挫折感だけ味わった」という学生もいました。ある学生は「学習性無力感が残っている。努力しても変わらないことを学んだ」と書いていた。

どちらが真の教育なのでしょうか。

欧米の教育一生徒に「意見表明と参加」の権利を教えて権利を行使できる場を学校につくり、努力すれば「社会は変えることができる」という成功体験をつくり、主権者意識と自己肯定感を高めていくことでしょうか。

日本の教育一生徒に「意見表明と参加」の権利を教えず、生徒がその権利を行使しようとする、と「まず義務をはたしてから主張しろ」などと校則改善などの要求に対して理由も言わずに拒否して、「努力しても変わらない」という挫折体験をつくり、主権者としての自覚を失わせ自己肯定感を下げていくことでしょうか。

日本若者協議会の調査があります。「児童生徒が声を上げて学校が変わると思いますか？」の問いに対して、68%の生徒、61%の教員が「そう思わない」・「どちらかというと思わない」と回答しています。変わらないと思う生徒と教員の理由として、生徒は「生徒会選挙で候補者が何度も校則を変えようと言ってきたけど、変わったことがない」「生徒側が納得できる理由もなしに頭ごなしに否定してくるから」などが多く、教員は「校則や授業内容は子どもたちではなく、教員が決めるものだと思い込んでるから(子どもも教員も保護者も)」「生徒の声を取り入れることへの拒否感が根強い」などが多くなっています。

ドイツの政治教育の三原則「ボイテルスバッハ・コンセンサス」

宮下さんは、ドイツの政治教育の三原則「ボイテルスバッハ・コンセンサス」を紹介しました。

政治教育をめぐる、保守・革新の対立の激しかった1970年代に政治学者が論議を重ね、1976年「ボイテルス・バッハ・コンセンサス」と呼ばれる政治教育における三原則を導き出しました。

① 教員は、生徒を期待される見解をもって圧倒し、生徒が自らの判断を獲得するのを妨げてはならない。これは教師が自身の意見(支持政党についても)を述べることはできる。生徒の判断を妨げるような意見の押しつけのみ制限されているということです。

② 学問や政治の世界で議論のあるテーマは、授業においても議論があるものとして扱わなければならない

ない。つまり 様々な対立する意見も紹介するという事です。

③ 生徒が自らの関心・利害に基づいて効果的に政治に参加できるよう、必要な能力の獲得が促されなければならない。つまり 生徒が自身で考え、自身の言葉で意見を発言できるようにしていくことが大事だということです。

政治教育では、政治に実際に参加する能力を育成することが欧米では求められているということです。

「意見を出しても変わらない」学校体験

さて、なぜ日本の若者は投票や行動に参加しないのでしょうか。その理由は「参加しても変わらないから」です。

世界青年意識調査(内閣府・2018年)によると、日本の若者は「政治に関心がある」は43.5%です。同じ調査で、「社会をより良くするため、私は社会における問題に関与したい」は42.3%、「将来の国や地域の担い手として積極的に政策決定に参加したい」は33.3%に減ります。「私の参加により、変えて欲しい社会現象が少し変えられるかもしれない」と回答した若者の割合は、米、独、英、仏、スウェーデン、韓国の順番で、日本は32.5%で最下位でした。これは「意見を出しても変わらない」という学校体験がこうした意識形成に影響していると考えられます。

学校運営に生徒の声を採り入れない理由としてどのようなことが考えられるでしょうか。

- ①学校は校長権限で運営するものだから。
- ②学校運営は教師の専門性でするもので、教育について素人の生徒や保護者が関与するのは無理である。(生徒に理解のある教員でも)
- ③生徒の声を採用し始めたら自由が拡大していき、指導が困難になる(ゆらぐ)、かつてのように学校が荒れるのではと怖れる。
- ④生徒の声を反映してやりたいが、そうするには多忙化の中で困難である。
- ⑤(背景)子どもの権利条約の意見表明権を理解していない教員が多いから。文部省の「69年通知」以降の生徒の自治的活動衰退・空白期に育った教員で自治的活動への確信が低いから、と理由を分析しました。

1968年ベトナム戦争反対で日本の若者も立ち上がりました。日本、世界各国の学生は学校の民主的な改革を求めました。一部の非民主的な学生運動などが起きる中、文部省は1969年に高校生の政治活動禁止、政治教育の規制の通知を出しました。この通知(「69年通知」)が2015年廃棄されるまで日本だけが政治を学べない空白期になってしまいました。政権にすれば好都合な愚民政策であると言えます。70歳以下の国民はまともな政治教育を受けてこなかったこととなります。教育基本法には政治教育を受けるとありますが、その実現がなされていなかったこととなります。

子どもの権利条約を知らない日本の子どもたち

子どもの権利を知らない日本の子どもたちがいることを、勤務された公立と私立大学の授業でのアンケートに基づいて解説されました。このアンケート結果から分かったのは、(a)「子どもの権利条約」について全く知らない子どもたちが50~70%いる。(b)教えてもらった子どもたちも、内容まで教えてもらっているのは、10~20%しかいない。(c)「内容も教えてもらった」と答えた、その内容は「教育を受ける権利」と書いた学生がほとんどで、「意見表明権」や「結社・集会の自由」「表現・情報の自由」「思想・良心・宗教の自由」「虐待・放任からの保護」「休息・余暇・遊び、文化的・芸術的生活への参加」「性的搾取からの保護」「障害児の権利」などについては学んでいない。つまり、日本の

子どもたちは多くが子どもの権利を教えてもらっておらず、知らないということです。

しかしながら、日本若者協議会調査によると、「学校に関することを児童生徒が意見を表明したり、議論したりする場が必要であると思いますか？」に対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は93%に上り、「学校に関することで児童生徒が意見を表明できる場があるとしたら、何について要望したいですか？」の問いには、「校則」「学校行事」「学校生活」などが挙がっています。このように子どもたちは意見表明の場を求めているのです。

いずれも学習権をもつ生徒にとって大事な要望項目となっている。「具体的にはどのようなことですか？」への記述欄には、「理不尽な校則を変えて欲しい」、「教師の暴力について」、「危険な施設について」、「授業を改善して欲しい」など生徒にとって切実な要望が満載されている。この2つのアンケート結果から分かることは、子どもたちが学校に対して意見表明することを求めているから、そうした場を学校は設けていないのではなく、子どもたちは意見表明することを求めているのに学校はその場を設けていないということである。これは明らかに子どもの権利を保障する条件整備をしていないということです。

子どもの意見表明権を保障する取り組み—三者協議会と四者協議会の事例

宮下さんは、長野県辰野高校の三者協議会とフォーラムについて、勤務当時の様子を解説されました。教職員は生徒を囲い込んで校則や指導を厳しくして改善する方法ではなく、生徒の意識を高めることで改善したいと模索していました。1997年の「学校憲法宣言——わたしたちの学校づくり宣言」で、長野県辰野高校の参加と共同の学校づくりがスタートしました。生徒・保護者・教職員の三者協議会を設置。生徒会はアルバイト、服装の校則などの改善を提案し、三者の話し合いと合意による学校づくりをしてきました。教員は制服に反対し、2年間続けた服装論議。標準服導入で合意し、デザインは生徒会がファッションショーを開き、生徒・保護者・教職員の投票で決めました。全校生徒の要求の集約→改善提案→協議→提案の変更→合意→決定というプロセスから生徒たちは参加と協議（熟議）による民主主義を学んでいくことができるのです。生徒と教師の共同による授業改善も行っており、教育サービス業(教師)と顧客(生徒)の関係ではなく、教育の専門職(教師)と学びの主人公(生徒)による共同の取り組みとなっています。三者による参加と共同で25年間継続してきましたが、研究者などの傍聴・助言が支援になっています。

三者協議会は直接民主主義の話し合いの場

三者協議会は2017年6月の第63回から全校生徒と全教員参加の直接民主主義の話し合いの場になっています。そして高校生と地域住民とのフォーラムから高校生の地域づくり参加へと発展してきました。当初、地域代表(町助役・町会議員・町教育長・区長)などと全教員参加の懇談会を3年続けましたが効果はありませんでした。それは、懇談会で出された生徒への批判を担当が伝えると、真面目な生徒は委縮し、ヤンチャな生徒は居直っていったからでした。まだ文科省の学校評議員制度やコミュニティスクールが始まる前でしたが、これらの制度やコミュニティスクールも同じ生徒不在の「開かれた学校」でした。文科省型の「開かれた学校」は地域代表による学校評価の場になっているので、学校は評価を上げるために生徒管理をますます強めてきました。三者協議会が転換したのは、生徒の参加と生徒たちの活動を知っている町民の参加を加えたことからでした。

生徒が参加する地域住民との話し合いの場「辰高フォーラム」で、町のボランティアコーディネーターが生徒たちの活動を評価すると生徒たちは話し合いに積極的に参加していきました。地域の批判に対

して生徒会は通学路にゴミ箱を設置してゴミの回収を開始しました。クラスごとの街のごみ拾いも開始しました。すると地域住民から町の行事や公民館の文化祭への参加要請が出て、生徒会は「地域との連携」を決定し、積極的に参加していきました。

「辰高生と地域住民によるまちづくりシンポジウム」

生徒会は文化祭で地域問題を考える「辰高生と地域住民によるまちづくりシンポジウム」の開催を始めました。2003年は「市町村合併」をテーマに開催し、アンケートで8割の生徒が「今住んでいる町や村が好きだから」という理由で合併に反対であることが分かりました。「中学生・高校生も合併を決める投票に参加させてください」と副町長の前で生徒会長が発言し、町は実施をしました。

高校生と地域住民・行政によるまちづくりシンポジウムでは、①市町村合併と魅力あるまちづくりについて、生徒会は中学生以上の意向調査を主張し、町は2回実施し、合併をしませんでした。②町の中心にあった南信パルプ工場の跡地利用については、公園と住宅地を希望しましたが、町に予算がなく、工場団地になりました。③町営病院の移転改築問題では生徒会は町営プールをつぶすことに反対し、町は別の場所に建設することになりました。④町のゴミ処理と生徒のゴミ分別について、⑤高校が地域にあるメリットと高校統廃合問題についてなど話し合いを持ちました。

宮下さんは③の経緯を説明しました。町営プールの廃止と、跡地に温泉リハビリテーション病院建設計画に対して、生徒会は地域住民にアンケートをとると、高齢者は「あんな不便な所まで通えない」と反対が多数となり、シンポジウムで、生徒会長はその結果を発表して、「プールは子どもたちの夢です。夢を大事にすれば子どもたちは、この町はいい町で好きだとなり、将来も住み続けていき、過疎化の心配も減ります。プールをつぶさないでください。」と意見表明をしました。辰野新聞で報道され、のちに辰野町は住民意向調査をして、町の中心部にある別の土地を購入して病院を建てることになりました。

まちづくりへの参加も子どもの権利であり、「その子どもに影響を与えるすべての事柄について、自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される。」と紹介されました。子ども参加のまちづくりは子どもの権利で、日本では実施は少ないが、子ども・若者が参加した駅前開発などは成功していると解説されました。

辰野高校の生徒による地域での活動として、太鼓部のコンサート、商店街活性化のための「辰高フリーマーケット」、地域業者と商業科による商品開発、空き店舗でのコミュニティ・カフェ、子どもむけシネマ・カフェ、生徒による簿記・パソコン講座開設などが実施されました。全校参加による三者協議会や分科会では生徒、地域住民の活動が報告され、どう連携するか話し合いが行われました。この結果、辰野高校の生徒の主権者意識は高まり、「社会の主人公としてより良い社会をつくるために活動したいか？」のアンケートでは、普通科で7割、商業科では6割の生徒が肯定的な回答をしています。

「子ども参加のまちづくり」「三者協議会」の教育的効果

現在、全国では山形県遊佐町(ゆざまち)少年議会、愛知県新城市(しんしろし)若者議会で子ども参加のまちづくりが行われています。また三者協議会を実施している学校は、東京で大東学園高校、和光中学(三者)・和光高校(二者)、東大教育学部附属中等教育学校、法政大学中学高等学校、日本橋中学があり、高知県奈半利中学校の三者協議会は23年間続いていると紹介がありました。

子どもの意見表明権を保障して学校運営に生徒が参加できる三者協議会を実践してきた学校からは次のような教育的効果が報告されています。

①教職員・児童生徒・保護者に開かれた民主主義的な学校づくりがすすめられる。

- ②「子どもの権利条約」にある児童生徒の参加と意見表明の保障がすすめられる。
 - ③三者の話し合いによる合意で校則や授業、施設設備が改善されていく。
 - ④教育の専門職である教員と、学習権をもつ児童生徒と、子どもの教育権をもつ保護者の三者が学校づくりの当事者となり、共同がすすむ。
 - ⑤生徒は学校づくりに主体的に参加して主権者意識が向上する。
 - ⑥児童生徒は話し合いへの参加で、自分たちの意見や要求をとりまとめる力、プレゼンテーションする力、議論する力、問題解決する力を向上させる。
 - ⑦学校内の問題が公開化されるので、いじめや教師による体罰やハラスメントが減少する。
- 「こども基本法」(2023年4月施行)と「生徒指導提要」

「こども基本法」が2023年4月から施行されることについて触れ、この法律に子どもの意見表明権が明記され、子どもの意見は学校などで尊重され、意見表明する機会は確保されることになったと解説されました。「こども基本法」第三条には「三 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。」「四 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。」と意見表明権と参画の確保がなされました。また、文科省が「生徒指導提要」を改定し、子どもの権利条約と意見表明権を明記しました。

生徒指導提要(改定版)1.5 生徒指導の取組上の留意点については、生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の四つの原則を理解しておくことが不可欠となっています。四つの原則の④は「意見を表明する権利 児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される。」(第12条)です。

提要の「校則の見直し」では「その在り方については、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましい」「その見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことが求められます。」と記されています。児童生徒の参画に関して、提要は「校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有する」と記しています。

日本政府は1994年に子どもの権利条約を批准していたのですが、平成22年(2010)度版の「生徒指導提要」に「子どもの権利条約」も「意見表明権」も盛り込みませんでした。それが、生徒指導に子どもの権利条約、とりわけ意見表明権が反映されてこなかった大きな原因の1つと考えられます。今回、「生徒指導提要」に「子どもの権利条約」が明記され、また「子どもの権利条約」の「4つの原則」として「意見を表明する権利」が明記されたのは学校現場にとって重要な改定です。

学校はどう対応するのか

日本の学校の実態、つまり子どもの意見が学校運営にほとんど反映されていない状態は、「こども基本法」と「生徒指導提要改定」によって大きく転換されなければならないこととなりました。この転換に学校現場は対応し、子どもの意見表明権を保障できるのでしょうか。

セーブ・ザ・チルドレンの調査で、「子どもの権利としてふさわしいと思う内容を選んでください」と尋ねた結果があります。子どもの権利に含まれるが、3割から4割の教員が子どもの権利としてふさわしい内容として選択しなかった上位3項目は、「遊ぶ、休む権利」「意見を表明でき、正当に重視される

権利」「医療・保健サービスや社会保障にアクセスする権利」でした。

現状では、子どもの意見表明権の保障は困難です。意見表明を子どもの権利として捉えていない教員が1/3を超えています、また子どもの権利条約を子どもに伝える取り組みをしていない教員が5割近くいるという現状では、子どもの意見表明権の保障をするように法律や教員の指導の基本書で定められたといっても、その実現は厳しいと判断せざるを得ません。それでは、どうしたら良いのでしょうか。

宮下さんは、子どもの権利条約の学習を教員と生徒に必修化するべきだと主張されました。条約実施に関する一般的措置に「あらゆる段階の学校カリキュラムに子どもの権利条約および人権一般の学習を編入すること」とあります。また国連の勧告に「教員、裁判官、弁護士、家裁調査官、すべてのレベルの公務員に、子どもの権利条約の計画的かつ体系的な教育および研修を継続して実施すること」と記されています。

「子どもの権利条約」を理解している教員は 21.6%

子どもの権利条約を理解しているかどうかの前述の「学校生活と子どもの権利に関する教員向けアンケート調査」の結果では、内容までよく理解している教員は21.6%しかいないということなので、子どもの権利条約を子どもに「周知し、理解を得る」立場にある全国の教員については子どもの権利条約についての研修が必要になる。そして、すべての生徒への子どもの権利条約の学習を確保するためには、子どもの権利条約の学習を学習指導要領に入れることが必要となります。

これが実現するまでは、学校現場では自主的研修と教育課程の自主編成をすることが重要です。アンケート調査の「直近の1年間で、子どもたちに子どもの権利を伝えるために、あなたの学級ではどのような取り組みをしていますか？」に47%が「特に取り組みはしていない」と回答しています。「子どもの権利に関する授業を実施するにあたって、どのような難しさを感じていますか？」の質問には、「適切な教材がない」「教員が多忙で子どもの権利についての授業を実施する準備ができていない」「子どもに関心を持ってもらうのが難しい」が3割代に上っています。教材については研修によってサポートする必要があります。「教える時間がない」については「総合的な学習(高校では探究)の時間」などの中で、人権教育・主権者教育の時間を設けて実施するなどの教育課程の編成が必要になります。教員増・少人数学級実現で生徒と話し合う時間の確保をしていくことも必要です。さらに生徒に知識の詰め込みだけでなく、自治的活動の時間を確保することも必要になります。

勤務年数が短い教員の方が「内容までよく知っている」と回答する割合が低く、大学における教職課程教育で「子どもの権利条約」の学習がほとんど行われていなくて、また近年も増えていないことが分かります。つまり、これから教員になる者については大学での教職課程で学ぶことが必要となるのです。

「子どもの権利条約」を教職課程、学習指導要領に

文科省が、①大学の教職課程で「子どもの権利条約」及び「こども基本法」についての学習を必修化すること、②大綱的基準である学習指導要領に子どもの権利条約の学習を入れること、③文科省「生徒指導提要」に「子どもの権利条約」と「意見表明権」が入ったので、文科省は校則改善や授業改善、施設・設備の改善などで子どもの権利条約に基づいて子どもの声を聴いてすすめるよう通知すること、を提言します。また、文科省が上記のことについて実施するまでの間は、各大学の努力で、教職課程に「子どもの権利条約」及び「こども基本法」の学習を入れることを提言します。

教職員組合への期待として、日本政府と文科省が「子どもの権利条約の28年間の空白期」、さらに「高校生の政治活動と政治教育(教育基本法第14条)の46年間の空白期」をつくってきたために、主権者教育・民主主義教育が欧米と比較して大きく遅れてきた。そうした中で、子どもの権利条約に基づく「参

加と共同の学校づくり」と主権者教育を推進してきたのが教職員組合や民間教育研究団体、「子どもの権利条約市民・NGOの会」などであった。学習指導要領や教職課程に子どもの権利条約が入るまでの期間は教職員組合に子どもの権利条約の学習と研修、生徒参加と共同による学校づくりの推進の中核として期待したいと講演を結ばれました。

第4回総研「ジェンダー平等の教育を考える」総合研究会 2023年12月9日 オンライン

テーマ：「誰もが性の健康と権利を実現できる社会へ」

講師：東優子さん

◆アンケート「SDGsについて当然しなければならないことだと認識していること」の大学生1000人の回答は「LGBTQなど性やジェンダーに配慮する」が72%のトップ回答であった。「だれ一人取り残さない」の中にLGBTQがきちんと位置付けられていることが明確になった。2016年国連によるLGBTの平等な権利保障に向けた取り組みの世界的キャンペーン（2016）の印象的なポスター「人権はみんなのものあなたが誰であろうが愛する人が誰であろうが」の紹介から国連の取組みと人権にかかわる基本的な歴史、用語について解説された。

東さんのテーマには「ダイバーシティ&インクルージョン：人権としての性の健康と権利」とある。

◆はじめに

「ダイバーシティ（多様性）」の理解について、「なぜ私たちは女性問題や障害者差別解消法などの問題について取り組むのか、なぜ必要なのか」を考えた時、女性が弱いからではなく、障害者がかわいそうだからでもなく「何人も性別を理由に差別偏見にさらされてはならない」「何人も障害の有無を理由に排除されたり差別偏見を受けてはならない」からである。同様にLGBTQの問題に何故取り組むのかは「何人も性的指向や性自認によって排除されたり差別や偏見を受けてはならない」からであることから、「ダイバーシティの尊重は人権課題である」とくくります。

◆SDGsの開発目標に沿って関連性から考えを深めます。

・「1 貧困をなくす」この目標にも人権的問題は大きく関わります。スティグマ・差別・偏見が生み出す貧困の連鎖はLGBTの若者の実態（家族からの拒否、ホームレス、職場における差別、失業、うつ罹患率）に明らかであること。

・「3 すべての人に健康と福祉を」日常の様々なハラスメントに共通していることは「知らなかった」では済まされないという現代に進展がある。女性とエイズを例に挙げ、世界のエイズ予防対策として2025年までに生殖可能な女性の95%が必要なHIVおよび性と生殖に関する健康サービスを受けられるようにする。2025年までに女性、少女、HIV陽性者たちの間でジェンダーに基づく不平等や暴力を経験する人を10%以下に減らす。など国連事務総長による10の勧告が出されていること。「アフリカのエイズは女性の顔をしている」とは、情報の不足や不平等があり女性が自己決定できない環境にあることに他ならない。しかし、これは日本における梅毒の問題と共通しているのではないか。他にも日本でもマスコミなどによる日常にあふれる些細な言動がもたらすマイクロアグレッションやマイノリティストレスは傷つき体験として積み重なっている。

- ・「4 質の高い教育」不登校経験や自殺念慮を抱えたことのあるトランスジェンダーの比率が高い事実。学校におけるいじめと排除などマンガ「ヒューマンライツ・ウォッチ」でも確認できる。
- ・「5 ジェンダー平等の実現」NGOのジェンダーギャップ指数125位など日本は国際社会の中でどんどん低下している。政治家、管理職に女性が少ないことは要因の一つである。学校におけるキーワードとして「ジェンダーステレオタイプ」「アンコンシャスバイヤス」「ジェンダーギャップ(格差)」他がある中、教育現場も変わりつつある実態として、2018年お茶の水女子大学において「トランスジェンダー女性受け入れ開始」を皮切りにジワリと広がっている女子大学関係の情報も示された。また、ジェンダーフリーの時代に女子大学が存在することについて、ジェンダーの再生産装置であるといわれる学校だが、共学では果たせない女子大の使命はまだ残されていると考えをのべられた。
- ・「8 働きがい・経済成長」国連が企業むけに5つの行動基準を示した。どんなときにも人権を尊重するという行動基準は学校にも当てはまる内容である。生徒にどのような教育を提供するかの視点だけではなく、教職員、職員室、地域、保護者、学校に存在するすべてに差別をなくし公的支援の提供が大切であること。マクロレベルを上げて社会全体でどう考えていくかを考えたい。SDGsはその他にも関連するところは様々にある。

◆インクルージョン(包摂)について

だれ一人取り残さないためには「みんな違ってみんないい」というばかりではなく「合理的配慮の提供」によって「変わる」「変える」「調整を図る」「図ろうとする」ことが重要である。性別違和のある児童生徒に対する学校の配慮事例について2014年までの対応事例が文科省から示されている。具体的ではあるが右に倣えではなく「個別対応ができているか、画一的ではなく柔軟であるか」が重要である。また、「LGBT理解増進法(2023.6.16)成立」は国や自治体、企業、学校に対して性的指向や性自認の多様性に関して理解の増進が求められる法律(理念法)である。学校に求められることとして、学校や地域住民を超えて「教育環境の整備」「相談機会の確保」があげられている。学校は理念だけでなく、無関心をなくすことが必要。無関心の危険性については歴史的な事例として、アウシュビッツ収容所の生き証人でノーベル平和賞を受賞した作家エリ・ヴィーゼルの言葉「愛の対義語は憎しみではなく無関心だ。人々の無関心は常に攻撃者の利益になることを忘れてはならない」を引用された。アウシュビッツで殺されたのはユダヤ人だけでなく障がい者、同性愛者も含まれていたとのこと。1990年「府中青年の家事件」判決文から「・無関心であること、知識がないことは公権力の行使に当たる者として許されない」と判決は性的少数者が憲法によって守られた事例である。現実にはバックラッシュも起きている。多様性の尊重というのであれば「LGBTQを気持ち悪いと思うことも権利ではないか」と問われることがある。圧倒的多数の人にとってはマイノリティ(5%とも)の困り感、なぜ困るのかなどについては「よくわからない性質の問題である。どれだけ困っているのかは『想像する力』を持つことが大切」と、憲法学者の木村草太さんの言葉を引用された。更にマジョリティ側が陥りやすい罠として「みんなちがってみんないい」をそのまま受け取ることの危うさについて、「違いはその人の個性である」「障害も個性」では背景にある構造的な差別の解消にはなっていない。制度的、文化的、構造的差別を解消しなければならない。

◆改めてSDGsの開発目標における「性の健康と権利」について

開発目標では3-7、5-6に関連する。「5 ジェンダー平等」においては1994年国際人口・開発会議「カイロ」行動計画にて「リプロダクティブ・ライツ、リプロダクティブ・ヘルス：行動の基礎」が定義された。カイロ行動計画にうたわれた性の権利と健康については「性の権利は、国内法、人権に関する国際文書、並びに国連で合意したその他の関連文書ですでに認められた人権の一部をなす。」更に「北京行動綱領(1995)」がもたらした5つの画期的な成果について2020年世界女性会議では、あらゆる政策やプログラムにおいてジェンダーの視点を盛り込む「ジェンダー主流化」のアプローチを認めたグローバルな枠組みの行動計画が示された。WAS「性の権利宣言(2014)」ではあらゆる人々の性の権利を保障することなくして、性的に健康な状態を得ること、またそれを持続することはできない。WHOでは身体、精神がウェルビーイングであること。その人なりにより良い状態であることが確認されている。

◆人権としての包括的性教育とは

性教育の一つには国連が推奨している包括的性教育がある。もう一方は1980年代エイズによる「ノーと言おう」を含めた禁欲のみ性教育の2つに分かれる。日本は世界の中では包括的性教育に関しては後進国であり「おうち性教育」と言われている。学校における性教育は役に立たない現状があるからである。国連が推奨する包括的セクシャリティ教育(CSE)の定義とは、「(中略)・子どもや若者に知識・

スキル・態度・価値を身に付けさせ、健康・ウィルビーイング・尊厳を実現し自己選択の結果、他者と自己の権利について理解し生涯を通じた人権保護を確実なものとするのである。」と東さんは意識している。参考文献として明石書店「国際セクシャリティ教育ガイダンス」が紹介された（すべてダウンロード可能）。ユネスコ編「CSEテクニカルガイダンス」の特徴は科学的、積み上げ方式、発達段階相応、他 学校のカリキュラム・ベースであるが、何よりも自己決定を保障する人権基盤型アプローチであることが参考になる。包括的内容をどの段階でどのように網羅していくか8つの重点項目とトピックとして示している。その内容は多くの高校における現状である年間1回の性教育ではとても実現はできないことが投げかけられた。

最後に、世界の性科学者の同僚へのインタビュー「もしも、学校で性教育を行う機会が年に1時間だけだったら・・・どう使いますか？」世界の〈学校〉性教育～それぞれの国における現状と課題～をまとめたVTRから、性教育は人間関係、選択的、自己決定を保障することであることを学んだ。

◆東さんご講演の質疑から

▷生徒にジェンダーバイヤスについて感じる事を問うが、気づきは少ない。自分たちが置かれている構造に気が付いていない。

▷先進的なアメリカにおける性教育の現状、価値観は常に振り子である。歴史的にも大統領選（政党支持）に注目することで変化することがよくわかる。

▷世界の状況はアメリカを知ることで測れない。国連が人権の主流化の価値観を狙っていることに期待する。「同意と人間関係」ニュージーランド政府のニュース動画の紹介。

▷教員同士でも、これまでの育ちの環境や文化の中で備わった価値観と常に葛藤する。性教育はほぼ受けてこなかった。どのように打開できるのかを感じている。

▷インターセクシャリティーの課題を理解していても複合差別は違う。複合化されることによってその人にとっては変化していく。日本の教室においても外国由来の生徒など複合化されていることが考えられる。参加の態度は文化に合わなくても参加する権利義務はある。

▷もし1時間だけしかなかったら・・・LGBTQの教育では、初めに性的マイノリティの話を中心にしてマジョリティーの課題に入ったらどうか。

▷多様な生徒の個別事例に柔軟に対応することは困難、画一的な方法になってしまう。柔軟にできるとしたらそのヒントとして、教師は生徒に誠心誠意向き合っているように見えるが本人の意思の確認はできているのか。

▷自己決定が大切というが、自分で決めるだけでなくフリーで、フルでインフォームドコンセントが国際的。など、身近な問題を広い視野で受けとめることができました。

実践報告

レポーター：佐藤知子さん（長野南高校 養護教諭）

「人間関係について～知っておいてほしいこと～」(養護教諭による保健講話の取組から)

佐藤さんは、「DVをなくすことでジェンダー平等社会をめざす市民活動団体」である一般社団法人「アウェア (aware)」の養成講座で2006年にプログラム実施者としての資格を取得後、現在も研鑽を積み資格更新を行いながら高校の養護教諭として生徒と向き合う毎日を送っています。

勤務校である長野南高校では保健室に来室する生徒の実態から、大半が友人や家族との関係性について「暗黙のルール」に縛られていると感じています。考え方や受け止め方を少し変えることによって人間関係が楽になることが必要と考え、校内で養護教諭による講話の時間を確保して、生徒向けにジェンダー平等を骨格とした「価値観を見直すヒント」を伝えています。学校での1年生を対象とした保健講話（50分）の実践報告をいただきました。

1 はじめに「思春期」の定義と特徴について

急にイライラする、意地悪したくなる、腹が立つなどの気持ち、大人は信用できない、親と話したくないというような感情を科学的に捉え、性ホルモンが急増することによっておこる感情のコントロールの難しさは自分だけではないこと、また仕方がないものとしての受け止めが必要である。

2 人間関係についての考え方・受け止め方のクセを見直す

人間関係においては自分に合わない人が2割という「1：7：2の法則」がある。学校やクラスが世界のすべてではないし、全員に好かれるのは無理。他人の感情や出来事はコントロールできない事もある。生徒の「思い通りにならない感情」には期待しすぎや人から聞いたことによる傷つきがある。人それぞれの解釈があることを理解して「事実」ではなく「解釈」に傷つけられていることなどLINEの事例から、友人に頼りすぎず「一人である力」をつけること、「ぼっち」は悪い事ではない。ありのままの自分を大切にしてくれる人の存在を見逃さないことへの気づきなどバランスよく人間関係を築くための考え方、コツを提案している。

3 恋愛関係における思い込み「デートDV」について

法的な関わり、意識チェック、暴力の種類についての理解の上、要因として①「力と支配」力を持つ人は持たない人を力でおさえつけていいという間違った価値観の人間関係。②加害者も被害者も「暴力容認」してしまう仕組み。③「ジェンダー・バイヤス」幼いころからの男らしさ女らしさの固定的価値観が「上下関係」や「主従関係」となってしまう構造。④「ゆがんだ恋愛観（独占、強要、暴力）」による不安や恐怖でお互いを束縛することではない。これら4つの原因を学び落とすことが大事であることを伝えた。

そして、素敵な交際をするとは「自分らしさ」を大切にすることけっして暴力を振るわない。傷つくことを言われても平気な振りをしないで、自分の感情をごまかさずに正直にはっきりと「なんか今のちょっと傷つく」「・・・へこむ」などシンプルな言葉で伝えることができることが大事。

4 新たに学ぶこと

偏ったジェンダーの考え方に気づき、性の違いではなく個人の違いを大切にする。そして、自分とは違う相手の考え方や価値観を受け入れる。

相手を尊重して相手の立場に立ち想像しながら相手の気持ちをよく聞く。そのためには自分の聞く力の偏りを知ることや、自分を「ごきげん」にする方法を見つけてストレスをためないことも必要。そして、友達が相談してくれたら「気持ちを吐き出すお手伝い」くらいのつもりでアドバイスは不要。上手に聞くことで友達は「味方になってくれた」とものすごくエネルギーになる。

佐藤さんは、「性教育」で始めない。人間関係から入ることで日常から包括的な性教育、人権教育に繋がることを意識しています。さらに養護教諭を知ってもらう機会として積極的な取り組みを継続しています。(教文通信 No286、2024, 4, 1 発行にも報告があります)

第5回「デジタルシティズンシップ教育を考える」総合研究会

講師 豊福普平さん（国際大学 GLOCOM 准教授・主幹研究員） 講演「デジタルシティズンシップとは何か」 模擬授業「情報の信頼性を見極める」

「探究活動（情報検索を含む）うまく仕掛けられていますか？課題は何ですか？」

テクニックとして情報検索をすることはできるが、その前に調べることにについて、生徒は納得しているのだろうか。子供は課題の設定ができず、いい問いが作れないから課題の探究活動に入れない問題がある。

いまは工業社会から情報社会への公教育の転換点にある／学習機会の偏在から遍在へ

公教育の仕掛けが大幅に変わる予兆がある。今までの授業では先生の背後に到達しなければならない目的やゴールがあり、生徒の様子を見てさじ加減をしながら授業をする。それはゲートキーパーという考え方で、重要なのは、授業を受ける側には情報がないということ。だが、実際には先生が教える前に生徒は知っていて、教育系ユーチューバーなども教えてくれる。それが学習機会遍在である。そういうと先生はいらないと言われるが、そうは思わない。子供は検索しても一番上しか見ないし、きちんと引けていてもそれがその子供にあった学びかどうかはわからない。情報自体は与えていなくても、学びが合っているかどうか教えてくれる人、子供がフロンティアに立って自分で調べなければならないときに横で支える人は重要だし必要である。

変わる社会の教育への要請と課題

工業社会の教育は産業革命のさなかに出来たもので国家教育のための人材育成や安定化した社会、規格化された労働力が必要だった。今は個人の幸福がなければ社会のウェルビーイングはありえない、という考え方に変わっている。情報技術によって社会が変わっていくことを前提とする予測不可能な社会。職能もその時々で変わっていくので、柔軟に対応していかなければならない。19世紀の中ごろは学ぶ機会が限られていた。今はどこにでも学ぶ機会があり、しかも今この場所でないと学べないというものでもない。教員が主導する一斉授業はもう流行らない。特性や向き不向きに合わせて、学習者の都合で学べるようにすることを指導要領でも言っている。単元内で自由進度にするという小さい話ではない。

テクノロジーを使いこなす生涯にわたって能動的に学び続ける主体の形成／Stem と探究

テクノロジーは学んでいくためのキーアイテム。生涯にわたって能動的に学び続ける主体をどうやって作るのかは課題になっている。探究活動は Stem 教育をつながっている。どういう位置づけで行うか投げかけた「MOST LIKELY TO SUCCEED」という作品は有識者や多くの学校取材を2年間積み重ね制作されたドキュメンタリー。

「MOST LIKELY TO SUCCEED」予告（動画を視聴、以下概略）

この学年でこの科目を学ぶという順位は124年前に決定されたもの。古い教育は終わり、私たちはそのあとの時代を生きている。学び方は人それぞれ。正しいやり方はない。課題をゴミ箱行きにするのも一人の生徒の経験。課題で何かを作ってその分野のプロに紹介するなら全体の流れは変わる。私たちはそのような戸惑いや好奇心を生徒に植え付けよ

うとしている。観客のために何かを作っているからこそ真正性という側面が生まれる。人生の中でもっとも大きな満足を得られるのはそれまでなかった何かを作り出すこと。子供たちはそれが自分を変えてくれるという感覚を持っている。「私がこれを作ると皆が見に来るんだ。」

人工知能（AI）やロボットが生活に浸透していく 21 世紀の子供たちに必要な教育とは何か？について有識者が語っていることを元にアメリカ、カリフォルニアに「High Tech High」という、プロジェクトベースの学校が作られた。探究だけやっていて成績は大丈夫なのか、という疑問もあるが、「High Tech High」を紹介したこの動画を見ればわかる。

「STEAM/PBLとは～米国先端事例から学ぶ」（動画を視聴、以下概略）

- ①PBL(Project Based Learning)は観察・省察・記録・展示で構成
 - ②公に向けて展示し本物の作品を作る
 - ③共通の目的と作品を作るための真の理由を持つため学ぶモチベーションや取り組み方が高まる
 - ④PBL は基礎的な知識を教えるための手段。④説得力のある読み書きのスキル、実社会課題解決の科学的な考え方と解決方法を学ぶ
 - ⑤テストに強い人材よりも実生活で活躍できる人材を育成
 - ⑥フェアネス(公平性)が根底にある
 - ⑦プロジェクトのデザインは教師がチームで働き協働して行う
 - ⑧生徒はコミュニケーション力、表現力、学びに対する熱意が高く、共感的
 - ⑨教師の裁量が大きい、生徒のニーズにあったカリキュラム
- ここで学んだ生徒たちは一流の大学に進学・進級・卒業し、そのあとも輝かしいキャリアを歩んでいる。進学率が高く、中退率は低い。

教科の考え方はそれぞれあるが、横ぐしをさして、プロジェクトに起こしていくということが必要だと言われている。新しい学習方法も模索されている。①プロジェクトベース学習／少人数のチームで自ら課題を設定し、調査や実践を通して解決する学習方法②プロブレムベース学習／指示された課題の解決に向けた方法をチームで意思決定する過程で、解決への道が一つではないことを示す学習方法。③デザインベース学習／デザイナーが使う表現方法を用いて、学生が持つ既存の知識や発想をものづくりにつなげていく学習方法。

①も②も PBL。従来型の教育は系統的に教えるための教育だが、そういうものではないものが求められるようになってきている。だからこそ情報検索が必要。

デジタルシティズンシップとはなんだろう？

今までの授業、学校と家庭の分断を続けるのならデジタルシティズンシップはいらない。情報モラルで十分。でも新しいことをするのなら、デジタルシティズンシップが必要。

シティズンシップとは市民権・市民活動。それをベースに考える。子供たちの生活・人権・多様性・包摂などのコンセプトがここに乗っかっている。GIGA スクール以前はデジタルを使うことは非日常的なことで、デジタルは教員が使わせる教える道具。今は一日中使う状況になってきていて、それを加速したのが GIGA。学校での使い方が変わり、家でも勉強の一環として、情報を得るためではなくて他の人とやり取りをしたり、モノを作ったりする手段として使うようになってきている。モノを作るの

は消費するより時間がかかる。没頭していれば親から小言を言われる。子供が板挟みになるのは避けたい。

デジタルシティズンシップの定義は「デジタル技術の利用を通じて社会に積極的に関与し、参加する能力のこと」(欧州評議会 2020 より) わかりやすくいうと「安全・責任・相互尊重 (3原則)のもと自身の力でデジタル世界を歩めるよう支援すること」が教育の目的。

デジタルシティズンシップを必要とするのは子どもだけではない。

大人もまたデジタルの経験を十分持たない。デジタルシティズンシップは社会全体に必要とされるもの。大人もニセ誤情報に騙される。ネット依存も心配。サービスを提供している会社は、長い時間をサービスに費やしてほしいし、より多くの広告を見てほしいので滞在時間を長くする仕掛けを作っている。

デジタルシティズンシップ教育 Common Sense 教材の6つの領域を理解する

デジタルシティズンシップには6つの領域がある。①プライバシーとセキュリティ／みんなのプライバシーに気を配る②対人関係とコミュニケーション／言葉の行為のパワーを知る③ニュース・メディアリテラシー／批判的思考と創造④デジタル足跡とアイデンティティ／私が誰なのかは自分で決める⑤メディアバランスとウェルビーイング／デジタル生活にバランスを見出す⑥ネットいじめ・もめごと・ヘイトスピーチ／親切と勇気。今日模擬授業をするのは③の「ニュース・メディアリテラシー」

責任のリングから考えるデジタルシティズンシップと探究活動の接点

デジタルシティズンシップの定義は「デジタル技術の利用を通じて社会に積極的に関与し、参加する能力のこと」だが、そもそも社会参加とは何なのか？デジタルシティズンシップの社会参加は「デジタルによって加速されるコミュニケーションやメディアを通じて社会にはたらきかけ貢献すること」でもその素地や実感は学習過程で磨かれているだろうか？ネットを使って他の人と交流する、メディアを使って他の人を説得するとかフィードバックをもらうということがあって初めて意味がある。

スキル×知識の定着には生活文脈と操作・実践可能な環境が不可欠

スキル、知識の定着はとても大切だが、授業の中で教えても子供はのってくれない。彼らの生活文脈とくつつくことが絶対に必要。操作・実践可能な環境がないとダメ。学校でいろいろ教わっても、自分が学校の中でスマホやデジタルの環境を自在に使える環境がなければ、実践できない。探究で情報検索を学ぶのは良いが、自分で自在にこの場所で検索できなければ、知恵にならない。

責任のリングと Next GIGA の目標

デジタルシティズンシップを教えるとき、責任のリングを用いる。＜責任のリングは3層の円で、内側が私（赤）、真ん中が共（緑）外側が公（青）＞普通の責任は緑（共）。顔が見える相手に約束を果たす。でも責任には自分に対する責任（私）もある。自己を管理できているか、健康に生活できるか、時間をマネジメントできるか。デジタルで重要なのは青（公）のところ。自分たちが知らない相手にも影響が及ぶ。子供たちの悪ふざけが、リツイートされて、知らない相手に流れていき問題になる。最初から公になるかもしれないと思っていたら、やめとこうと考えたかもしれない。でもだから Twitter を使うなということではない。ネットは使ってなんぼ。使うなというのはもうメッセージにならない。子供

たちの生活に不可欠だが、親たちはそれに対してよい印象を持っていないし、将来の役に立たないと思っている。でもちゃんと使えば役に立つ。GIGA を使いこなして、子供たちの役に立って、さらに先に行くにはどういったものが絡んでくるのかまとめてみた。「私」では、ツール・学びの個別化。「共」では相手と顔が見えるやり取りをするがそれは、コミュニケーション・学びの協働化。「公」が日本の学校では決定的に足りていない。探究の活動をしてそれを公にしていますか、ということ。学級の中で発表してもお互いやっていることを知っているの、ふーん、なるほどで終わりだが、ほかの人に見せることで変わってくることを強調したい。

責任のリングと私/私と Tool の観点

Next GIGA には3つの条件がある。①指示やルールがなくても自身の道具として有効活用出来る。②課題（タスク）に対して複数の方法を想起・選択できる。学校の授業だと先生はやり方を一つしか示さない。自分で選ぶ、戦略を自分で立てることはほとんどの子ができないが、これが好き、これはうまくいくというのがわかっているれば、それをすればよい。③他者のトラブルやリスクを一緒に解決・支援できる。

責任のリングと共/共と Communication の観点

共というのはコミュニケーションだが、学校のコミュニケーションは非常に限られている。先生と生徒の個別のやりとり。生徒同士がつながるグループワークという言葉があるがそれはもう死語。ネットはコミュニケーションの方向や相手で枠を作れる。コミュニティを作って、先生だけ話せるようにもできるし、参加する人がトピックを作ってスレッドで話すこともできるし、参加している人が他の人を呼んできてもよい。それがネットの本当に良いところ。学校の先生はネットにすごく慎重で斜めに見ているところがあり、メールもチャットも SNS も学校の中で解禁しているところは少ない。子供にもっと使わせたい。いろいろなことが起こるが使い方を覚えてなんぼでしょという話。

① 相手や場面に応じて適切なコミュニケーション手段と作法を使い分ける。高校生ならこれくらいはやってほしい。②関係のなかで役割を引き受けたりリード・フォローしたりが出来るこれはとても大切。ネットでゆるくつながっている中でそれぞれの役割をとることが自然にできる。③ネットでの他者への頼り方やコミュニティへの貢献の仕方を学ぶ。ネットで他人にたよるといのは、情報モラルでは絶対に言わない。援交やトラブルにつながるから。でもそんなことはない。愚痴を聞いてくれる人、励ましてコメントをくれる人がいる。友達関係が恵まれていれば自然に覚えるかもしれないが、コミュ障の子もいる。ネットが怖いと刷り込まれているので自分では書き込みできない、という子もいる。だが、すぐもったいない。いきなりラインをしなさいとか、オープンなコミュニティに参加しなさいとは言わない。そのために学校がある。学校のクローズなコミュニティで、チャットでいろいろやっていると、例えば小学生くらいではチャットをオープンすると不適切な言葉を書く子がいる。クラスの中ならよいが、外につながっていれば炎上する。ネットは誰に書いているのか、書いていいこと悪いことがあると学ぶ。そういう小さいケガ、経験をしていかないと、ネットはうまく使えない。経験で学ぶことがいっぱいある。

責任のリングと公/Next GIGA 公と media の観点/著作権・肖像権の課題は公の場面で顕在化する

①自身の学びをポートフォリオ化し他者に説明できる これは PBL や探究の学びの評価にかかわって

くる。テストができないので、何を学んで成果として得たのか説明してもらうことやパフォーマンスでしか評価できない。ポートフォリオに残すことは将来的な課題。②公に対するメディア・パワーの行使とフィードバックの機会をもつ。日本の子供たちは模造紙に新聞を作るが、ネットにブログは学校で書かせない。でも、海外では書かせている。高校内のクローズなブログに書いて、ほかの子からコメントをもらう。それはいずれ自分が公にどういうことを書くのかの予行演習を兼ねている。③社会参加・課題解決の当事者（アップスタンダー）の認識と役割を引き受ける。メディアを作るのはユーチューブやティックトックで簡単に作れるが、どういう人が見て、どういうメッセージが伝わるのか、子供は意識していない。自分の周りの子からだけ、反応が取ればよいと思っているから。でも公に学校の名前がついて探究の成果としてユーチューブに乗ることになれば、途端に状況は変わる。多くの、自分たちが知らない人にメッセージを届けると自分たちが伝えたいようには伝わらないし、誤解もされるから、公とやりとりをするためのメディアの作り方を本気で考えると思う。そういう場面をつくらないと、著作権・肖像権の問題は子供の自分事にならない。メディアは公にするから問題が起きる。公にかかわる部分で問題は顕在化する。

アップスタンダー社会の担い手としての自律

アメリカのコモンセンスという財団が作っている「市民間のオンライン対話、キャメロン・カスキーとの対話」という動画。アメリカの高校生が、ネットを使って社会運動を展開した結果彼らに起こったこと、考えたこと、学んだことについて語っている。（動画を視聴）

バイスタンダー（傍観者）アップスタンダー（行動者）／我が国の社会的参加に足りないものは

集団の中でいじめる、いじめられる関係を作らないようにするのが最近の考え方。その時にアップスタンダー、行動する人という言い方をする。自分にどういう役割が取れるのか、ネットいじめでは話題にする。地域の課題で課題可決をするときに、足りないのはまさにこれ。バイスタンダー的な考えでは、社会に対して貢献しているという意識は普通ない。でもそうではなく、何かしらできることがあると考えて、積極的な参画者、創造者として地域にかかわることは、高校生や中学生にとって大切なこと。住んでいる場所から恩恵を受けているが、自分から何かをお返りする、役に立てるということを経験としてほとんど積めない。被災の時は違い、東北の大震災の時は中学生が大活躍をした。地域の担い手として重要だし、よく働いてくれる大切な存在だが、非常時にしか彼らの存在感を示せないのはおかしい。

市民参加の階梯（はしご）

地域とつないで行動して形にしていくところで、ぜひ覚えていていただきたいのがアーンスタインの「市民参加の階梯（はしご）」。行政が市民参加をするときにいろいろ段階があることを模式で示している。最初は操作・ごまかし、ガス抜き、情報提供、意見徴収・協議、懐柔と続き、協働以上、一緒にプランを考えようとか、課題を突き詰めて討論しようというくらいになると、街づくりや市民参加として機能するのは子供も同じ。ルールメイキングするというのは最近の流れだが、それは対等ではない関係で作られている。子供は立場が弱いから、自分たちができること、担えることを非常に矮小化してとらえてしまうことは考えどころ。デジタルシティズンシップ的にはコミュニケーションも使え、メディアとやり取りもできたうえで、いったい何を還元するのかをぜひ考えたい。

子どもの生活文脈学びの高度化テクノロジーとの活用ステージは強く関連する

子どもたちはこういう飛び道具がないとデジタルの海をうまく泳げない。だから子供たちにそういった能力をつけていくことはとても大切。そのうえで情報検索をどうやってしていくか。例えば答えが一つで教科書に書いてあるようなことを情報検索することは、あまり子供たちの動機付けにはならないし、ライブなネットの使い方としては面白くない。必要なのは動いているような事象をどうとらえるかで、難しいけれどこれができてこそネット。情報がどういう伝わり方をして、どういう立場の人が情報を投げているかによって反応は大きく変わるの面白い。ある小学校が違法な授業をしていたという記事がでた。だが情報のソースは何だか怪しい。記事の背景を考えると政治的な意図があつてやっていることに思えるし、その次の情報が出てくると、どういう背景だったのか見えてくるはず。重要なのはそこからで背景を知ること。

メディアの縦読みと横読み フェイクニュース（誤情報・偽情報）に対抗する／縦読みとチェックリスト

縦読みをするときのチェックリストは情報自体がどういう信頼性があるのか、中のコンテンツを読むというやり方。法政大学の坂本先生がお書きになった「だいじかな」を拝借した。（だ）誰が作ったのか。（い）いつ作ったのか。（じ）事実か？参照はあるか？意見なのか何かを参照しているのか。論文なのか単なる意見記事なのか。（か）自分とどんな関係があるか？（な）なぜこの情報は作られたか？（な）が大事。そこに意図がある。2000年ころ、海外の文献をあたってみたらこれがあり、調べたことに信頼性があるのかどうかを知るための教材がたくさんあった。インターネットで検索してそれをレポートにすることに対しては、いろいろな意見があるということがわかった。

横読みの方法 Lateral Reading

スタンフォードの歴史教育グループは縦読みには意味がないと言っている。ネットの情報は膨大すぎて、縦に読むと彼らがやっていることに巻き込まれる。もっとドライに見る方法がある。それはラテ、横に読むということ。横とは何かというと、ウェブの画面を見ていると上にタブが出てくる。ネットで仕事していると参照してタブに入れてページを作ると、横に並ぶ。それを横に読んでいくのが横読み。当該の情報のサイトの外側から、信頼度を探る。すごく面白い。ただし情報そのものを縦に読んでいくのとは決定的に価値観が違う。重要なことを3つあげる。①情報の背後にいるのは誰か？②エビデンスはなにか？③他のソースは何を語っているか？午後は模擬授業で①と②を実際にやってみる。

模擬授業の説明部分 *説明の後、実際に情報を見分ける課題を実施

スタンフォードの歴史教育グループ作成の動画（動画視聴・以下概略）

人々は洗練された現代的なウェブサイトのデザインに騙されてしまう。オンライン・コンテンツを評価するスキルを持たない学生が増えている。プロのファクトチェッカーはラテラルリーディングと呼ぶ戦略を採用している。ファクトチェッカーは見知らぬサイトを調査する際、まず別の場所に行きより広いウェブを参照することで、消費する情報の背後に誰がいるのか、その情報を信頼すべきかどうかを知る。私たちのアプローチは情報の質を判断するために専門家がやっていることに基づいている。私たちの目標は生徒をプロのファクトチェッカーにすることではない。簡単にマスターできよくある間違いを避けるスキルを身につけること。生徒が信頼できる情報源と信頼できない情報源を見分けることができれば、操作される可能性は低くなり十分な情報に基づいた意思決定をする準備が整う。

スタンフォードのチームが作った動画ではラテラルをするときに、ウィキペディアを結構使い、重要

なソースとしてみている。学校では誰でも書き換えられるからウィキペディアを使うなど言っている。調査したところ、ウィキペディアは一般的な科学的な知識に関する説明で間違いが4か所あり、ブリタニカは3か所でありあまり変わらない。皆が調べて争点になり書き換えの戦争が起こりそうなものは、編集ができないようにロックがかかっている。ウィキペディアのエディターの中のヒエラルキーの高い人でなくては書き換えられない。ウィキペディアはすぐ項目をつくり、それが更新されていくところに最大の売りがある。アメリカのウィキペディアは記述の中にたくさん参考文献がある。日本のウィキペディアは参考文献があまり載っていない。ファクトチェッカーは参考文献にヒントをもらう。具体的にどうやってファクトチェックをしているのか映像で見せたい。(動画を視聴、以下概略)

- ① 投稿をどう評価するか、その過程で情報の背後に誰がいるか、情報をそのまま読むのではなく、一步引いて問う。
- ② 情報を発信したツイッターのアカウントを調べる。アカウントのプロフィールを見てプロフィール写真と簡単な説明をチェックする。アカウント名や説明はアカウントの運営者がデザインしていて、嘘をつくことができることを忘れてはいけない。
- ③ アカウントについて他の人が何を言っているかチェックする。その際、検索結果をクリックする前に注意深く見る「クリックの抑制」をする。最初の方の情報はアカウント自体から出ているのでクリックしない。検索結果の中で、信頼性の高い情報源から出ている情報をクリックする。
- ④ 情報を手掛かりに、アカウントの背後に誰がいるのか考える。

クリックを抑制する。

リストの一番上をクリックしてはいけない。検索したページの周りをみる。PRが多いとか、スミペット(要約)にネガなことが多いとかわかる。そのうえで一番まともなものを引いていく。(大手で信頼性が高いと言われている出版社からでてくる情報など)中高生が調べ物をしていて、陰謀論にはまってしまふパターンがある。検索されてでてくる結果自体が履歴によって操作されているということに気を付けて欲しい。記事かと思って開こうとするとPR。開かせようとして仕組まれている。背後にあるアルゴリズムや仕掛けについて気づくことを並行して進めていく。

講演質疑応答

Q. 日本語の教材はありますか？

A. 間に合わなかった。日本語のウィキペディアは英語のと比べて引用が少なくダメ。

Q. TwitterやFacebookなどのSNSをする必要があるのか？

A. 小中高生は、学校内のクローズのSNSをする必要がある。子どもたちにいきなり外海に出て波にさらわれる経験をしてほしくない。読んでいるだけでは面白くないし、閉ざされた中でコミュニケーションする経験が必要。大人の場合は、安全性を考えるとFacebookがよい。チャットは小学生から体験させたい。キーボード入力が速くなる。

Q. 探究学習でネットの裏が見抜けなくてよくないというケースはあるのか？

A. そこまでいきつけてない。健康食品など怪しい情報もあるがそういうテーマは選ばない。

Q. このような研修は必須ではないか

A. 今日の研修は概論。系統だって学ぶ必要がある。興味があれば日本デジタルシティズンシップ研究会オンラインゼミに参加してほしい

インターネットの知識は大学生でも怪しい。アプリで開いてしまうから、アドレスの知識がない、ドメインを知らない。ドメインはインターネットの住所だからこれで判断することは重要。基本的スキルがないがしろにされている。小中高のどの段階で学ぶか、押し付け合っていて難しいと感じている。

Q. 学校内の子どもたちのやり取りはあるのか

A. 1995年にアップルと連携して小1からオンラインで全国の学校で交流するメディアキッズを立ち上げた。小学生からオンラインでのコミュニティは可能。探究で使えるインタレストコミュニティやグループはまだ作れていないが、作っていくと面白いと思う。

Q. デジタルシティズンシップとSTEM/PBL導入は同時が良いか？

A. 設計しだい。いっぺんにやったほうが親和性は高い。一斉授業をしていてデジタルシティズンシップをやっても必要ないということになるし、プロジェクトを進める中でネットの制限があって使えないというのはおかしい。ツールとして使える状況をつくらないといけないし、行動規範を学ぶことも同時にやらないとプロジェクトは成功しない。プログラムを組むときに俯瞰的に見る必要がある。

Q. 職員間の情報格差が大きい。研修が必要。日本版教材開発をお願いしたい。

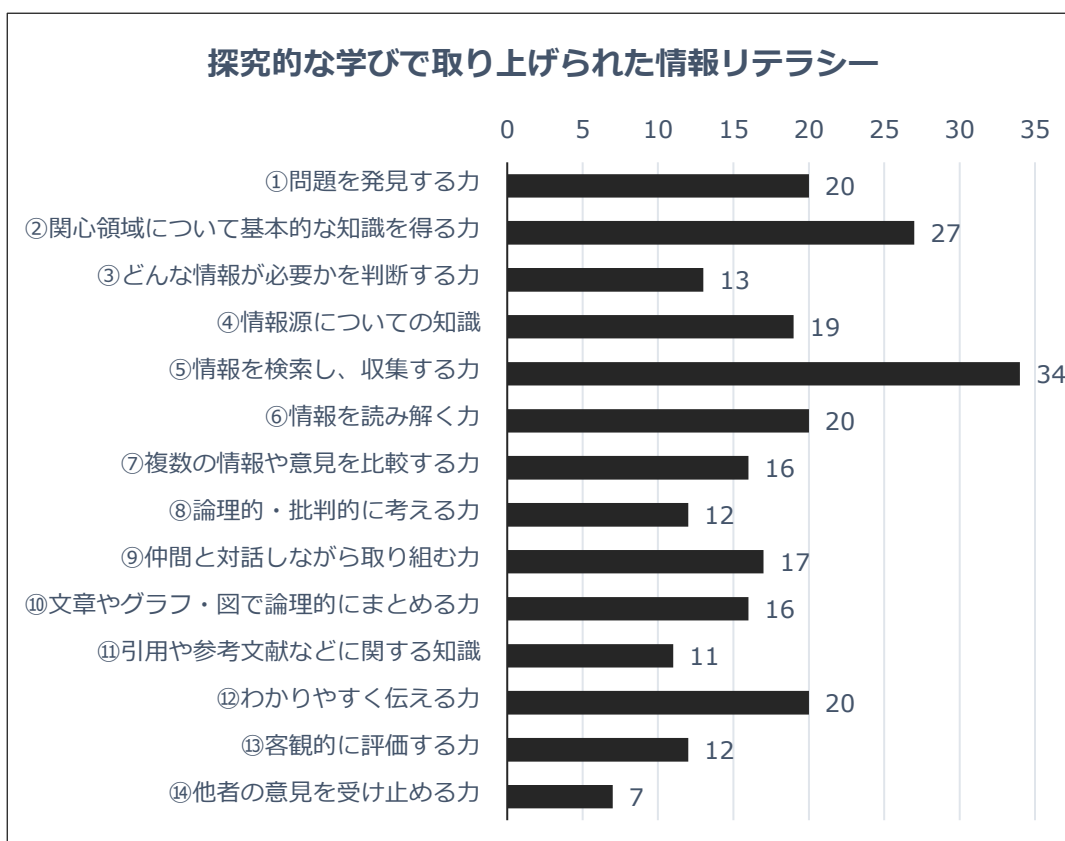
A. デジタルシティズンシップ教育については、小中は頻繁に校内研修をしているが、高校ではほとんどしていない。

実践レポート①

「生徒の資料・情報探索を支援して」

諏訪清陵高校・附属中学校 学校司書 松井正英さん

中高一貫校で、学校司書が生徒の発達段階に応じた情報探索ガイダンスを実施している様子が報告されました。



○生徒の資料・情報探索の課題と対応

- ① Google や Yahoo! で検索すればなんでも出てくると思っている
- ② 自分が調べたいことは、そのテーマの言葉が書名に入っている本を探せばいいと思っている
- ③ 調べたいテーマにある言葉（キーワード）や最初に思いついた言葉でしか検索しない

この3つの課題を挙げ、具体的な対応の例を紹介。

例) 「班田収授法」を調べようとして困っている中1の生徒に対して

「そもそも件名標目表（本を分類する際に付与する検索キーワードをまとめた表）に含まれていない言葉なので、蔵書検索をしても引がかかってこない」と指摘。検索キーワードを本で調べ直すことで関連語や上位語を確認し、検索しなおすよう促した。

○生徒自身がステップアップしていく「情報探索ガイダンス」の実施

中高一貫の6年間に、何度も実施しています。学年が上がるにつれ、より高い情報探索能力を身につけられるようなガイダンスが、資料をもとに説明されました。図書館での本の探し方に始まり、ウェブサイトの特徴やOPAC（他の図書館の蔵書検索をオンラインで行う）の方法、さらにはウェブ検索に役立つ検索演算子までを知ることができるガイダンスです。一定の効果があつたとの感想が生徒から得られているそうです。

学校司書による情報探索ガイダンスは、機会が少ないため全部一気に伝えようとしがちです。諏訪清陵では、学校司書が授業者に対し積極的に提案することでガイダンスの回数を増やし、少しずつ確実に生徒へ伝えていることがわかりました。

多様で膨大な情報の中から必要なものを探し出し役立てる力を身につけることが、今の子どもたちに求められています。学校司書がどのようにガイドしていけば良いのかが具体的に示されたレポートでした。

実践レポート②

「図書館を使った授業の実践 in 木曽青峰； どうしたら役立つ学校図書館になるのか 本で調べる意義とは」 木曽青峰高校 学校司書 三澤五月さん

木曽青峰高校は、全日制4科4クラス、定時制1クラス。図書館は4スパンと標準より広く、閲覧机10、蔵書検索用パソコン3台。電子黒板は昨年まで他の部屋と共用だったが、今年度から専用になった。図書館の特徴としては、①4科の専門書が多く、森林・建築・木工・インテリアなどの本が充実している。②2回の統合を経て蔵書数が多い ③生徒が制作した書架案内板や入口の時計などの生徒作品が多い。蔵書数は39,440冊であるが半分以上が20年以上経過した古い本。貸出は一人当たり6.2冊。授業利用時間は、探究開始の2019年が204時間、2022年289時間と非常に増えている。

図書館を使った授業では、調べもの、ディベート、ポスター作成、資料集とスマホを使った調べ学習、インテリア科の生徒による案内板の設置、おためし読書、百科事典を使った調べ学習など幅広い。中信地区SLAでは継続して図書館を利用した授業の記録をとっており、配布資料は7年間の事例をまとめたもの。例を挙げると、インテリア科の卒業制作では図書館が好きな生徒が図書館の要望にそった案内板などを制作、国語は、語句調べ、テーマに沿って本を読みPOPや帯にする、ビブリオバトル、ディベート、短歌や俳句、エッセイ、取材などの制作、「山月記」「戦争」など単元に関わって関連本を読む、新書点検読書など。数学は利用は少ないが興味深いテーマで調べ学習をしている。地歴公民はテーマを与えてレポート作成するというものが多いが、「世界遺産」「旅行計画」などもある。理科は調査、まとめ、発表のかたちをとるものが多い。面白いものでは、免疫を擬人化して紙芝居をつくった。理数探究、森林環境、インテリア科の課題研究、普通科の探究ではそれぞれガイダンスを行い、その都度レファレンスに応じ資料提供をしている。こうしてみると教科の特性による違いが見えてくる。図書館としては求められた資料を早く確実に提供しなければ役に立てないので、資料を充実させていくことが求められる。

授業がどう行われたかもう少し詳しい記録があったほうが良いということで、2022年度から松塩木曽地区で授業記録シートをとり始めた。先生に「学習のねらい」「学習活動の展開」「指導のポイント」を記入してもらった。「地図の創造力」の授業のきっかけは、図書館の地図の本の展示である。先生から様々な地図のリクエストがあり、古い本も活用された。「古典作品でゲームを作ろう」では、生徒の創造力に感心するようなおもしろいボードゲームが完成した。「古典作品を新聞記事にしよう」は、源氏物語「夕顔」からテーマを決めて記事をつくるというもの。クイズや仕掛けを施したおもしろい記事が出来上がり、図書館で保管している。図書館を使った授業の記録用紙は先生方や司書の参考になると思うし、図書館を知ってもらうためのツールとなるのではないかと思うがどうか。学芸大学のデータベースもあり、本校でも2人の先生が利用している。記録をとることは先生方には負担が大きいと思われるので、先生方の意見を聞かせてもらいたい。

生徒に図書館での授業についてのアンケートをとった。全体的に良かったという答えが多く、特に「新書のまわし読み」がよかった、理数探究では物質を調べるのに、ネットよりも詳しく一度にたくさんの

ことが調べられた、授業で強制的に読まざるを得ない状況の中で普段手に取らない本の良さに気づいた、古い本、古い情報だとネットの情報を使いたくなってしまうので改善されるとよいという声があった。

先生方のアンケートでも、授業で使うことで図書館や本に親しむことを評価する声が多かった。またネット情報と書籍情報を比較したり、信頼できるネットの情報を探すなどデジタルシティズンシップ教育への要望もあった。図書館を使う意義についても多くの回答をもらえた。

図書館利用の際の一番重要なことは、先生との打ち合わせだと思っている。どんな資料を用意するか、別置をするか、パスファインダーを渡すか、などを相談したい。作品やレポートは後の授業の参考になるので、ファイリングや製本をして丁寧に保管している。

今後は、様々なWeb情報のメリット、デメリットを伝えていきたい。先生方の負担にならないような支援、気軽に司書に相談できるような雰囲気作りを心掛けていきたい。

Q. 電子黒板が専用になって変わったことは？他に必要な備品は？

A. 電子黒板の移動の手間がなくなったことと、使いたいという申し出が増えた。他には小さなホワイトボードが複数欲しい。先生からは移動可能な机が欲しいという要望がある。